

## 会 議 録

会議の名称		令和3年度(2021年度)第1回つくば市総合教育会議		
開催日時		令和3年(2021年)6月29日(月)13時から14時45分まで		
開催場所		つくば市役所5階 庁議室		
事務局(担当課)		総務部総務課		
出席者	委員	五十嵐市長、森田教育長、柳瀬教育委員、倉田教育委員、和泉教育委員、成島教育委員		
	事務局	《総務部》篠塚部長、中泉次長 《総務課》沼尻課長、高野課長補佐、木口係長、鈴木主任 《教育局》吉沼局長、貝塚次長 《教育総務課》笹本課長、山岡課長補佐、小野村係長、 武田主査 《学び推進課》横田課長 《総合教育研究所》山田参事兼総合教育研究所長		
	オブザーバー	《財政課》森田課長、大垣主計員		
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	7名
非公開の場合はその理由		—		
議題		(1) 学校現場における人的ニーズについて (2) つくば市教育大綱の実践について		
会議次第	1 開会 2 市長挨拶 3 議題 (1) 学校現場における人的ニーズについて (2) つくば市教育大綱の実践について			

4 閉会
------

<審議内容>

事務局：ただいまから令和3年度第1回つくば市総合教育会議を開催いたします。本日はお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。進行させていただきます、総務部総務課沼尻と申します。どうぞよろしくをお願いします。

開催に当たりまして、市長の五十嵐から挨拶申し上げます。

市長：今年度1回目の総合教育会議ということで、前回は2月26日でしたけれども、その中で、教員の働き方改革などについて話をしました。前回、学校現場でとにかく人手が足りなさすぎるという問題提起がありましたので、どれぐらい、何に足りてないのですか、何だったら教師以外で賄えるのですかといったようなことを議論するために、アンケートを取っていただきました。今日の議題の一つとしては、これを基に、何か今日で結論が出るような話ではありませんが、出発点として今日の会議があると思っています。

あわせて、教育大綱の実践についても議題の2番目に挙げていますので、教育大綱を作って、教育振興基本計画の中でそれを実践していくプロセスにある訳ですが、現状共有とか、課題認識等も把握をしながらですね、何か今日でということではなくて、やはり総合教育会議は、かなり頻繁にやらないとしょうがないなという感じがしていますので、長丁場になりますが、皆様ぜひよろしくをお願いします。

事務局：協議に先立ちまして、今年度の人事異動により、事務局職員に変更がありましたので、総務部長より、事務局職員の紹介を行います。

〔総務部総務課職員紹介〕

事務局：本日の会議は午後2時45分までを予定しております。今回は前回の会

## 様式第 1 号

議でも議論となりました、学校現場における人的ニーズについてと、つくば市教育大綱の実践について、意見交換を行います。なお、本会議では、委員の皆様のお手元にありますマイクを通した音声を基に、AI が議事録を作成するシステムを導入していますので、御発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。それでは、ここからの進行は市長をお願いいたします。

市長：では議題 1 の学校現場における人的ニーズということで、いろいろ調査をしてもらいましたので、まず簡単に、この配布されている資料についての説明を、教育局からお願いします。

事務局：教育総務課からお手元の資料について御説明させていただきます。

令和 3 年 2 月に実施されました総合教育会議において、学校では、どのような人をどれぐらい必要なのかということが、問題意識として提起されたことを踏まえまして、市内の全学校 45 校を対象に、人的ニーズの調査を行いました。その結果が、資料の 1 となります。並んでいる順番については、資料 1 の真ん中に記載学校数と書いてありますが、こちらの記載学校数の多い人材につきまして、学校のニーズが高いものとして整理し並べております。また学校管理員や、特別支援教育支援員など、現在市で配置している会計年度任用職員については、その人数と令和 3 年度当初の予算額も掲載しておりますので、人件費の参考としていただければと思います。

続きまして資料 2 を御覧ください。こちらは現在、教員が担っている業務で、教員以外の者と役割分担が可能と考えられる業務について、その法的根拠とその必要性について整理したものです。資料作成に当たりましては、文部科学省の働き方改革部会の資料を参考に、学校から今回、必要な人材として挙げたものを抜粋しています。また、前回の会議で、教育長が触れていました教員の安全配慮義務についてですが、資料 2 の 4 番、児童生徒の休み時間における対応、こちらで学校が行う法的根拠についてはありませんが、過去の判例等から、基本的には、学校の安全配慮義務が発生すると考えられ

## 様式第1号

ます。

本日は、これらの資料を基に、市の限られた予算の中で、何を重視し、どういったことができるか、そういった意見の交換をいただければと思います。

市長：まずは、事前に皆さん資料を見ていただいているかと思いますが、何か質問したいことがあればお願いします。

柳瀬委員：1番の学校管理員、それから15番の給食配膳員についてですが、学校訪問した時に、兼任をしているというところがありました。学校管理員と給食配膳員の兼任について教えていただけますか。何校で兼任しているとか。例えば外の草取りをして、着替えてお昼の給食配膳をするということはちょっと難しいというような話も聞いたのですよね。

事務局：学校管理員の職務内容の中に、給食配膳及び給食受給に関する作業ということで、その職務内容に含まれているのでそういうこともあったのかなとは思いますが、基本的には任用の段階で学校管理員兼配膳員のような任用は、今のところ市ではやっていません。

柳瀬委員：そうしますと学校管理員の業務の中で、給食配膳をすることができる。それは学校の管理の中に給食室も入っているのではということですね。逆に、給食配膳員の方の仕事内容に学校管理全般については入っていないわけですね。

事務局：はい、含まれていません。

柳瀬委員：もう1点あるのですが、「教員免許有」と書いている項目について。教員免許が必要なのか必要でないのかというのは、人的ニーズの大きなポイントだと思います。この中で、例えば14番は「教員免許有」と書いていますが、これは必要条件ということですか。

事務局：学校から上がってきた段階では教員免許の有無というのは特に記載はありませんでしたが、事務局で整理した段階で、教諭免許が必要なのではないかなということで記載しています。



柳瀬委員：教員免許の有無は、先生の代わりに教壇に立てるかどうかというところで、非常に重要なポイントだと思うのです。17番は教員免許有り。それから19番もおそらく、これも教員免許は有りなのだと思います。それから、微妙なところでは21番の校外学習とか体験時の指導補助です。これは教員免許があってもなくてもいいのかどうか。それから、22番は授業を補助する人材で、外国、帰国子女の対応では免許があった方がいいのかどうか。23番は「免許有」と書いてあります。それから25番の通訳翻訳、これはおそらくなくても大丈夫だと思うのですが。教員の免許がないとできない仕事となくともできる仕事というのは、大きな枠組みで分けておいたほうがいいかなと思います。

市長：今の視点はすごく重要な部分なので確認させてください。この中で、免許が必ず必要なのって何番ですか。まず、14番は教員免許が必要なのですか。

事務局：「教える」という行為は、教員免許がないとできませんので、14番はどちらかというと、個別に教えるような必要性がある書き方になっておりますので、教員免許が必要だと考えております。実際の授業は担任の先生が行って、TTという形でもう1人、教える先生が入る授業補助となっています。

市長：それは免許がないとできないことなのですか。法的な要件でできないのか、それとも、有ると望ましいということですか。13番の理科の授業を補助してくれる人材との違いは何ですか。

事務局：13番はあくまで授業の準備や片付けとかの支援ということで、今現在、理科支援員という形で配置しております。こちらは免許は必要ありません。

市長：14番をもう少しはっきり分かるようにしたいのですが、これは代わりに授業をできたり、TTとして、生徒の前でしゃべるようなこともあるということですか。それともあくまで担任の先生がメインでいて、教室を回りながら分からない子にちょっと教えたりするということですか。

事務局：基本的には先ほどあったTTの授業補助という位置付けですが、市で任

用している市費負担の非常勤講師については、教員免許を有しており、担任の代わりに授業をすることもできるような形で任用しています。13番につきましては、あくまでも理科支援員ということで、業務内容としては、学校理科教育の実施に際し、観察実験等の計画立案、教材開発、環境整備、児童へのサポートなど、担当教員を補助する業務になっております。

市長：そうすると、TTで教えるのは教員免許が必須だけど、もっと他に、つくば市には教えられる人はたくさんいると思うのですが、そういう人が見回るといのはどれになりますか。見回ってサポートしてあげるという概念があるとすれば。

柳瀬委員：特別支援教育支援は、免許がなくてもいいですよ。

市長：特別支援教育支援以外で、ちょっと教えてあげるとか。そういう概念はない。

柳瀬委員：TTしかない。

市長：教員免許が必要だと結構厳しいですね。他に、教員免許が必須だっているものは、17番。

事務局：はい。

和泉委員：17番について少しお聞きしていいですか。これは、何の科目ですか。小学校からの回答だと思うのですが。

柳瀬委員：専科教員だから、小学校の5、6年からということかな。

和泉委員：分かりました。ありがとうございます。

市長：17番のほかには免許が必須なものはどれですか。

事務局：あとは23番。

市長：これは、免許がないとできないのですか。

事務局：ここに記載がある内容は、保健室を利用する児童対応ということなので、これは、養護教諭の免許が必要だと考えています。

市長：例えば看護師じゃ駄目ですか。その辺の法的な要件をまずは確認した方

様式第1号

がいいですね。その次に、より望ましい人達がどうかというのを考えたいと思います。

教育長：これは養護教諭じゃなくても何とかなるかもしれない。

事務局：看護師の配置でも可能かもしれません。

市長：必須ではないですよ。そうすると、この資料の中でいくと、教員免許が必要なのはITをする場合の先生と、あと授業を持つということ以外は、教員免許は要らないっていう認識でいいですか。

事務局：はい。

市長：教員免許があつたり、指導に関わる力があつた方がいいという、望ましいという部分だとどうですか。

教育長：授業に関することにはあつた方がいいですね。例えば19番の授業を補助してくれる人材とか。

市長：これは家庭科とか音楽とか図工だから、ある程度の技能がないといけないということですね。他には、ALTももちろん専門人材だし、スクールソーシャルワーカーも専門人材ですね。

教育長：8番の図書館司書もそうです。

和泉委員：11番のカウンセリングもそうですよね。

市長：今は特別支援教育支援員の資格はないけど、研修はしていますよね。ICTは当然専門性が必要ですよ。上からいくと2番、3番、5番は必要ですか。

成島委員：5番は内容が幅広い。

柳瀬委員：ちょっと分けたほうがいいでしょうね。授業をしないという前提のお手伝いという感じがしますよね。

事務局：こちらについては、免許は必要ない範囲でサポートできるような業務という位置付けになっております。

教育長：指示されたものを処理するだけでは問題ないです。ただ自分で考えて

作り出すことはできないです。その線引きは非常に難しいでしょうけど、学校に関わりたいけど免許はない、教育にはとても関心があるみたいな方がもしいらっしゃったら、可能性はあると思う。先生方の思いとしては、簡単な仕事を手伝ってくれる人が欲しいということですね。

倉田委員：ただ実際には子供たちとの接触もあるだろうし、ちょっと相談を受けたりなんてこともあるだろうから、そういうのを一切しないでくださいというのはおそらく難しい。

市長：戻ると7番も免許は要らなくても専門性はすごく必要ですよ。8番も。9番、10番はなくてもいいですね。11番は当然専門性が必要。12番も必要。13番の理科支援員に資格は特にないですか。

事務局：特に免許等の資格は求めておりません。

市長：でも、理科の知識がないと困るわけですよ。

事務局：実際に任用されている方は、基本的には教員免許を持っている方とか、研究所にお勤めの方とか、何らかしら関係があるような方と聞いております。

市長：これも専門性が必要ということですね。14番は免許が必要ですね、15番と16番は大丈夫で、17番は免許が必要。18番と19番、20番、22番は専門性が必要。22番は、英語がしゃべれないといけないのか、英語に限らずだとは思いますが。23番は教員免許に限らずとも看護師資格とか、専門性が必要。部活動は資格は必要ない。通訳や翻訳をしてくれる人材はある程度スキルが必要。ですので、教員免許が必要なのは2つだけで、ある程度の専門的なスキルであったり、関連知識が必要なものが12個ぐらい、それ以外の見守りとかは比較的幅広くできるのかなというような分類にはできそうですね。

この表を更新して、教員免許が必須とか、こういう資格が望ましいというのが一覧で分かるようにしましょう。

柳瀬委員：7番の不登校児童生徒の対応をしてくれる人材のところで、教員経験者と掲げてありますよね。実際に現在配置されているのは学校生活サポー

様式第1号

ターで、教員経験なしって書いてありますが。私はこの領域については、教員経験者に限らなくても、地域社会とか、他の職種を経験された方でもいいのではないかと思います。教員経験者と書いてしまうと、退職した教員というふうに限定されてしまうように思うので、これは外したほうがいい。

市長：これを教員経験者にした意図が何かあるのですか。

事務局：学校からの回答になっています。

市長：教員経験に縛る必要はなさそうですね。実際今、学校生活サポーターで教員経験ない人たちがやっているということですか。

柳瀬委員：全部ではないですけれども、教員経験のない方も学校生活サポーターされていますよね。

教育長：相談に乗って欲しいということだけではなくて、きっと校内フリースクールなどを作った時に、そこでしっかり勉強も教えてもらえるということで、こういう書き方をしたのではないかなと。

市長：学校生活サポーターは全体で32人ですか。

教育長：中学校と義務教育学校に2人ずつ配置しているのでこの人数ですね。

市長：学校生活サポーターは、どういう採用形態ですか。

事務局：任用の形態としては有償ボランティアで、会計年度任用職員ではありません。中学校及び義務教育学校の後期課程に配置しており、1学校当たり2人で、1人当たり年間225時間の勤務となっています。

市長：有償ボランティアというのは幾らぐらい。

事務局：1時間1,000円、交通費込みです。

市長：なぜ会計年度任用職員ではなく、有償ボランティアなのですか。

柳瀬委員：学校生活サポーターという名称になる前に、別の呼び方をしていたと思います。途中から学校生活サポーターという呼び名になり、学校生活を全般にサポートすると、子供たちも、不登校になりがちな子もですね。担任がもうちょっと見て欲しいという子供を見るということだったと思います。

## 様式第1号

学校生活サポーターという呼び方は私、いいのかなとは思ったのですが、立場がちょっと明確ではないなというのがありますね。実際に学校生活サポーターをされていた方と話したことがあるのですが、非常に子供たちのことを熱心によく見てくれていましたが、専門家ではないので、例えば、私に話していいのかなということまで話したりとかですね、守秘義務のこととか、その辺、非常に難しい立場だろうなというのは思いました。

市長：これは不登校に限った話なのですよ。ここでの書き方だと。

教育長：学校が要求しているのはそうですね。学校生活サポーターは不登校に限らず、子供たちと遊びながら話を聞いたり、悩みを聞いたりしていますので。

市長：そういう人は明らかにたくさん必要そうですね。なぜ有償ボランティアなのか分かりましたか。

事務局：今は資料がないのですが、募集した際に採用される側、働きたい人の側の時間がある程度こういう時間でやりたいとか、そういったものに柔軟に対応するために、有償ボランティアとしていると理解しています。

市長：きっちり時間が決まっちゃうと人も集まらないということですね。

和泉委員：募集条件には、資格云々は明記されていないということですか。

事務局：そうです。

市長：あと、何か確認をしておきたいことなどありますか。

和泉委員：2ページ目の22番と25番の外国語の言語の確認はできているのかなと気になりました。多分英語だけではないし、もしかしたら英語よりもニーズがある言語があるかもしれないと思っています。

事務局：日本語教室がある場合は、どこの国の子でどういう言語をしゃべるとかいったデータは全て提出していただいております。ただ、全ての国の方に対応できているかというと、なかなか難しい部分がございます。

柳瀬委員：そういう資料が、今の段階ではないということですか。

様式第1号

事務局：資料を見れば、どこの学校にどこの国の子が来ているというのは、把握できます。

市長：その子が日本語しゃべるしゃべらないとか、英語がしゃべれるのか、どういところじゃないと駄目なのかとか、その辺も把握しているということですか。

事務局：そうです。一人一人の日本語のレベルとか、そういったことは全て把握しております。

教育長：日本語の指導が必要な子供が2人以上いたりすると、県や国から日本語指導加配教員が配属されるのですがけれども、1人しかいないとか、あとは突然、思いがけない国から入ってきたとか、そういう時に非常に学校が困っているのが現状です。私もフィンランドの子がいきなり入ってきた時は本当に面食らいましたから。保護者が英語を話せたので何とかできましたが。

倉田委員：本当にそれは難しいですね。予定していてこういう人が入ってくるというのが事前に分かっているわけではないので、どうしてもという時には、保護者に協力を依頼した場面が結構ありましたね。英語だけで進まないって時が一番、苦労するというか。

成島委員：吾妻小が外国人のお子さんにとって環境がいいということで、学区外からも通っている子がいるというのを聞くのですが、外国人の方については学区というのはないのでしょうか。

教育長：居住地で指定学区がありますね。ただそれ以外で、吾妻小に限らず、日本語を指導する学級を持っている学校は結構あります。吾妻小はサポートできる言語数が豊富であることは確かなので、英語圏じゃないと、もしかしたら吾妻小でやってもらったらいいかなと考える人が希望する場合はあるかもしれないですね。

成島委員：そういう場合は特別対応みたいな形で、学区外でも可とすることはあるのでしょうか。

様式第1号

教育長：理由がはっきりしているので、学区外希望申請を出して認められる可能性はあると思います。

成島委員：申請があれば検討するということですか。

教育長：そうですね、検討には値すると思います。

成島委員：24番の部活動を手伝ってくれる人材に予算が充てられていないのは、無償のボランティアということでしょうか。

事務局：部活動指導員にかかる費用について、国県から3分の1ずつの補助金があり、市費が3分の1になるのですが、補助額の関係もあるのでまだ入れてないということで、無償ではないです。

市長：次の議題もありますので、今のような事実確認を踏まえて、各委員の所感をお願いできますか。

柳瀬委員：まず、教員が足りないと。どうしても欠員が出てしまうと。それから、採用試験の応募者が少なくなっている。そういうことを考えますと、教員の魅力ですね。教師をすることの魅力というのを、やっぱり高めていかなきゃいけないと思うのです。働き方改革の時に、先生方が忙しすぎて子供たちとなかなかゆっくり接することができないとか、疲労こんぱいなんていう先生もいらっしゃいました。そういう姿を子供たちが見て、中学から大学出て次の採用試験までを考えると7年なんですね。7年後には、採用試験を受けてくる子供たちが出てくると。すごく短いサイクルで、学校の教育現場は回転しているのだと思うのです。今、働き方改革とか、先生たちが余裕ないという話があって、7年後の採用試験で先生やってみたい、とても魅力的だっていうふうに言う子供たちが、育っていかないっていう大問題があるような気がするのです。そういう意味でも、学校現場を豊かにしていくための人的ニーズというのは、緊急課題と言えるんじゃないかと思います。先生が集まらないという大問題ですね。そうした時に、先生になるには非常にハードルが高いイメージがあって、採用試験受けて1回教員になったら一



生教員頑張りますみたいな。外から教員が入ってくるとか、そういう流動性がないと思うのですね。そういう面を、こういう市費の任用で人材を入れていくと。それから、教員免許がない人も、学校の仕事がしたいという方はいると思うのです。教員免許はないけど学校の仕事がしたいというときに、これだったらできるよねっていうのがおそらくあると思うのです。そういう、学校経営の面で開いていくということが、非常に大事じゃないかなと思います。それから、TTの話がありましたが、森田教育長もよく言われていますけど、もう1人先生がいてくれたら、ちょっと他の仕事をしたり休んだりというのはできるのだけど、何クラスかに1人でもいてくれたら、もう全然違うのではないかと。私はやっぱり、教員免許を持っていて、TTで入る人っていうのが非常に優先度は高いのだと思います。もちろん前から学校管理員とか、給食配膳員という仕事をもう少し膨らませて、校長先生が草刈しなきゃいけない状況を改善しなくてはいけないというのをずっと言っているのですけど。おそらく、少し前の、校長先生にゆとりがあって花壇を綺麗にしたり、草刈もやってくれたりなんていう状況ではないのだと思います。まとめますと、学校が魅力ある仕事であるというふうにするために、改革していかなきゃいけないかなと思います。

市長：TTは14人ですけど、県費とかでは全く出ないのですか。

教育長：あります。

市長：どれくらいあるのですか。

教育長：どれくらい来ているか分からないですけど、条件があって、1学年3クラスある学校に、TT要員が入っていると思うのですが。いわゆる加配教員というのがいろいろあって、生徒指導が困難な学校とか、学級数が多いのでTTで先生を補助するとか。色々な条件によって加配はあるのですが、それはまだまだ十分ではないと感じます。今は少人数加配の条件が厳しくなって、急に全くTT加配がない学校というのもできてしまっているのが現状で

## 様式第1号

す。

市長：やはり免許の必要性の部分がどうしてもちょっと気になってしまいます。本当に教員免許がないとできないのかなという気がします。例えば、社会だったら社会に詳しい、そしてコミュニケーションがとれる大人だったらサポートはある程度できると思う。授業をやれと言われたら結構大変だと思うのですが。教員免許で縛っちゃうと、ただでさえ欠員が生じているのに、きついのではないかなという気がします。各クラス2人いたら、随分違うのでしょうか。今、学級って何クラスありますか。大体、単純にいくと500クラスぐらいですか。

柳瀬委員：教員免許の話なのですが、採用試験受けにくる人となると、それは限られると思うのです。ただ教員免許を持っている人はたくさんいると思うのです。例えばなのですが、市の職員で教員免許を持っている人がどれぐらいいるかというのはわかりますか。

市長：調べればわかります。

柳瀬委員：市の職員でおそらく何人かいると思うのです。免許更新してない方が多いかもしれないですが。

事務局：本人の資格に書かない人もいますけれど、把握しているだけで5人ぐらいは少なくともいると思います。

柳瀬委員：例えばなのですが、その中で希望者がいれば、市から教育局への出向で、TTで短期でも行って、もし本当に教員に適正があってやってみたいというのであれば、教員採用試験受けてみたいこともあるかもしれない。あとは、大きい企業とかですね、一般社会から考えると、教員免許持っていて気にはなっているのだけど、違う仕事に就いていると、教員になるにはかなり思い切らないと会社辞められないわけじゃないですか。だけど、短期でTTで出向して、籍は会社に置いているけど、市の会計年度で1年やってみるとか。そんな人材は不可能でしょうかね。

様式第1号

教育長：一度免許を持っている方の掘り起こしということで、保護者の方にもぜひ教員免許を持っている方ということでやったことはありますが、免許更新の講習というのがすごく大きな足枷になっていて、しばらく教員をやっていない方は、免許更新講習をやってまでまた教師をやろうという気持ちにはならないそうですね。

柳瀬委員：特別免許状を出せるのは、文科省ですか。

教育長：特別免許状は県が出せるのですが、結局1人で指導できる場面をしっかりと作った上で県が面接等の試験を行ったうえで、特別免許状を出すようになるので、市独自でこの人をこうやりたいのですっていうのは難しいですね。

倉田委員：人材の活用というのは私はあると思ってですね、今までも学校では、外部人材活用っていうので、専門性を有している人を講師として招いて授業の中に取り入れて、子供たちとの関係を持たせて教える。そのために予算立てをすることで、少しはまた救われるかなという気はしますね。

柳瀬委員：これも少し大ざっぱな発想なのですが、募集する時に、学校で働きたい方、という募集の仕方したらどうか。学校で働いてみたいという人がいたときに、免許があるかないか、免許がなければこんな仕事がありますよみたいな、そういう発想ができないでしょうか。地域の方でも、立哨とか見守りをするというのは、ボランティアでやってくれるのだけど、市の任用職員という、もう少し責任を持った立場で仕事がしたい時にそういう道もあっていいと思う。学校で働きたい方っていう募集すると、子供に関わりたい人っていうのはもっとたくさんいるのではないかな。

市長：予算の話にいきなり踏み込むのはちょっと難しいのですが、要は、どういう人は地域で賄えて、どういう人はしっかりお金を払って市として用意すべきかということは根本から議論しなくてはいけないことで。そもそも、日本の学校現場に人が全然足りないのであればこれは国に頑張ってもらいし

かないですけど、国がやらなければ市でやるしかない。だからその辺りを見極めた上で、市費を使うのであれば何に一番投資をしなくてはいけないかというのをしっかり、突き詰めて考えたいですね。教員免許を所有している市の職員というのは1回リサーチすることはできますので。市も人はいないのですが、一方で、例えば企業に、教員免許を持っている人を募集して、ちょっと予算はあんまり出せないのだけど、社員の成長も込めて、1年派遣するという仕組みができないかとか。ちょっと都合のいい話ですけど、そういうようなことも含めてやっていかないと、相当学校現場としてはしんどいのかなという感じがします。一方でやらなくていいことや、非効率な部分というのもまだあると思っていて、その辺をきちんと見ていく必要があるなと思います。

和泉委員：この調査結果を見ながら3種類に分けて書いていたのですが、一つは国家資格とか、必ず資格が要るもの、つまり教員ですよね。二つ目が、かなり専門性高いけれども国家資格は要らないもの、例えばICT関係とか、会計事務もちょっと知識あった方がいいのかなと思ってそっちに入れてみたのですが。三つ目が専門性は低いけれどもとにかく量として欲しいもの。主に、今の議論は資格が必要な部分でいろいろ話がありましたけど、専門性が低いけれどもとにかく量が必要なもの、見守りとか、体温を計るとか、そういう割と誰でもできそうだけれども、とにかく数が足りないという分野は、全市的に募集するよりも、学園単位で募集をかけてはどうかなと思いました。遠いところから来て、9時から作業お願いします、終わったらさようならっていうよりも、やっぱり地域と接している、なんか見たことあるおばちゃんが来たとか、そういう繋がりをすごく大事にして募集するっていうのも大きなやり方の一つかなというのを感じました。

市長：これ、実際うまくやっている学校もあるようなので、葛城小と。

和泉委員：手代木南小も、そういうネットワークを去年立ち上げたところなの

で、ばんばん働きたい保護者が結構いますし、それはウィンウィンで、保護者にとっても実はうれしかったりもするので。

市長：多分これからのすごく重要な論点で、上手くいっている学校は何をしているかというのを研究した方がいいと思うのですよね。学校によっては校長先生が変わってもそういう伝統が残っていて、保護者とか地域がしっかり、まさに今お話があったような第3のカテゴリーに当たる部分を地域の皆さんがすごく一生懸命やっているみたいなどころもあるようなので、そこは優良事例から学びたいですね。お聞きしたいのですが、和泉さんは海外で子育てをされたと思うのですが、お子さんが行ったのはどういう学校でしたか。

和泉委員：フランスなので、まず、言語的になんの支援も得られないので、地元の学校ではなく英語の学校に行かせて、保護者としては、学校との繋がりがあって、そこで乗り越えられた。モンテッソーリの学校で、結構密に連携を取れたのですごく助かりました。

市長：じゃあ保護者はやっぱり結構学校にコミットはしていたと。

和泉委員：しています。公立の学校の知り合いから聞いたら、保護者会が夜の7時からとか、全く仕組みが違いますし。

市長：教育長と一緒にオランダの学校見に行きましたけど、学校の先生が普通に3時とか4時に帰っていますからね。

和泉委員：しかもフランスは水曜日が休みなので。

市長：そういうことを考えると、日本の教育に対する投資の少なさは、やっぱり根本的なところで問題としてありますよね。それを市費で賄えるかっていうと、これがまた、今日は財務部も来ていますけども。彼らの仕事は当然、しっかり精査した上で必要なものにつけるってことです。何でもかんでも止めるわけじゃないのですけど。何に予算を使って何はもっと地域の力を使っていくかという。手代木南小では、和泉さん御自身が結構いろいろ、やられたと思うのですけど。

和泉委員：そうですね。私が学校の役員をやる中で、親の繋がり的重要性に本当に気づかされました。あと、学校がどうやって動いているか、先生側の視点を知るようになって、これはいかんっていう気持ちで始めたのですが、やっぱりPTAも、やれる人がやりたい時にやるでいいと思いますし、意外とみんな言わないだけで、ねえねえって言うと、そういう気持ちを持っている人がいるのだなあというので繋がっていく。じゃあ何かやれないかなと思ったときに、山田先生が着任されて非常に熱心にそういう繋がりを作ろうっていうことをおっしゃってくださったので。学校側が入ってくれないと、これやりたいって言っても、できないなっていうか。

市長：それは校長先生ということですか。

和泉委員：校長先生と教頭先生ですね。その二つの要素があれば、意外とポンポンと進むのではないかと思います。

事務局：総合教育研究所の山田と申します。今お話いただいたのですが、私もともと社会教育の仕事をさせていただいてまして、学校にどうやって地域の自主性を巻き込むかということが、着任してすごくビジョンにありましたので、そういうことを積極的にやらせていただきました。また、すごく地域が恵まれていて、おやじの会であるとか、お話会とか色々なものが学校にあったので、そういう財産を使わせていただくというようなことを2年間やらせていただきました。

市長：それはちゃんと検証すべきで、地域が恵まれているかもしれないけど、でもやっぱり全地域でやりたいわけじゃないですか。どこでもきちっとやりたいとかやってくれる人たちはいるはずなので、その人たちの力を学校が引き出せるようにしなくちゃいけないということだと思いのです。だから一義的にはその辺の議論を深めていく。やれるだけやって、でも絶対ここはどう考えても市で責任もって予算も取るべきだよなっていうことについては、財務部にも何とか飲んでもらおうしかないんですけど、順番としてはそういう感

## 様式第1号

じかなと私は思っています。財務部としてはどうですか。

オブザーバー：担当の方と、いろいろきちんとお話をさせていただいて、本当に必要なものについては、必要なものということで進めていければと思います。

市長：財務部も何でも切ろうとしているわけじゃなくて、本当に必要なものにつけるために、無駄なものは切るっていうのが財務部のスタンスですから。

財務部は市全体を考えて、彼らもやってくれているということはよく御理解をいただければと思います。

成島委員：幼稚園でPTAに関わっているのですが、PTAも年度によって保護者の意識に結構差があつて。その違いはなんだろうと考えたときに、学校の色とか、幼稚園でいえば園長先生とかの盛り上げ方が関わっているような気がして。お金が発生しなくても、そこに行ってやるのが楽しいのであれば、できる範囲で子供と関わることに協力的な保護者ってたくさんいると思います。そこはやはり、校長先生とか学校の持っていくかたで結構違うのではないかなと思いました。また、5番の教員免許を必要としない仕事については、小学校が多いのではないかという気がします。学校生活サポーターは中学校だけではなくて、小学校でも募集はできないのかなと思いました。

市長：今はこういう単純労務のようなものって、基本的には全部先生たちがやっているのですか。

教育長：そうですね。ただし、コロナ対策で去年と今年はスクールサポーターが入っています。コロナ対策で今言われたような事務を手伝う仕事で、各校1人だけ入っていますけど、非常に助かっていると言われてます。ですから、今言われたようなところ、専門性を要しない事務をこなしてくれる方がいると、学校は大きいのではないかと思います。

市長：事務をしてくれる人材は絶対にいたらいいのだろうなと思いますよね。それが有償じゃなくちゃいけないのか。ひょっとしたら、成島さんの話のようになんか手伝うよっていう感じの人たちが、地域にはいるとは思うのです

よね。それをどう巻き込んでいくかというところはすごく大事なのだろうと思うし、1人入るだけで全然違うのであれば、2人入ったらいいのかもしれないし、というようなことは今後の議論の大きなテーマになってくるだろうと思います。

倉田委員：現場経験者としては、やっぱり専門的な、教育に関する支援人材と、あとその他に専門的な知識を要しない内容の人材、要するに生活支援とか庶務関係とか、そういう支援に大きく分けられると思うんですね。その時にやっぱり一番感じるのは、専門的な知識を要しない能力っていうのが、教員にはかなり負担になっているのが現実なのかなと。今回のこのコロナ禍でも、なおさらそれが教員の負担になったので、そこら辺を少しでも改善していくような方向でやっていくことによって、学校が少し、楽になるっていうのは語弊がありますが、違ってくるのかなと。ただその時に私が思うのは、これからは、教員の勤務対応の柔軟化っていうのも考えるべきなのかなと。例えば、夏休みの期間中はもっと教員に自由を与えて自由に活動できるとか。私が勤務した頃には、自宅研修って認められていたのですよね。夏休みの計画の中に自宅研修で研修日としてそこに位置付けて。今は年休とか、特休日とか夏期休暇に位置付けないと、休みをもらえないのですよね。だから、例えば図書館行くなり美術館行くなりなんていうのは研修として扱うとか、そういうのもこれからもう1回見直して、教員が自由に行動範囲を、視野を広げるようなことも、今後の対応としてあるべきなのかなと。そういうことによって教員も、もっと自由に自分の行動範囲を広げて教育に携われるというか、そういう思いが私はあるので、その辺り、これは文科省も見直してもらわないと困るのですが、そういう制度をぜひお願いしたいなと個人的には思っています。

市長：今の話でちょっと思ったのは、学校にタイムカード入れましたよね。残業時間って学校ごとに出ますよね。どこが多いとこか少ないとこかって、如実



に出ていますか。それはやっぱり、私たちはちゃんと研究した方がいい。残業時間がすごく少ないところで、でも別にそこで教育の問題とかが起きてないのであれば、何をやっているかとか研究してもいいですよ。残業がいつも多い学校と、いつも少ない学校は、大きな傾向として違いはありますか。

事務局：傾向はございます。

市長：今の段階でどういうふうに分析していますか。

事務局：傾向としては、やはり学校でいかに無駄な時間をなくすとか、効率的に仕事をするのかっていうのを突き詰めているところは残業が少なくなっています。どういうことやっていますかと聞くと具体的にこういうことやってますっていうのを明確に答えられる学校は、残業が少なくなる傾向があります。

市長：それは校長先生に聞くのですか。

事務局：管理職に聞きます。

市長：そういうことも共有した方がいいですよ。今のは効率化の話で、さっきの手代木南小の話は、地域をどう巻き込んでいくか。それはひょっとしたらちょっと仕事が増えているかもしれないけど、でもみんなが前向きに仕事をできていたり、保護者の空気も良くなっているわけで、そこは別に、背反するものじゃないと思いますしね。だから、やはりある程度データに基づいて議論をする意味でも、残業が少ないところが何をやっているかの学びはちゃんと得たいですよ。そういう学校の人たちがここに来てもらってもいいですけどね。そういうところは管理職が変わっても、次の学校行っても同じようになるのか、それとも、その学校の風土的なもので代々続いていてそうなるのかとかも、よく知りたいとこですよ。

教育長：今市長が言ったことは、やろうと言っていましたね。残業が少ない学校を広げていくことがすごく大事なので、それはやっていきたいというふうに思いますね。専門性を要しない仕事については、校長や教頭の意識だけで

変わってしまうようではいけないので、全ての学校がそうならなくてはいけないと思っています。コミュニティスクールという形をこれから整える中で、全ての学校がそのような形で進められるように教育局としてはやっていきたいなと思っています。それから先日、県の幹部ともいろいろ話をしたのですが、小学校で先生方の時間を少なくするのに一番必要なのは授業時間を減らすことしかないのですね。結局、専門の方が授業を手伝いに来てくれても、免許のない方の場合には、免許を持っている人が必ずいるというのが条件なのです。そうではなくて、誰かに任せっきりになれば一番いい話です。小学校の場合には、授業を持たない時間をいかに作ってあげられるかというところで、これを今やっている学校は、結局は教頭や教務主任が授業を持っているということになっちゃうのですよね。ですから、さっき市のTTとかそういう話が出ましたけども、もっと授業のできる先生、これを増やすことが小学校は一番の大事なことかなと思います。中学校は、やっぱり先生方の空き時間はあるわけですから、じゃあどうして忙しいのかというと、やっぱり部活動なのです。だから部活動の改革が必須だということが中学校には言えると思っています。県として考えたら、そういう意味で小学校には専科指導教員の加配をどんどん増やそうとしています。でもこれは、教員の枠を増やすわけではなくて、今いる少人数指導 TT の人の用途を変えるだけであって、仕事が減るわけではないのではないかなと感じます。多少空き時間が増えるという意味ではいいのかなと思うのですが。市としても授業のできるTT要員が増やせれば一番いいだろうというふうに思います。あとは、県が考えているのは夏休みや冬休みを短縮して、その時間を普段の6時間授業から5時間授業に削る時間に充てる考えもあります。それは守谷市がやっていて、そういうのは他の市町村でもやれるのではないかとされているのですが、先ほどの倉田先生の話からしても、それは何か違うのではないかなと思うところもあってですね。先生が自由に使える夏休み、子供が自分の学びと

して使える夏休みを減らすっていうのもまた変な感じだなっていうふうに思っているんで、その辺の県の考え方と私たちの考えがずれている可能性もあるなっていうのも、少し心配なところなんです。今後、よく皆さんの話を聞いて考えていきたいなというところなんです。

市長：地域の巻き込みがうまくいっている学校の検証と、マネジメントの裁量ですごく効率的に学校が運営されている優良事例と、他自治体の話もありましたけども、守谷でもいいし、全国的にでも、働き方改革がすごくうまくいっている学校での取組。その三つぐらいがあると、具体的に議論していけるような気がします。本当は、残業時間が多いところで何が起きているかっていうのも分析はしたいのですが、それをこの席でやると、余りにもハレーションが大きすぎる気がするんで、次回は良い事例を学んでいきましょう。

それでは、議題2の教育大綱の実践について、今教育局で取り組んでくれていることがありますので、その共有をお願いします。

教育長：教えから学びへ、管理から自己決定へというのは去年からの課題になっていましたので、今年は少しやり方を変えていこうということで取り組んでいます。まず、年度初めに学校教育指導方針を説明するのですが、この中身をより教えから学びということを前面に出した授業改善の部分をしっかり作って、それから学級経営などについては管理から自己決定へということ进行全面に出して、具体的なポイントを作っています。その上で、今年オンラインで全ての教員に直接内容を説明するというのを初めてやりました。さらに、教えから学びの強調月間という形で、今各学校で第1回目ということで、6月前半で2週間から4週間、狙いや方法を定めて、最後に実施状況を評価しようということで進めているところです。私も学校訪問していろいろ説明を受けているのですが、必ずどの学校でも教えから学びとか管理から自己決定というのはキーワードとして説明の中に出てきて、意識されているなというのはすごく感じるようになりました。授業を見に行っても、そうし

たい、そうしようとしている先生の意図はすごく見えてくるようにはなりません。ですが、本当にできているのかというと、そこはまだ一人一人の先生の意識レベルであって、実践レベルにはいっていないのかなと感じています。実践レベルにするために、何が必要かというのを今、学び推進課と一緒に考えていきたいと思っているのですが、長年染み付いた指導方法というのはなかなか抜け切れないのだなというのを感じているのと、それから低学年を見ていると、かつてに比べると子供の行動が多様だなという感じがあり、その多様な行動を統制するというか、ある一定の中に収めるようにしたい先生の意識で、つつい強めの指導になっている可能性はあるなというのを感じているところなので、多様な子供にどう対応するのかというのを先生たちにもっと理解してもらおうチャンスがないと、その辺りがうまくいかないのかなと感じている状況です。

市長：多様な子供の対応っていうのは、これもやはりさっきのサポートする人材によっても全くやり方が変わってくるのかなと思いますけど、逆に言えば、昔は先生1人で何十人も見ていたわけですよね。それは多少強引にでも縛らないと確かにコントロールができなかったのだらうなと思いますけど、我々が目指すのは、今はそうではないのでこれから考えていかないと。私がまず気になっているのは、つくばでは下着の色の指定とかの校則はないかという確認だけはしておきたいですけど、大丈夫ですかね。

教育長：ないと思います。

柳瀬委員：教えから学びというのは分かるのですが、もう一つ、個別最適な学びというのがあります。私が思うのは、車のナビのような教えをしてはいけないのではないかと思うのですね。ナビで目的地を出すと、最適なコースが出てくるわけです。ナビを使うのは自分の決定だから、自己決定はしているはずなのですが、実際にはナビ通り行くしかない。ナビなしで目的地を設定しないドライブというのものもあるわけですね。風景を楽しむとか、ブラブラす

## 様式第1号

るなんていう学びが。非常に抽象的ですけど、つまり、自分で学んでいるのだけど、それがナビ通りいくということを先生たちがもし期待していたら、仕組みられた自己決定というか、限定された自由というか。例えば修学旅行に行くのだけど、生徒たちが自分でルート決めましたと言ったとしても、京都行って2時間の中、ある程度どこ行くか自分で決めなさいというのが子供たちが選択した自由だったとしたら、それは本当の自由ではないわけですよ。

市長：すごく大事ですね。少し雑談っぽくなりますけど、私は自転車に乗るのですが、自転車に乗るときのナビって、例えば自宅からつくば市役所って設定すると、地図は出ない。大体つくば市役所はこっちですよというのだけで、ずれるとこっちですよとかは出ますが、細かく道は指定されません。寄り道をしようが自由だし、いちいちそっちじゃありませんよとかナビに言われることもないのです。そうすると、車を運転している時とは全く違う自由な感覚があって、寄り道ができたり遊びができたりするわけです。今の柳瀬さんの話はそういうことなのかなと思っています。

柳瀬委員：車のナビも、間違えても「間違えましたよね」とは言わないですよ。ナビは次の最適なルートを出してきて。でも教師はもしかしたら、言わなきゃいけない人なのかなとも思うのですけどね。

倉田委員：私は思うのですけど、子供が適切に自己評価できて、そしてさらに今度は自己決定できるようになることが私は大切だと思うので、だから、周りから方向性を持っていくのではなくて、自分で判断して処理できるっていうか、そういうふうにしていかないとまずいかなと。

市長：その方向性をどこまで出すかというのがきっと、先生のさじ加減になってしまう。

倉田委員：いい意味でのアドバイスは必要だと思うのです。方向を阻害するのではなくて、伸ばすための。だからそういう面で、方向性まで仕向けないと

## 様式第1号

うか、求めないことが教員には必要かなと思います。

成島委員：図工でみんなが同じ絵を描くのが嫌いで。顔の描き方で言えば、まずは鼻を描きましょうとか。描くのが苦手な子にとっては手助けになるのですが、同じものが出来上がって並ぶのに違和感があります。

倉田委員：私は授業のときに、概念破りの絵画指導というのをやりました。最初に子供に、好きな色の絵の具を3色選ばせて、人物画を描かせます。それで、それをその3色で色塗りなさいって。そうすると、子供たちは肌の色が出せないとか言うけれど、別に構わないってね。概念を破ると、全く同じものができないのです。だからその概念破りってことが私は大切だと思うのです。自分での感性を育てる意味で。教師がちょっとしたアドバイスで、考え方とか、そういうものを自分で見直して、納得させていくっていうこともできるので、そういうことが教師の支援じゃないかなって思うのですよね。

成島委員：手順を全部教えるのであれば、それは作業であって、創造性はなくなってしまいます。図工が嫌いな子は、結局評価の段階で比べられて自分に自信をなくしてしまう子なので、そこは最後の先生の持っていき方だと思います。

市長：よくショッピングモールとかで、子供の絵とかが描いてある。何小何年何組とか、次は何小何年何組とかで。そうするともう、クラスで全部同じ絵なのですよね。子供同士で真似っこしているっていうのもあるのでしょうか、同じ画質で同じトーンで並ぶものに、すごく違和感を覚えます。

柳瀬委員：いまだに図画工作なんです。これはやっぱり、明治からの教育の伝統が残っていて、アートって言わないのですよね。表現活動ではなくて、図画をする、工作をするというのがまだ残ってですね。先生たちも分かっている、もっと切り換えなきゃいけないのだけど。

成島委員：逆に言うとそれはすごく専門性のあることなので、やはり専科の先生がいた方がいいのではないかと思います。

## 様式第1号

柳瀬委員：そうですね、私はむしろ外からもっと入った方がいいと思うのですが、  
けどね。

市長：アートは素人には教えられないですよ。

成島委員：やっぱりリアルじゃないと下手って思っちゃったりするのは当たり前  
前なので、それぞれの良さを見てくれる人っていうとやっぱり、ある程度学  
んだ人じゃないと、見る観点みたいなものは難しいのかなという気がします。

柳瀬委員：アートの話になってしまうのだけど、アートだけの話だけではない  
から、非常に重要だと思っていて、他の教科もある意味で同じようなことが  
いえるような気がしてちょっと心配なのですよ。早く切り換えていかなきゃ  
いけない。

成島委員：学びって、基本は体験だと思うので。学校の先生から教えられると  
いうことを変えていこうということだと思うので、地域との繋がりが大事に  
なってくるのかなと。放課後の過ごし方を見ていると、学童に行く子と行か  
ない子っていう差ができていて。学童に行かない子たちの行き場がないとい  
うのを見ていると、そこは地域が力を出すところじゃないかなと感じていま  
す。

市長：アートで言うと、本当にあらゆる教科にアートが入ってきて欲しいなっ  
ていうふうに思っていて、数学とアートがどう絡むかとか、それがステー  
ブの概念なのですけど。

成島委員：答えが一つじゃない自由がもっとあっていいかなと思います。

市長：そうすると、学びも楽しくなるのではないかなと思います。それは間違  
いなくつくばが目指している姿なので。教育長、今やっている教えから学び  
の強調月間は、具体的にはどういう取組をしていますか。

教育長：よく言われるのは、課題の工夫ですね。課題もゴールが見えるような  
課題じゃなくて、自分の発想から出てくるような、勉強を引き出すような課  
題に工夫していますというのが一番多いですよ。あと、さっきの話じゃな

## 様式第1号

いですが、説明したり解釈を補助しちゃったりすることが、どうしても昔の教えるっていうことから、多いのですよね。講義的になってしまう。だからやはり、問い掛ける、そういう姿勢を先生たちに持って欲しいなって。間違いだって間違いだよっていうよりは、それやったらどうなのって考えさせたほうがいいわけですからね。問い掛ける教員になれるように変えていきたいなと思っているのですが、どうやって変えようかというのは今悩んでいるところです。

市長：問うトレーニングというのは、先生たちは研修とかで受けたりしていますか。

教育長：問うトレーニングはしてないですね。教えるトレーニングはしますが、問うことによって気付かせていくトレーニングってなかなかしてない。

柳瀬委員：先生同士で問いかけ合うとかね。それはすごく大事だと思うのです。ロジックだけではなくて対話というか、対話というのは問いのかけ合いですから。もっと身近な先生たち同士でそういうことができるのではないかと思うのです。

和泉委員：そういうプログラムありますよ、去年授業で受けたのですが、ホロコーストについて学ぶNPOの活動なのですが、一つの写真を見てひたすら、クエスチョンだけをする。最初はイエスノークエスチョンで閉じられた質問をしましょう。その次に開かれた質問、Yes/Noでは答えられない質問、をしましょう。何人かで受けているので順番に、結構早いテンポで、次々考えて出していくのですが、ものすごく難しくて。質問を考えることで実は学んでいるという体験があったので、問うことは意外と教える人って学んでいないのかな。

教育長：しっかり全体の構想がないと質問できないのですよね。その場だけの質問ってなかなか出てこない。

和泉委員：あとは言語化するっていう作業も考える作業ですし、問うだけって



## 様式第1号

意外とすごく難しい。

倉田委員：私は、授業の中で驚きとか感動して発見と疑問が起きることがやっぱり大切なのかなと思うのです。

市長：今、倉田先生が言った驚きと感動と発見と疑問、あんまり起きてないですよ。教えている限りそれは起きない。問うことって本当に難しいことで、相当トレーニングをしないと、なかなか適切な問いを投げかけられるようにならなくて、教員がコーチングの勉強をするとかがすごくいいのだと思っているのですが、やっぱり、みんな話したいですからね。適切な問いの投げ方を共有するっていうのはすごく難易度の高い話だと思っています。でも、やり続けるしかないですからね。それをぜひ、強化月間が終わって、何らかのレポートなり、データなりが出てきますかね。ところで、アンケートはやりましたか。

事務局：各学校に、先週のうちに出了ました。

市長：何をやっているかという、要は、学んでいますかみたいなものを、定性的、定量的にも取れるようにしてくれたわけです。本当は強調月間をやる前とやった後でデータを取りたかったのですが、この教えから学びの強調月間でどれぐらい効果があったかというのを定量的にも見ようということをやっている、そういうものの随時報告なども、またこの総合教育会議でできればと思います。そういうものを見ながら、じゃあ何が機能していて、何が機能してないのだろうねということを先生にとっても可視化できるといいと思うので。何か数字で縛るとかそういう話じゃなくて、変化を見るということ。やっぱり教育は変化を起こしていかないとしょうがないわけですから。

和泉委員：教育大綱についてですけれども、教えから学びの強調月間というのは、学校ですよ。いわゆる一条校。でも、この大綱は、そういう学校だけ対象としているわけではない。

## 様式第1号

市長：おっしゃる通りですね。

和泉委員：組織がどうなっているかなと思ってちょっと今見ていたのですが、例えば生涯学習ももちろんそうですし、その他の課でも取り組むというか、取り組まなきゃいけない。この大綱の下にそれぞれの課で取り組むのが大綱だと思っていますし、学校だけじゃないですよ、学びって。例えばユネスコとかでもしきりに言っていますし、OECDでも言っていますけれど、もうちょっと生涯学習とかでも具体的な、もちろん時間もかかることなので、少しずつ、まずニーズ調査だったり、どういうものを目指したらいいのかっていう話し合いから始まると思うのですけれども。それもすごく必要かなということは感じています。

市長：生涯学習は本当に重要で、今日は担当が来てないですけど、アンケートをとって、去年計画ができたのですよね。その辺をまず示して。計画作っただけで終わってしまっはしようがないのですが、結構具体的にこういうことやりましようみたいなのがあるので、その進捗管理はこういう場で共有してもらってもいいですよ。総合教育会議は学校だけの話をしているわけではないので。ただ、ちょっと議題がどんどん増えてきますので、2回先でもいいですか。全部やっていると圧迫しちゃうと思うので、ちょっと先に置かせてもらって、まずは今日出たようなテーマを扱っていきたいと思います。いろいろ活発な御意見いただきましてありがとうございました。次回の日程は1ヶ月後を目安に調整をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局：以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。皆様本日はお忙しい中ありがとうございました。

以上

# 令和3年度(2021年度)第1回つくば市総合教育会議次第

日時：令和3年(2021年)6月29日(火)

午後1時から午後2時45分まで

場所：本庁舎5階 庁議室

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 議題
  - (1) 学校現場における人的ニーズについて
  - (2) つくば市教育大綱の実践について
- 4 閉会

事務局：総務部総務課

教育局教育総務課

# つくば市総合教育会議 構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	五 十 嵐 立 青
教 育 長	森 田 充
教 育 委 員 会 委 員	柳 瀬 敬
教 育 委 員 会 委 員	倉 田 廣 之
教 育 委 員 会 委 員	和 泉 な お こ
教 育 委 員 会 委 員	成 島 美 穂

学校現場における人的ニーズ一覧

No.	必要な人材	具体的な活用内容	分類	必要な時間帯	頻度(日/週)	人数(人)	記載学校数(校)	現在の職 及び人数	R3予算額(千円)	現状と課題	活用した場合のメリット	
1	学校施設の維持管理をしてくれる人材	草取り、花壇整備、落ち葉清掃、軽微な備品修繕、図書室の環境整備	施設維持管理	1日2～6時間程度	週3～5日	75	44	学校管理員 (+正職員4)	72,654	・学校管理員のほか、校長、教頭、教務主任が時間の合間を縫って行っているが、負担が大きい。 ・休日出勤や時間外などになることもある。 ・除草に関しては、PTAボランティアが入っている学校もある。	・教員が本来の校務に従事する時間を確保することができる。	
2	ICTの支援をしてくれる人材	授業中、GIGA端末活用のサポート、ICT関係年次処理作業、機器のメンテナンスや準備の補助	ICT支援	授業中、放課後	週3～5日	66	43	ICT指導員 ギガスクールサポーター	3 6	8,375	・ICT機器の不具合に都度教頭または担任が対応している。ヘルプデスクを通して業者とのやり取りをすることになり、トラブルの解消まで時間がかかる。 ・教職員のICT活用能力に差がある。	・トラブルに即時対応できるため、学びを止めることがない。 ・教員が校務に従事する時間を確保することができる。 ・個別最適な学びを提供できる。
3	授業を補助してくれる人材(特別支援)	授業中、特別の配慮が必要な子のサポート	授業中の補助関連	授業中	週3～5日	209	42	特別支援教育支援員	141	137,488	・特別支援教育支援員が配置されているが、支援が必要な児童がより多数いる。	・授業中に支援が必要な子の適切な補助ができ、個に応じた指導が実現できる。
4	登下校の見守り	児童の登下校の見守り、交通安全指導	登下校の見守り	登校時間 下校時間	週3～5日	164	37				・朝の授業準備や教室の環境整備の時間、教員が子どもたちを学校で迎える体制を確保できる。 ・児童と向き合う時間が確保できる。 ・放課後の会議や校務に従事する時間が確保できる。 ・児童の安全が確保できる。	
5	担任業務や授業準備の補助をしてくれる人材	テストの採点と入力、教材や文書等の印刷、宿題や自学のチェック、教室環境、教材作成の補助や印刷、掃除等	その他(授業・担任補助)	1日4時間程度	週5日 特に年度末並びに年度初めは、人材がほしい。	84	36				・現状は、子供のいる時間では、取り組みがないものがある。児童が下校して、退勤時間まで1時間もない。その中で様々な事務処理をするのは、難しい。 ・教材作成や印刷、書類の提出等は、一日の業務において、費やす時間や職員の負担が大きい。	・授業の準備や教材研究、児童にかかわる時間が確保できる。 ・職員が校務に従事する時間を確保することができる。同時に、時間外勤務の短縮を図ることができる。 ・県の学校サポーターのように幅広く業務可能になることが、働き方改革につながる。
6	学校の衛生管理をしてくれる人材	朝体温測定をしてこなかった児童の体温測定の補助等	コロナ対策	1日2時間程度	週3～5日	52	35				・学校の衛生管理は、教員と保護者ボランティアが行っているが、専門的にやってもらえる人材が必要である。	・子供たちの感染症対策が強化され、安心して学校生活が送れる。 ・児童と向き合う時間が確保できる。 ・放課後の会議や校務に従事する時間が確保できる。
7	不登校児童生徒の対応をしてくれる人材(教員経験者)	別室登校等への対応	不登校等対応	授業中	週5日	48	35	学校生活サポーター(教員経験なし)	32	7,200	・学級担任と空き時間の教員が対応しているが、対応できる時間は限られ、ニーズに対応しきれていない。	・適切な支援を行うことで、不登校児童生徒の学びを保障することができる。 ・学級担任、職員の負担を軽減できる。
8	図書の管理や図書館教育をしてくれる人材(図書司書)	図書の管理、本の貸し出し、図書室の管理、授業の補助(情報としての図書選定)、図書全般	学校図書館司書補助	授業中、休み時間	週5日	39	34	学校図書館司書教諭補助員	49	26,194	・図書館司書教諭補助員が配置されている。	・専門的な知識を持った人材がいることで、図書館教育が充実し、読書に対して興味関心が高まり、読書量も増える。また、図書を活用することで、効果的な授業ができる。 ・図書館司書教諭の負担が軽減される。
9	文書事務を補助してくれる人材	印刷業務、文書配付、文書処分、ファイリング補助	その他(校務・学校事務関係)	1日4時間程度 年度末、年度始め	週4～5日	35	33				・職員が、空き時間等を活用しているが、全体で現状1日3時間程度要している。 ・現在事務職員を中心に年間を通してファイリングの整理および年度末、年度始めのファイリング整理と準備を行っているが、費やす時間が多く他の業務に支障が出ている。	・教員が教材研究や生徒と向き合う時間がより確保できる。 ・事務職員が通常の業務に当たることができる。
10	休み時間の見守りをしてくれる人材	児童の休み時間の見守り	休み時間	休み時間	週5日	75	32				・教員が当番制で見守りをしている。1日1時間程度要している。 ※安全配慮義務についての法的整理が必要	・授業準備や教室の環境整備の時間が確保できる。
11	教育相談(カウンセリング)してしてくれる人材	スクールカウンセリング 児童や保護者の心のサポート	不登校等対応	1日4時間程度	週3日	34	31	スクールカウンセラー	市費:2 県費:12	市費:2,640	・スクールカウンセラーが月に数回しか来校しないので、なかなかカウンセリングを受ける機会を作ることができない。常時であれば、相談しやすい。	・専門的な知識を持ったカウンセラーが常時学校にいれば、不登校ぎみな児童や育児に悩んでいる保護者も相談しやすい。学校との連携がとりやすくなる。
12	授業を補助してくれる人材(ALT)	外国語の授業の補助、教材準備の補助、国際理解教育	授業中の補助関連	授業中	週2～5日	37	30	外国語指導助手(ALT)	30	112,940	・小学校では全授業に、中学校では週4回中週1回ALTが配置されている。	・教室に外国人がいることで、子どもたちが英語を話す機会が増え、国際教育がスムーズに行える。
13	授業を補助してくれる人材(理科)	理科の授業の準備、実験の補助	授業中の補助関連	授業中	週1～5日	42	30	理科支援員	33	8,008	・理科支援員が配置されている。	・担任以外に実験の補助をする人材がいることで、より安全で効果的な授業ができていく。
14	授業を補助してくれる人材(算数、国語)(教員免許有)	算数科、国語科の授業で、支援が必要な子のサポート	授業中の補助関連	授業中	週5日	74	29	市費負担非常勤講師(TT)	14	34,716	・支援が必要な児童が多数見られることから、教頭、教務が授業をもち、TTの役割を担っている。	・児童の学力が向上すると共に、校長、教頭、教務が校務に専念する時間ができ、超過勤務が改善される。
15	給食配膳室の管理をしてくれる人	給食の受取や回収	給食配膳・指導等	給食の前後	週5日	42	29	配膳員	52	50,002	・学校給食配膳員1名週5日配置されている。	・給食の検収及び管理には、専属が必要である。 ・配膳にかかる時間を減らすことができる
16	会計事務を補助してくれる人材	学年学級の会計事務	その他(校務・学校事務関係)	1日4時間程度	週1～3日	33	29				・学年主任が、担任業務もある中、日常的に放課後に購入・支出伺いの作成、日計の記録等を行っている。	・児童と向き合う時間が確保できる。 ・放課後の会議や校務に従事する時間が確保できる。 ・教材研究の準備等に時間を充てることができる。
17	授業ができる専科教員(教員免許有)	専科教員として授業を行う	授業中の補助関連	授業中	週5日	51	28				・現在、教頭と教務主任がそれぞれ6時間ずつ授業を持つことで、学級担任の学級事務のための時間を週3時間ずつ確保している。	・学級事務に専念できる時間をとることで、子どもと向き合う時間が確保できる。
18	スクールソーシャルワーカー	SSWの仕事	不登校等対応	1日8時間程度	5日/週	27	26	スクールソーシャルワーカー	市費:3 県費:随時派遣	市費:7,644	・授業以外の部分の仕事で教員が負担している時間がある。	・時間外勤務の一部が削減される。教職員を本来の業務、授業準備、教材研究等に当たらせることができる。
19	授業を補助してくれる人材(家庭科、音楽、図工等)	授業の補助、教材準備の補助、備品の管理	授業中の補助関連	授業中	週2～3日	45	26				・授業について、各教科での特殊な技能が必要な指導の補助をしてくれる人材がいて欲しい。 ・ボランティアが入っている学校もある。	・特に、技能が必要な教科なので、授業中に支援が必要な子の適切な補助ができ、個に応じた指導が実現できる。 ・特に刃物等を扱う場合は、より多くの目で支援に当たれるほうがよい。

No.	必要な人材	具体的な活用内容	分類	必要な時間帯	頻度(日/週)	人数(人)	記載学校数(校)	現在の職 及び人数	R3予算額(千円)	現状と課題	活用した場合のメリット
20	給食指導員	給食の配膳、片付け、食事時の指導	給食配膳・指導等	1日1時間程度	5日/週	92	24			・コロナ禍で子どもによる配膳ができず、人手が足りない。 ※安全配慮義務についての法的整理が必要	・教員が他の校務に従事する時間ができる。
21	校外学習や体験活動時の指導補助	町探検や公園探検、また校内での各種体験活動の補助	授業中の補助関連	行事等実施時		58	22			・校外学習や体験活動時は教職員や日帰りの実施であれば支援員等も同行して実施しているが、宿泊等では支援員は同行できない。 ・ボランティアが対応している学校もある。	・校外学習や体験活動時に外部人材の協力をもらうことにより、児童の活動を充実させることができる。
22	授業を補助してくれる人材(外国、帰国子女対応)	授業中、外国語での補助が必要な子のサポート	授業中の補助関連	授業中	週1～5日	36	21			・外国、帰国した児童生徒で日本語での授業が難しい者について、外国語での授業補助をする者がいない状態である。	・授業中に支援が必要な子の適切な補助ができ、個に応じた指導が実現できる。
23	養護教諭の補助をしてくれる人材(免許有)	保健室利用者が大変多いため、けが人が出た時などの保健室での見守り	養護教諭補助	1日5～6時間程度	週5日	22	20			・児童数の増加に伴い、保健室を利用する児童が増えており、養護教諭1人では対応しきれない。	・養護教諭が対応に必要な児童に、適切な対応をすることができる。
24	部活動等を手伝ってくれる人材	部活動の指導 クラブ活動の指導の補助	部活動	放課後、休み時間等、休日	週2～5日	82	16	部活動指導員	12	・現状、教員が放課後や休日に指導を行っており、週10時間程度要している。	・生徒と向き合う時間が確保できる。 ・放課後の会議や校務に従事する時間が確保できる。 ・働き方改革の推進として教職員の負担軽減につながる。
25	通訳や翻訳をしてくれる人材(外国語)	保護者対応で、外国語での通訳や翻訳が必要な子のサポート	外国人保護者対応	授業中	週4日	18	15			・外国人保護者が多い中、通訳や文書の翻訳ができる者がいない状態である。	・外国人保護者に適切な補助ができ、個に応じた指導が実現できる。

学校における業務の法的根拠と必要性に関する整理

文部科学省

平成29年8月29日学校における働き方特別部会資料

「業務の適正化・役割分担等に関する具体的な論点」抜粋

	業務内容	No. 対照	法的根拠	学校が行う必要性についての根拠	現状と課題	自治体での取り組み例
1	登下校の時間の対応	4	あり (学校保健安全法)	必ずしも学校が直接担わなければならないものではない。(学校保健安全法第30条)	超勤4項目に該当せず、時間外勤務を命じることはできない。	地域住民による登下校見守り活動、下校時に一人で帰る児童を送るスクールワゴン制度(山形県三川町)
2	成績書類に関連する業務・教材準備に関連する業務	5	あり (学校教育法施行規則、学習指導要領)	丸付け、プリント印刷、教材準備等については、特段の規定なし	教員以外の者に丸付けを任せる場合、成績情報等の個人のプライバシー保護の課題がある。必ず教員が行うべき業務と、教員以外の者に任せることができる業務の整理が必要。	事務補助員、理科支援員等の配置、保護者等からなる学習支援ボランティアが学校の印刷業務や学習用プリントの丸付け作業を実施。
3	給食時の対応	20	あり	給食指導は指導の一環である(学習指導要領)	担任教諭自身が給食を食べる時間を含め、給食指導は勤務として行われるものであり、労働基準法上、この時間を休憩時間に充てることはできない(休憩時間の自由利用原則に抵触)。	給食の時間に地域のシニアの方が参加。子供たちとのコミュニケーションの場になると同時に、教員は、当該時間を教室におけるほかの業務の実施に充てることができる。(岐阜県岐阜市)
4	児童生徒の休み時間における対応	10	特段なし	昼休み時間に監視の教師を配置しなかった際に児童が負傷した事案について、学校側の安全配慮義務違反を認めた判例がある。	休み時間においても、児童生徒からの質問対応、けんかの仲裁等、学習指導や生徒指導が行われる場合もある。学校における負傷・疾病について、小学校では約半数、中学校では約1割が、休み時間に発生する。	昼休み等に地域の方が安全の見守りや校内巡回活動を行うことで、子どもたちと地域とのコミュニケーションの場になると同時に教員の負担軽減につながっている。(福岡県うきは市、愛知県津島市、岐阜県岐阜市)
5	部活動	24	特段なし	生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意する。(中学校学習指導要領)	超勤4項目に該当せず、時間外勤務を命じることはできない。	部活動指導員を活用した教員の負担軽減 平日の下校時刻以降と土日祝日の部活動を取りやめ、地域クラブ活動として実施。指導は外部指導者(岐阜県多治見市)

## 会 議 録

会議の名称	令和 3 年度(2021 年度)第 2 回つくば市総合教育会議			
開催日時	令和 3 年(2021 年) 7 月 26 日(月) 14 時 15 分から 16 時まで			
開催場所	つくば市役所 5 階 庁議室			
事務局(担当課)	総務部総務課			
出席者	委員	五十嵐市長、森田教育長、柳瀬教育委員、倉田教育委員、和泉教育委員、成島教育委員		
	事務局	《総務部》篠塚部長、中泉次長 《総務課》沼尻課長、高野課長補佐、木口係長、鈴木主任 《教育局》吉沼局長、貝塚次長 《教育総務課》笹本課長、山岡課長補佐、小野村係長、 武田主査 《学び推進課》横田課長 《総合教育研究所》山田参事兼総合教育研究所長		
	オブザーバー	《財政課》森田課長、大垣主計員		
公開・非公開の別	公開	非公開	一部公開	傍聴者数 4 名
非公開の場合はその理由	-			
議題	(1) 学校現場における人的ニーズについて (2) つくば市教育大綱の実践について			
会 議 次 第	1	開会		
	2	市長挨拶		
	3	議題		
		(1) 学校現場における人的ニーズについて		
		(2) つくば市教育大綱の実践について		



4 閉会
------

< 審議内容 >

事務局：ただいまから、令和 3 年度第 2 回つくば市総合教育会議を開催いたします。本日はお忙しいところをご出席いただき、誠にありがとうございます。開催にあたりまして、市長の五十嵐からご挨拶申し上げます。

市長：前回、学校現場における人的ニーズと、教育大綱の実践について議論をしまして、人的ニーズの中でもう少し専門スキルや資格が必要な部分が整理されているとより分かりやすいということで、今日はその点を整理した資料を出してもらっています。また、市内の学校で地域を上手く巻き込んでいる事例や、マネジメントを工夫して残業を減らしている事例、或いは他自治体の好事例というのをまとめてもらいましたので、それらを共有して、どういことが市内の他の学校で展開していけるかということについて議論できればと思っています。それらを踏まえて、保護者や地域の力を学校が引き出せるようにするというのが、非常に大きなテーマだと思っています。その上でどうしても足りない部分は、市で予算を確保して人的ニーズに対応するという順番で考えていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。教育大綱の実践については、今日はまだアンケート結果はまとまっていないので、アンケートの内容についての共有にとどまるかと思いますが、できる範囲で協力してもらえればと思います。

事務局：本日の会議は、午後 3 時 45 分までを予定しております。なお、本会議では、マイクを通じた音声を基に AI が議事録を作成するシステムを導入していますので、御発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。それではここからの進行は、市長をお願いいたします。

市長：それでは、議題 1、学校現場における人的ニーズについて、資料の説明を

お願いします。

事務局：教育総務課です。資料 1 を御覧ください。前回の総合教育会議を踏まえまして、学校現場で必要とされている人材について、必要な資格や専門知識の要件を整理しました。まず、資格が必須と考えられるものをピンクで表しています。1 番の TT 他 4 項目です。なお、前回会議で御指摘を受けました教員免許の必要性については、1 番の TT と 2 番の専科教員のみになります。また、12 番の保健室の対応についても、前回会議で指摘がありましたとおり、保健師、看護師資格で対応が可能となります。続きまして、資格は必須ではないが、専門知識やスキルを要すると考えられるものを緑で表しています。3 番の特別支援教育支援員、5 番の理科支援員、他 8 項目です。また、免許等の資格や専門知識は要しないが、人的な補助を必要としていると考えられるものを青で表しており、8 番の校外学習等の補助、20 番の下校の見守り、他 8 項目です。また、人材を必要とされている時間帯についても、授業中又はそれ以外という形で大別しました。なお、1 点、資料の訂正をお願いできればと思います。9 番の現在の配置状況の欄について、ギガスクールサポーターと記載しておりますが、現在、ギガスクールサポーターについては ICT 支援員という形で任用していますので、訂正をお願いできればと思います。説明は以上となります。

市長：ありがとうございます。まず、私の方から質問をしていいですか。教員免許が必須なところが 1 番と 2 番で、記載学校数が 29 と 28 ですので、かなりの割合の学校で先生を必要としているということが分かりますし、74 人と 51 人必要ということだと、根本的に学校の教員が足りてないということになるのではないかと思います。県としては、この辺りについてどこまで課題意識を持っていたり、今後こういった人員を配置していく必要があると考えているかという現状を教えてください。

教育長：これは確定ではないのですが、県としては、この資料の番号で言うと

2番、授業ができる専科教員を増やすことによって、教員の働き方改革が進められるのではないかと考えているようです。ただし、逆にこの資料における1番については、減らす方向にある。今まで1番の役割で担っていたTT加配教員を専科教員として使うという方針のようです。

市長：2番の効果は、実際、感覚的には大きいなとは思うわけですね。理科の授業だったら理科の授業だけやってくれる先生が出てくれば、その時間は担任の先生は、他の授業準備とかに充てられるわけですね。物理的に学校の正規の時間中に空き時間ができるというのは、すごく大きいことだと思うんですけど、ただ、要望されている51人とかでは、焼け石に水な気がします。先生は全部で何人ですか。

事務局：約1,700人です。

市長：1,700人もいるのに51人ということは、その恩恵を受けられる人がかなり限られてきますよね。なんでこれだけしか学校から上がってこないのだろう。各学校、学年とか各先生がこういうふうになっていけば、授業時間をしないでそのほかのことができる時間が確保できるわけですね。1日に、40分なり50分なりが、授業しないで済むわけですね。そういうことで言うともっとこのニーズはあるような気がします。

教育長：週に何時間の空き時間を作ってあげることが必要なのかということから考えて計算していく必要があると思うのですね。小学校で1日1時間の空き時間を作るとしたら、それだけで5時間は必要なので、それかけるクラス数と言ったら相当数になる。専科の先生が1人で授業できるのは20時間ぐらいと考えると、もっともっと必要なことは確かです。

市長：それでも、県は1番を2番に回すだけだから、大幅に増えるというわけではないということなのですね。

教育長：国の方針としても、専科教員を増やすということは言っているのですが、教員の定数全体を増やしてくれるのであればいいのですが、国の方も1

番を 2 番に回してくれという考え方だと、県はそうするしかないということになってしまいます。国の教員定数の考え方を変えないと、根本的な解決にならないということになってしまうのですが。

市長：この辺りにどこまで市が手出しできるかという、逆に言えばここ以外の部分は、地域の力なり地域の専門性のある人というのは何とかなるわけですが。そもそも今、教員が不足していて定数も満たしていないところもあるのですよね。そう考えると、仮に予算をつけたとしても、人が集まらない可能性もあるということですよ。ここについては、そういう意味でも悩ましいですね。

柳瀬委員：1 番と 2 番についてですが、2 番は専科教員と書いていますが、教科担任をイメージしているのではないかと思います。現状と課題の欄で学級担任の学級事務のための時間を週 3 時間ずつ確保している、ということは、教科担任を持っているクラスということで、高学年。1 番については TT なので、小学校の低学年ですよ。つまり、1 番については教科担任ではなくてクラス担任がいろいろな授業を持つというイメージで、2 番は、5、6 年生以上なので、学年によって違うのではないかと思います。それから、このアンケートはおそらく、学校の校長先生が責任を持って出してきたものだと思うのです。現場の先生の意向というよりは、校長先生や教頭先生の意向なので、その辺は、出てきた数字が現場の先生方の意識とはちょっと違うのかなとも思います。

市長：この調査のまとめ方はどのようにしていますか。

事務局：基本的に教頭先生が、校長先生等に確認しながら提出いただいたものと認識しています。

市長：1 番は、あくまでも補助ですよ。補助だけ教育免許が必要なのですか。

事務局：非常勤講師や TT については、県では教員免許のある方を配置していま

す。市でも、配置にするに当たっては、業務内容として担任の先生の補助以外に、担任が急遽授業をできなくなる場合にTTの先生が授業をできるようなことを想定しているので、基本的には教員免許が必要と考えています。

市長：急遽不在というのはどういう状況ですか。

事務局：どうしても休まなくてはいけない理由があるとか、そういうケースを想定しています。

市長：そういうときは、その人に授業やってくださいということができるといえることですか。

事務局：はい。そういうことができるように、教員免許のある方を任用しています。

教育長：県の定数で考えるときは、TTについては一クラスを二つに分けて授業するということも想定しています。その場合、どちらも教員免許がないと指導できないので、県の定数で募集する場合には、教員免許が必要になります。市が募集するTTも授業をやることを条件にしているので、教員免許が必要ということにしています。一方、前回話題に出たような理科の授業で手伝ってくれる人とか、外部から来てくれて一時的に手伝ってくれるだけであれば、教員免許は必要ないです。

市長：細かい話ですが、授業をやるというのは、どこからが授業をやるに該当するのですか。

教育長：正式な教員がいない中で、単独でその教室で子供に教えるということは、授業しているということですね。ですから、教員免許を持たない人が指導する場合は、必ず教員免許を持っている人が一緒にいなければならない。

市長：先ほどの話は、教室をきれいに2つに分けたようなイメージをしているのですが、実際、今の学校でTTの仕事の仕方はどのような形ですか。

事務局：実際には、教室を二つに分けて指導する場合がありますし、2人の教員が役割を分けながら教える場合もあります。

様式第1号

市長：二つに分けるといのは、教室の前後で分けるようなイメージですか

事務局：教室の環境にもよりますが、空き教室がある場合には別の教室に分かれてそれぞれで指導するケースもあります。

市長：そういうケースは何割くらいですか。

事務局：データを取っているわけではないのですが、すぐにはお答えできませんが、調べれば分かります。

市長：市費負担の非常勤講師が14人いて、県費は何人いますか。

事務局：県費の少人数加配教員は、今年度35名配置されています。

市長：あと、もう少しデータとして欲しいのは、1日に5コマあるとして、1人で5コマ授業し続けている先生がどれくらいいるのか。そういったデータはありますか。

事務局：年度初めに授業の時間割を提出していただいているので、そこから読み取れば、誰がどういう授業をしているというのは読み取れますが、データとして一括してまとめているというのは、今のところありません。

市長：感覚値としては、例えば小学校の低学年、高学年、中学校それぞれでどうですか。

事務局：基本的に小学校の低学年は朝から帰るまでずっと担任の先生が授業をしている形です。高学年になると教科担任のところはほとんどですので、そういう場合には、時々授業が空いて、職員室にいる時間が少しはとれるようになります。中学校は教科担任ですので、空き時間等は取れるかと思えます。

市長：教科担任でも、例えば理科の授業があると全クラスの理科の授業をやらなないといけないので、空き時間がないという認識でいましたが、その辺りはどうですか。

事務局：生徒の人数と教科にもよりますが、場合によってそういうケースも出てきてしまうかと思えます。

市長：音楽の先生とかは少なそうですけど、学校全体を一人でやるとなると、

そうでもないということですか。

事務局：規模によってはずっと音楽の授業をやっているような状況もあります。

市長：規模が小さい学校の授業数が少ない先生だとゆとりがあるけれど、という場合分けが必要なのですよね。どこに何時間くらい足りないかというのが分からないので、あまり平均をとっても意味がない話なのですよね。それぞれのケースで見て、本当に必要なところを考えないと。その辺の、サンプリングが必要なのか分からないですけど、全部やると大変だと思うので、平均的な規模の学校と大規模、小規模で、それぞれどういう先生がどれくらいやっているかということを見られると、どこに投資が必要なのかというのが分かってくるのかなと思います。

柳瀬委員：小規模校は、加配があると一クラス増やせるということを知っていますが、そういうことはありますか。それからもう一つ、ITは何年何組に入るのか、それとも、何クラスかをその時に応じて入れるようにするのですか。

事務局：まず1点目の、クラスが増やせるかということですが、人数とか条件によって弾力化と言って一クラス増やせる場合はありますが、ITで来た先生を使って学校の都合で一クラス増やすということはできません。もう1点については、基本的にはその学年で同じような条件になるように、例えばこの教科を2人で見ようとなった場合には学年で統一する形をとっています。

教育長：クラス編成において、学級の人数が多いときには非常勤講師を県で配置してくれるのですが、それはクラス固定になります。少人数指導加配教員の場合は、学校で自由に運用できるので、多くの場合は同じ学年、5年生6年生でやってくださいというような感じにしていると思います。

柳瀬委員：2番については、これは教科ですから、教科の先生につくようになりますか。

事務局：専科教員については、基本的にはその先生が担当の教科の授業を見る

形になるので、TTではなく、1人で授業をやります。

柳瀬委員：今は、先生が休んだ場合に教頭とか教務主任が代わりに授業に入っていますよね。そういう形で入るといのは、1番も2番も、そういう役割を果たせないわけですよね。

事務局：小学校の場合は全ての教科を見るのでその役割ができるのですが、やはり専科教員ということになると、その使い方には馴染まないかもしれません。

柳瀬委員：今は、教員が冠婚葬祭等で休まれたときは、管理職がとにかく穴埋めに入るといことで、相当時間を割かれている。

事務局：小学校だと、そうですね。中学校ですと、教科担任で空いている教員が、填補という形で入るケースはあります。課題を与えておいて、その授業を進めるわけではないのですが、自習監督というような形で入ることは可能です。

市長：過労死ラインの残業時間の調査をしたときに、正確な数字ではないかもしれませんが、小学校が4割、中学校が7割とかだったと思います。皆さんの感覚としても、小学校低学年、高学年、中学校で言うと、より大変なのは中学校ですか。

事務局：帰宅時間ということを見ると、中学校は部活動があるので、帰る時間を早めることが難しいというのが実態かと思います。

市長：部活動がなければ、小中学校の差はそれほどないですか。

事務局：完全に部活動をなくしてしまえば、そう条件は変わらないのではないかと思います。

市長：そういう意味では、部活動の外部指導員の可能性も結構大きいということですね。外部指導員がいれば、顧問はいなくてもいいんですか。

事務局：外部指導員の制度を使えば、顧問はいなくても大丈夫です。

市長：夏休み期間中の部活動も先生が来ているようですが、時間や日数の制限



はありますか。

教育長：練習試合などによる例外もありますが、夏休みは最大で 1 日 3 時間、20 日間までとなっています。中学校は間違いなく部活が大変で、小学校の低学年は空き時間がないし子供から目を離せない。トイレに行く暇もないとよく言われます。高学年になると授業時数そのものが増えて、全ての教科を教えなくてはいけないわけですから、準備も幅広い。中学校の授業については、空き時間があるし、自分の専門教科だけなので、授業そのものは中学校の方が逆に楽なのかなと思います。

市長：そういうことも含めて、大変だと思いますが、どの層に投資をしなくてはいけないかというところの、根拠となるデータが出るといいかなと思います。そうすると、財務部としても議論がしやすくなるのではないかなと思います。財務部から、今までのところで意見はありますか。

オブザーバー：データの方の確認をしてというところから入りたいと思います。

市長：そうですね。何をやるにしても、どうしても必要になってきてしまうので、大変だと思いますが学校内でまとめてもらって、というとまたそれで仕事が増えてしまうのですが、このプロセスは避けては通れないところなのかなと思います。全体像がまだ誰にも見えていないと思います。

和泉委員：数字を出すということに関連するのですが、先ほどの教員の適正な配置について、学校によって定数というのは決まっていますよね。それに対して実際に欠員が生じている人数というのは把握していますか。

教育長：県としては、国の定数を基に、クラス数によって教員の数を決めています。また、プラスの条件として、35 人以上の学級が 2 クラスまでだったら非常勤講師をつけますよという茨城県独自のプラス要素があります。さらに、それに加えて加配定数というのがあって、生徒指導困難校だから、1 人付けますとか、不登校対策が必要だから 1 人付けますとか、少人数指導でもっと学力をつけて欲しいから 1 人付けますとか、加配の条件がいろいろあるので、

加配については統一ルールがなく、その学校の現状によって変わるというところですね。定数という意味で言えば、小学校は 14 クラス以上になるとプラス 1 名は必ずついているというのはあるので、そういう人を音楽の先生に充てて、高学年の音楽の授業は全部やってもらおうとか、そういう工夫はしています。

和泉委員：このニーズ一覧は、希望する数字だと思います。ですので、実際に本当に足りていないという数字ではないということですよ。

教育長：そうですね。自分の学校で必要なラインを引いて、そのために必要な人数を書いているということです。統一条件を設けて、それに対して何人足りないかという調査ではないです。

市長：学校の先生の勤務時間は何時間ですか。

事務局：7 時間 45 分です。

市長：7 時間 45 分のうちに、授業は最大でも何時間とか、そういう決まりはありますか。

事務局：実際のところは、各学校では多くても 6 時間授業なので、授業時間に関しては、1 日 6 時間を超えるということは、基本的にはないと思います。

市長：逆に言えば、6 時間あっても文句は言えないですか。そうすると残りの時間はわずかで、その間に事務をやったり採点をしたりということは、とても無理ということですよ。

事務局：そうですね。子供たちが帰った後の時間で勤務時間までにそういったことをやるというのが原則ではあるのですが。

市長：残業し、更に中学校は部活があるということですね。

教育長：学校で工夫しているのは、例えばその朝の自習時間や昼休みの時間、掃除の時間などを短くする日とかを作りながら、一日全体の中で子供に関わる時間を減らして、空き時間を少しでも増やすという取組をしています。それにしても 45 分 × 6 コマというのは減らしようがない。

市長：その上で、どういう部分まで補えるかということですけど、これがもし国で無理なら、市で教員免許を持っている人を独自に雇うしかないということになってしまうわけですね。しかも、本来理想的な教育までしようとすると、桁違いの教員数が必要ですね。学校に 1 人 2 人で済む話ではない。その辺はデータを見ないと分からないですけれども。それと、様々な優良事例をまとめてもらった資料があるので、共有していただけますか。

事務局：それでは、資料 3 を御覧ください。まずマネジメントで効率的に学校運営がされている事例ということで、竹園西小学校があります。竹園西小学校では、働き方改革を学校経営の重点項目に位置付け、人事評価の活用や、毎月の勤務時間を本人にフィードバックするなどして、教職員一人一人の意識改革を図っています。また、日課の見直しや、5 時間授業日の設定のほか、担任外教員や ALT に 4 年生から 6 年生の外国語科を担当させ、書写は教頭先生、6 年生の算数は教務主任の先生がそれぞれ一部の授業を行って、担任の先生の空き時間を増やす取組なども行っています。竹園西小学校ではその他にも様々な取組を行っておりまして、本年 4 月の時間外在校等時間 45 時間以下が 80%、5 月には 91% を達成しています。次に、地域協働がうまくいっている事例ということで、手代木南小学校と松代小学校があります。手代木南小学校は、てみなみんなの学校、松代小学校は、松ボラちゃんといった、学校独自のボランティア制度をそれぞれ導入して、保護者が学校運営に参画しやすい環境作りをしていますので、今回御紹介させていただきました。最後に、部活動改革に関する事例ということで、谷田部東中学校では、教職員の働き方改革を進める取組の一つとして、部活動の地域移行を進めておりまして、平成 30 年度に、学校、保護者と地域が連携して、洞峰地区文化スポーツ推進協会、DCAA と言いますが、こちらを立ち上げて、教職員の部活動に係る負担軽減を図るとともに、専門の指導者による指導が受けられる環境を、受益者負担により整えてきています。これによりまして、部活動のない日を作って、

顧問の先生の時間の確保につなげております。ただし、現在、こちらは会員の会費と、市の市民協働型事業負担金を活用して DCAA の運営をしていますが、この制度が使えるのが、今年度から 3 年間になります。そういった意味から、学校としては財源確保が大きな課題になっているということで伺っています。

市長：文科省の事例の資料の中で、注目に値するようなものはありましたか。

事務局：私個人の意見になってしまいますが、17 ページの防災無線で下校時間をお知らせするようなことができるといいなというふうには思っております。下校時刻に児童がこれから帰りますので、見守りお願いしますという話を子供たちが放送して、それを聞いた地域の大人たちが外に出るといった取組。

市長：こういうのはすぐできそうですね。私から質問させていただきますが、竹園西小学校でやっていることというのは、やろうと思えば他の学校でもできることですか。それとも、竹園西小学校に何か特別な事情があってうまくいっているのか、どうでしょうか。

事務局：やっていること自体はそれほど難しいことではないです。例えば、自己設定目標をしっかりと立てて、それが実現できているかどうかを確認しているのですが、その自己設定目標の内容としては、一番多いのが午後 6 時までに退勤するとか、月の超過時間を 40 時間以内に抑えるといった目標が一番多いと聞いています。こういった、達成しやすい目標を立てているというのが一つポイントになっているのかなと思います。

市長：こういう目標ができているから、実は結局は持ち帰って家でやっているということもないと聞いていいですか。

事務局：そこは、やはりどうしても終わらないものに関してはそうなっている部分も多少はあるかもしれません。実際に調べたわけではないので、どの程度持ち帰っているかというのは把握できていません。

市長：これだけ取り組んでいれば確かに効果はあるのだと思いますが、見かけの残業値と実態が違ってしまおうとなると、それもよくないですね。

柳瀬委員：働き方改革の議論を教育委員会でしたときに、教員の評価への活用は、すごく慎重にやってほしいという議論をしました。それが人事評価につながるすると、先生たちがどういう動きをするかというのはもう目に見えていて、評価にマイナスになるような動きをしないということになると、今市長がおっしゃったように、自分をよく見せるために、いろいろなことを始めるので、働き方改革と人事評価については、とにかく慎重にやらないと駄目だと。ここでも項目として出てきてしまっているのに、これを全部の学校で働き方改革から人事評価をつなげてしまおうと大変なことになります。ここは、人事評価は別な観点でやりますとはっきり言ってもらわないと。働き方改革が教員の評価につながってしまうと、学校管理がますます窮屈になって、働き方改革どころではなく管理がどんどん進むというふうになってしまう。先生たちが精神的にもっと追い詰められていくというなことは絶対しちゃいけないと思います。

事務局：自己評価と人事評価に関しては、自己申告書を教員が作成しています。それは、管理職との面談を通して、自分が立てた目標が適正かどうかというのを常に管理職と確認しながら進めていく形になっていまして、例えば午後6時までには退勤するという目標に関して、実際にその目標で無理がないかということ、本人と確認を取り合いながら、本当にその目標が自分にとって適正なのかというのを確認しながら進めることになっていまして、例えば目標を達成できなかったから人事評価が悪い評価になるということではありません。あくまでも、自分の働き方とか、勤務の仕方を自分自身で見つめながら、管理職と確認しながら目標を設定していくと位置付けていまして、必ずしもそれで、ガチガチに働き方改革を推進しなさいというふうにはならないように、十分に気をつけて進めたいと考えております。

柳瀬委員：この点は非常に重要で、教育評価についても教育委員会でだいぶ議論しました。英語で言うとエバリュエーションという評価と、チェックというのが混在しているのです。これは自己申告書をチェックするという意味であって、人事評価となると、エバリュエーションです。チェックするのはそれはそれでいいのですが、この書き方だと人事評価です。それは、はっきり分けて、目標をチェックするとか、それぐらいの書き方にしないといけません。

事務局：働き方改革そのものが、教員の評価にならないように十分に注意して進めたいと思います。

成島委員：働き方改革という言葉に対して、私のイメージになるのですが、教員はそもそも学びを教えたい人がなるものなので、授業の準備時間とかをたくさん持ちたいのだと思います。新しい先生とかはどうしても時間がかかってしまうから、そこで残業になるのも仕方ない部分があるだろう。そういうところをベテランの先生から教わりながら、きっと教員としての実力も上げていくものだと思います。そこでやはり、負担になってくるのが、教えるということと関係のない事務作業の部分が大変なのかなと思うので、資料 1 の 22 から 24 番の学校サポーターという存在が一番重要になってくるのかなと思っています。現在、これは県費と書いてありますが、学校サポーターを雇っているのは県になるのですか。

教育長：去年と今年については、感染症対策の関係で、県費でそういう人を 1 人雇えることになっています。しかしそれも、今年限りということになります。業務内容については、学校全体が感染症対策のために時間を使う中で、採点とか印刷ということに充ててもいいということになっています。

成島委員：現在 45 人前後というのは、各学校に対して 1 人といったことですか。

教育長：全学校に 1 人です。

成島委員：せっかく資格がなくてもできる仕事なのであれば、もう少し増やせ

ないのかなと思うのですが。話は別になるのですが、23番の「宿題や自学のチェック」について、他の人でも誰でもできるような書かれ方になっていますが、自分の子供に置き換えると低学年なので、自学とかは先生の一言がうれしくて頑張っているところがあるので、誰でもいいというわけではなく、継続的に成長を見守ってくれる人がありがたいなとは思っています。

倉田委員：そこは私も難しいと思います。やはり担任が採点することによってこの子はどれだけできているかとか、そういう分析もできるわけです。他人に任せることが果たしていいのかどうか、その辺が教師としては疑問に思います。教師が採点することで、この子はどこができなくてどういうことが苦手なのかということに気づいて支援できるということもあるので、一概にそれを任せていいのかと疑問に思っています。

成島委員：特に今、自主的な学びという名のもとに、子供や親に任せているようなスタイルも少しあったりするとか、結果頑張ったものを先生が見てくれないのであればあまりやる気が出ないみたいなのところが少し心配です。

教育長：忙しいからなんでも他の人にやってもらうというのは、教師としての考えとしても、それは避けたいというのはあります。

市長：テストの丸付けとかもあるかもしれませんが、一方でそもそも宿題をどうするかという議論も出ていたと思うのですが、今その辺りはどうなっていますか。私が子供たちの夏休みの宿題を見てみたら、相当意識して減らしてくれているなという感じを受けましたが、どんな通知を出したのですか。

事務局：基本的には、以前のように、例えば1人必ず絵を描く、作文を書く、自由研究もやるといったような、必ずやらなくてはいけないものを極力削りました。本当に自分が取り組みたいもの、課題を持っていてこの部分を改善したいものということに集中して取り組んで欲しいということで、学校にお伝えして、本当に自分がやりたいものに絞り込んでできるような宿題の出し方をしてくださいというふうにはお伝えしました。

市長：そうですね。多少まだドリルなどもありますが、今までと比べると劇的に違うのではないかなという気がしています。特に強調したのは今年からですか。

事務局：昨年度から段階的にやっております、作品に関してはすぐに対応できないものもあったので、昨年度から徐々にやって、例えば必ず学校から1点出してもらわなくてはいけないものが減ったりしたので、そういう意味では、学校の方にはお願いはしやすくなっています。

柳瀬委員：タブレットが1人1台あり、夏休み中持ち帰ってもいいということにすると、宿題の形が変わるだろうと思います。それによって先生方の働き方改革につながるのか、子供たちのインターネット環境は確保できているかというのは気になります。

事務局：正確な数値は出ていませんが、タブレットに関しては今回の夏休みに7割ぐらいが持ち帰ったのではないかと思います。自宅でネットが使えないとか、学校のコンピューター室にあるものが家庭では使えないというのがありますので、その辺を除いたギガ端末に関しては、持ち帰っている学校がたくさんあります。また、宿題の質が、タブレットでできるようなものとか、パワーポイントを使って作業するといったようなものもかなり出されていると聞きます。

柳瀬委員：宿題については、タブレットでできるようなものに置き換わっているのですか。

事務局：つくば市ではチャレンジングスタディもありますし、かなり置き換わっています。

市長：それは、タブレットを使った宿題がたくさん出ているということですか。

柳瀬委員：置き換わっているということは、もともとあった宿題が、タブレットを持ち帰ったらそれでできるようになったということで、量的には変わっ



ていないのですか。

成島委員：おそらく、プリントやドリルの量が減り、プラスアルファでデジタル教材があって、意欲的な子、やりたい子は取り組めるということだと思います。でもそれも強制ではないのかな、というイメージです。

柳瀬委員：過渡期だろうから、両方あると思います。

事務局：先生と子供たちが、家庭と学校で休み中につながるということにも使えるので、今が確かに過渡期ですね。いろいろな可能性がタブレットにはあると思います。

市長：私の子供の学校では8、9年生は持ち帰るけれど7年生は持ち帰らないという通知が来ました。そういうところが多いのですか。

事務局：中学校でいう7年生、小学校でいう1年生がその学校の既存端末に該当するので、家に持ち帰ってもネット環境で使えないということがあります。

成島委員：宿題に対しての考え方なのですが、習い事や受験がある子は減らして欲しい。でも、やらなくていいと言われたら、勉強が好きな子はそうそういないので、当然やらなくなってしまう。親には宿題はないと言って、自主学习もやっているのかやっていないのかわからない。平等性ではないのですけれど、やる子はやるし、やらない子はやらない、の「やらない」の部分、放置していいのかという思いが、少しあります。

市長：その「やらない子」に対して、どうやりたくさせるかというのがきっと、学びの肝なのかなと思います。今出ている宿題というのは、きっといろいろこの中から選んでね、という形になっているということですよ。最低限これはやりましょう、みたいな。小学校一年生の宿題を見ると、音読しましょう、とかそんな感じで、何ページやりましょうとかはなく、いくつか選択肢があって頑張りたい人はやりましょう、というような感じだった。必ずこれをやりましょうねが増えてしまうと、やはり元に戻ってしまうような気がしますけど、その辺はどうしたらいいのでしょうか。

成島委員：やはり「頑張る」というのは、多少優劣ではないですけど、頑張っただけ認めてもらえとか、そういうものがないとモチベーションが上がらないと思います。やらなくてもやってもいいよ、くらいのふわっとした持ち上げ方は微妙な気がします。

教育長：私が先生たちに言っている理想は、学び手としても自立させましょうということです。必ずやるものは少なくするけれど、自分でしっかり自分の今までの学びを振り返って、もっとこんなことをやってみたいとか、これは復習しないと自分は駄目だなとか、そういう自分で自分を考えられるような力をつけてあげましょうと言っています。それを夏休み前にしっかり自分で計画をして、保護者の方とも相談して、個別面談の時にそれを保護者の方と先生が確認できるようになって、そういう学びを計画するような力をしっかりつけて、家庭の方とも相談してやりましょうというのが理想だと。それができるだけ近づけるような取組を各学校でやって欲しいなという話はしています。ですから、自立させるために宿題を少なくしたというのは、大きな一歩だと思います。次に大事なことは、自分で計画できるような子供を育て、保護者の方にもそういう認識を持っていただいて、夏休みの学びをみんなで考えていって取り組んでもらいたいなと思っています。

成島委員：それが各保護者に伝わっているのかがちょっと。

倉田委員：結局子供が、自己評価が自分でできて、自分で目標を設定できて、夏休みには私はこういうことを目指してやりたいということを明記できて、それでどういうふうに進めていくかを保護者とも話して、私は今後こういうふうにしなくてはいけないというのを、子供自身が気づけるように持つていくことが大切なのかなと思います。

市長：多分、これは意見の一致はないのしょうけれど、つくば市が目指している方向性としては、先ほど教育長が言ったように自分で学んでいける、その学びの楽しさを含めて覚えていくものだと思うし、個人的な考えですが、

小学校低学年については宿題はゼロでいいのではないかと私は思っていて、よっぽど外で駆け回っている方がいいのではないかなと思ってしまいます。それを押し付けるわけではないですが、やはり学ぶこととか、新しいことを知るの楽しいなという経験をどれくらい子供ができるかというのは、確かに周りの大人の関わり方なのだろうなと思いますよね。それを学校で感じさせ切ることができるかということ、またそれも大変でしょうし。ただ、親も忙しいですから、親が隣に付き添って宿題やるというのは、申し訳ないですが現実的ではない気がします。という現状で、何をしたらいいのだろうなという話ですけどね。

教育長：文科省の全国の働き方改革に関する事例集の 15 ページに、前回お話しした守谷市の取組が掲載されています。守谷市のカリキュラムマネジメントというところを見ていただくと、8月26日に授業を開始するということで夏季休業を5日間短縮しました。6時間分を5日間、合計30時間、30コマになり、それをうまく振り分けることによって、普段の授業時間を、週3日は5時間授業にしても、既定の標準授業時間数は確保できますというのが、守谷市の考え方です。ですから守谷市では今、6時間授業は週に2日しかない、でも夏休みは5日短いです、という形です。

市長：負担の平準化ということですかね。

教育長：これについては賛否両論あって、先生たちも反対もあればその方がいいという意見もあります。

市長：中身としてはどういった賛成反対の意見ですか。

教育長：やはり普段の授業時間が少なくなるのはいいいという意見と、夏休みこそリフレッシュして、自分で研修などに参加して学びたいことを学びたい、だから夏休みを減らすのはかえってマイナスなのではないかという意見もあります。夏休み5日間のほかに、県民の日と創立記念日も登校していると思います。

市長：個人的には県民の日も創立記念日も休む必要があるのか疑問もあります。社会が休みになっていない時に休みにするというのは、保護者からすると仕事の調整とか大変ですよ。先生たちが反対するようなことはなかなかできない気もしますが、確かに、6時間授業が週2日までということは、逆に幅が広がる気がしますよね。先生たちの意識もきっと、5年前、10年前とかとは変化があるのではないのでしょうか。

柳瀬委員：極端な話ですが、教育長がお話しされたシームレスということを使うならば、休みであろうが家で勉強できるよという発想であれば、夏休みも長くする必要はないし、親は休めずに子供たちは家で宿題しかやることのない時間はもったいない気がします。実際感触として、夏休みは暑くて外で遊んでいる子もいないですし、どこか涼しいところへ行くしかなくて、自転車乗って走っている子たちは、とにかく涼しい場所を探していると思います。やることなく現実として寂しいなとは思っているので、であれば夏休みを短くして学校で楽しいことができる、そういう発想が必要かなと思います。

市長：エアコンがなかったからこの辺の地域は夏休みを長く取らなくてはいけないわけですが、もうエアコンは普通教室に入ったので、そういう意味でも学校の方が涼しい環境になってはいますよね。

柳瀬委員：地域でなかなか遊ぶ場所もない、やることもないというのであれば、学校で学習以外の子供たちが遊べるメニューをもうちょっと考えなければいけない時代になってきた。実際、地域でやることって少ないのではないですか。

成島委員：私の場合は、毎日知らない子たちがうちに来ますが、ずっと家に大人がいる家庭は少ないのだろうと思っています。昔は学校のプール開放とかありましたよね。

倉田委員：昔は校庭も開放して、自由に遊べるようにしていましたね。そういうことを見直していきたいけれど、管理上、怪我した時に誰の責任だとなっ

てしまうから、なかなか貸せないような状況になってしまっている。学校開放して教室、校庭も全部自由に使えるようにすることが望ましいとは思いますが、そうすれば、子供たちが集まってみんなで協力して何かやろうということが芽生えるとは思いますが、そのときの管理を問われると、厳しいのかなというところですね。

和泉委員：働き方改革を、もうトップダウン、上意下達でやらなければいけないぐらいの状況にはあると思います。先ほどの柳瀬委員の指摘は本当にそうだなと思って聞いていたのですが、人事評価につながるようなことというのは非常に、慎重に議論をしなければいけないし、微妙な問題なので、それにはもう少し話し合う時間を費やすと同時に、今倉田委員がおっしゃったような、自分たちが変えていこうとか、学校ごとに教員数も勤務時間も違い、地域性もあるので、学校で働き方改革をしようよという場を設けるとか、そういう呼びかけをまずトップダウンでやってもいいのかなと思います。ざっくりでもいいですが、タイムラインがないとどうしても忙しくてできないという状態になるので、例えばとりあえず一度全体で話し合ってみませんかと教育委員会から呼びかけるとか、そういうことをやりながら、できれば校庭の開放にしても、ここの学校だったらできるよね、ここはちょっと厳しいかなというのもあると思います。その地域性とかを鑑みながら、各学校にも委ねる形で進めていくような考え方がすごく大事かと思います。もちろん、先ほどの守谷市の例のように、一律に決めた方がいいこととか、教員を守るための法律の整備というのは、トップダウンでやらなければいけないことですが、それと同時に、先生達が本当に困っていることは何なのかなといつも考えていて、2月の懇談会が非常にありがたかったなと私は思っています。現場の先生たちの声を聞いて、その声とこのニーズ調査に乖離がないかということも非常に気になっています。

市長：どの辺りに乖離がありそうですか。

和泉委員：これは実数ではないのではないかとというのがすごく気になってます。もう単純に足りない。例えば資料1の1番の現状と課題に「支援が必要な児童が多数見られることから」というのは、教員免許がなくても補えることですよね。そう考えてくると焦点化するのも難しくなってくるので、まずは実数として足りない分は配置して、教員免許を持っていない人でもできることはどんどん取り入れてくようなやり方をしていかないと、本当に難しいなと思います。

市長：今和泉委員がおっしゃったことについて、各学校では働き方改革についてどのように考えていますか。

事務局：働き方改革に関しては、昨年度の校長会で優先的な課題として取り上げており、各学校にそれを持ち帰って、できることを進めているというのが実態です。

市長：先生たちで本音を話すような機会というのはあるのですか。教頭先生とかが各学校のプランを作っているのですか。

事務局：おそらく、働き方改革のプロジェクトチームを作ってそれぞれの立場でできることからやっているのと、あと管理職の方でこれだけはやっていきたいというものがあると思います。

教育長：働き方改革委員会というのを全ての学校で作っていて、その中に若い先生から管理職まで入って、フランクな話し合いをしています。先日若い先生達の話聞いていて、少し怖いなと思ったのは、全部を無くせばいいとか、少なくすればいいと考えてしまうことです。例えば特別支援の話も、自分の指導力が足りないがためにそうなっているというようなことまで、支援員がいれば助かりますと言ってしまう可能性もあります。そういった点で若い人の声と乖離があるということも、ある意味当たり前のことです。両方の声をよく吟味しないと、一概には言えないと思うので、そこは慎重さが必要だと思います。先ほどの夏休みを短くするというのも、今度は給食費をどうす

るか、給食の補助をどうするかというようなこともあって、なかなか簡単ではないと思います。その人を雇う予算以上のことが出てくるので、本当に絡んでいるものが多くあって、その辺りを整理しないと、単純には進めない。

柳瀬委員：おっしゃる通り、様々なものが絡んできていて、難しいのだけど、もうこれは仕方がないというか、働き方改革を社会問題化する、あるいは地域問題化するというコミュニティスクールを推進する学校運営協議会、そういうものをこれから展開する糸口として、先生たちを地域でなんとか応援しましょう。PTA にコミュニティの C を加えた PTCA で、先生方だけではなくて、地域も交えて話し合うと、いろんな提案も出てくるし、実際に松代小学校や手代木南小学校ではやっているところもあるので、いい機会だと思います。

市長：よく「地域」と言いますが、例えば並木小学校周辺では、地域みんなで支えていこうとか、並木小の教員助けていこうという空気かということ、そういう空気はあまり感じないですね。例えば区会と話し合いをしているわけでもなさそうです。一方で、地域の人たちが「自分たちの母校」という意識を強く持っているところもあり、「地域の学校」という感覚のギャップがあり、学校によって全然事情が違うと思います。関わってくれている地域の人がいなくても、それが地域の中にある学校だという感じは、私は並木小ではそれほど感じませんし、子供の頃から地域の人たちがいたというよりは、保護者が関わっていたということで、保護者を離れてしまった人たちとか、もともと地元にいる人達との関わりというのは正直薄い。でもそれをやはり変えていかなければいけないのじゃないでしょうか。

柳瀬委員：PTA で地域デビューする人もたくさんいると思います。PTA での活動が無かったら地域との関りは全く無いという人も多いので、あえて仕掛けていく。

市長：保護者は意識があると思いますが、やはりそこにとどまっていたら PTCA の「C」の部分がない。本当に大きな枠組みで、地域を巻き込むという部分ま

では市の全体の方針で、その先のやり方は、各地域、各学校で考えましょうというぐらいなのでしょうけど。本当に事情が余りにも違いすぎる。ただ、これだけいろいろなものを見てみると、地域の力を借りない限りは、お手上げな感じがしますね。

成島委員：できるだけ予算を使わずということですかね。

市長：地域を巻き込むことで必要な予算はまた生まれてくるとは思います、そういうのは予算をつけたらいいと思います。

成島委員：手代木南小学校のボランティアが、保護者に限らず地域の人も巻き込んでいたということだったので、それに近いのかなと思っています。そういうのが各所でできれば違うのかなと思いました。手代木南小学校の事例の課題として、コーディネーターがいたらいいと書いてありますが、これはどういうことですか。

和泉委員：実際問題、学校と地域をつなぐのは非常に難しく、個人情報も関わってきます。では誰がやるのがいいのだろうという話になったときに、内部の人よりは、コーディネーターというポジションでやるという人がいた方がうまくつなげるのではないかと、とかそういう議論までした段階でした。でも理想的には地域の人がやってくれてもいいのかもしれません。

柳瀬委員：先生はどんどん変わるけれど、コーディネーターという難しい肩書ではなくても、やはり地域ですっと見てくれるキーパーソンはいると思います。そういった方をいかに見つけて、つないで、将来はそういう人が学校運営評議員になればコーディネーターの役割もできると思います。

事務局：生涯学習推進課の事業にある社会力向上研修という中で、こういうコーディネーターも育てられればいいなと思い、事業を考えています。

市長：教育大綱を作った時の校長会との意見交換でもやはり出ていました。コーディネーターがいるといろんなことがやりやすくなるしそういう人を養成する必要があるというようなことを言っていました。生涯学習推進課の講座



の中で、こういった人が育っていくとすごくいいでしょうし、各学校でまずは1人でも2人でもいいのです。10人もいる必要はなくて、そのキーマンにしっかりコミットしてもらえるようになってくればいいと思います。あまりその人の意見が強くなりすぎたりしてもまずいでしょうけど。

事務局：コミュニティスクールを進めるのと、コーディネーターを育てる研修とがうまくかみ合ってくるといいなと思っております。

柳瀬委員：現状では、学校評議員は教育関係の人が多くですね。本当は学校評議員の今の制度の中で、少しずつ地域の人を入れていくというのがいいと思います。

倉田委員：そういう意味では、やはり学校側が、関係機関や地域に情報発信し、働きかける。あと協力依頼とかそういうつながりを作ること積極的に学校側からやってみることが大切なのかなと私は思います。学校側が必死になってこういう取組をして、こういう目標でやっているの、ぜひ協力して欲しいということ、地域に出向いて情報発信していく、そういうことから始めた方がいいと思います。

市長：今この議論をしていて気づいたのは、地域という言葉の抽象度が高過ぎて、先生たちも地域といってもなかなかどこに入っていいかわからないと思います。地域というのはもう少し具体的に言うと区会とか自警団とか、そういうことになるのでしょうか。

倉田委員：私は学校行事とか、学校で取り組んでいるものに関わってくれる人だと思います。学校教育の中にある、例えばお祭りや植栽などのボランティア関係、奉仕作業など、そういうことも含めてそこに連携や協力依頼を学校が積極的に働きかけることによって、地域づくり、関係作りができるのかなと思っています。

柳瀬委員：校長先生が地域歩いて見つけるしかない。学校評議員にどういう人を選ぶかが肝だと思います。校長先生が地域をどう考えているかというのが

如実に出ると思います。そこは今の制度の中でもできると思います。

倉田委員：私もイベントや筑波山検定とかいろいろやりましたけど、とにかく地域の関係団体と少しでもコミュニケーションをとって、学校でこういうことができるかどうかということで話し合っ、子供をそこに積極的に入り込ませて、地域の良さを子供に気づかせていくといい。

市長：やはり校長先生の能力にかなり依存してしまいますね。倉田委員はできたかもしれないけど、みんなにそれをやれと言ってもなかなか大変な気がしますね。学校評議員というのは入口としてはすごくいいのかもしれない。学校評議員というのは、どのような仕事しているのですか。

倉田委員：学校によります。人数も限定されています。

市長：誰が選ぶのですか。

倉田委員：学校長が選びます。

市長：私も PTA の会長やりましたけれど、学校評議員との集まりとかは一度もなかったと思います。保護者から見て学校評議員というのは、近くにいない存在な気がしていました。民生委員とかは何となくわかるのですが。

倉田委員：基本は幅広く、いろいろな方面から受入れています。

市長：定員は何人ですか。

教育長：各学校 5 人です。

市長：基本的にはきっと学校評議員は地域の顔役みたいな方が選ばれているはずということですね。

教育長：学校運営を見てもらって意見をもらうってことを今やっています。また、地域の働きかけも最近は働き方改革がマイナスになっていて、余計な仕事は増やさないでください、という考えがどうしても出てしまう。

市長：この生みの苦しみ期間をどうするかという問題はありますよね。ただ、やらないと変わらないですから。

教育長：2、3 年が勝負ですね。

市長：なかなか悩ましいけれど、その辺は市全体としてトップダウンで、これは市全校でやりましょうという範囲をどこまでにして、その先各学校でこういうことは考えてくださいという部分との整理は、この会議でやる必要がありますので、そのことは次回考えたい。あと宿題になってしまい申し訳ないですが、データを基にここは地域では無理だというところを見える化してもらって、予算措置は県がつけなければ市でつけるしかない部分ですから。一方で教員免許を必要としない人たちがこれだけたくさんいるので、そこは本当にいろいろな人たちの力を借りなくてはいけないと思うので、優良事例も精査しながらここでの方向性を出していきたいと思いますのでお願いします。時間も迫っているので、資料4について説明をお願いします。

事務局：それでは資料4について、説明させていただきます。教えから学びへ強調月間ということで、各学校に実践をお願いしたところですが、その際に私どもが考えている授業にどれくらい近づけたのかというのを児童生徒の目線から見てもらおうと思ったのが今回のアンケートです。低中高学年、中学生それぞれに向けてアンケートをとりまして今集計中です。結果が出次第、分析結果等をお知らせしていこうと考えておりますのでよろしくをお願いします。

成島委員：勉強は楽しいですかみたいな質問というのはなかなか難しいなと思いつつ見えていたんですが、実際の結果がどんなふうになるかを見ながら考えていきたいと思います。

市長：本当は事前と事後で両方取りたかったのですが、6番を見ると「前に比べて」とありますが、前というのは何と比較しているのですか。

事務局：実践する前だと思います。

市長：これは事後アンケートということですか。

事務局：事前を取っている学校もございます。事前と事後にとった学校もありますし、事後にしか取れなかった学校もあります。6番に関しては、事前に

取る形ですけど、こういうような質問になってしまいました。

市長：事前だけこの質問だったのですか。

事務局：そうです。

市長：事前のとき何と比べたのだろう。

成島委員：これは教えから学び週間みたいなのがあったということですか。

事務局：そうです。

市長：もう終わったのですか。

事務局：学校によって終わった学校もあります、夏休み明けに改めてとる学校もあります。

倉田委員：このアンケートの在り方ということで、私は学校としてこれをどうにかせるかということが大切だと思います。だから分析の在り方が問われると思うのですが、これだと学校側にとって対策が見えるアンケート調査になっていないのかなと思います。理由が見えることが大切だと思っていて、例えば今言ったように、前に比べて勉強が楽しくなってきましたか、という問いに対して、ものすごく楽しくなってきたという答えがあったときに、ではなぜ子供は楽しくなったのか。こういうことが変わったからとか、その中身を知ることによって分析ができると私は思っています。そういうアンケートの取り方というのをやはり考えていく必要があるのかなと思っています。

市長：これは出島さんたちに見てもらったのですよね。

事務局：そうです。

市長：今の倉田委員のような質問に対してはどう答えますか。

事務局：今回の調査に関しましては、学年、教科、先生方のお名前も同時に書いていただいております、集計する際は全体としての傾向はもちろんです、どの学年のどういう教科・単元でどういう実践をして、どういうふうな結果が表れたのかというのを見ていく形になると思います。今倉田委員から御指摘いただいた中身に関しましては、これは意識調査ということで、どういうふう

に意識が変わったかというのをこれで見えていくのですが、実際に分析する場合には、例えば楽しくなってきたという回答がある場合には、何でそれが楽しくなってきたのかということまで突き詰めないと、今後にいかせないと思いますので、そういった点に関しましては、アンケートの結果も併せて、分析を進めていきたいと考えています。

市長：定量的なものを取った上で定性的なものはさらに踏み込んでやっていくことですね。データに紐づいて、どの先生がどういうことで評価が high とかというのが見えるということですかね。

事務局：そうです。

教育長：なぜがないとその先に進まないですからね。

倉田委員：子供が何でそう変わったのか、その細かい意見を聞かないと、対策を講じることができない。学校でアンケートを取るときも、なんでそう思うのかその理由を学校が知ることで次にこういう対策を講じていこうというのが見えてくる。だから、学校はそこの中身を知りたい。

事務局：追加でよろしいでしょうか。アイザックの方々と確認したのは、例えば、楽しくなってきましたかという質問の結果を見たときに、極端に上がっている先生がいた場合には、その先生がどういった実践をしているのかというところまで見ていこうという話になっておりまして、変容が大きかったり、或いは元から非常に高い評価を子供の方が持っている先生に関しては、普段どのような授業をしているとか、どんな手だてをしているのかというのを見ていこうという話をしています。

柳瀬委員：専門家に見てもらってこの調査を進めているということですね。意識調査はいろいろなやり方がある中で、このように直接ダイレクトに聞くというやり方は、すごくインセンティブなので、楽しかったですかと聞くと楽しかったですと答えるのですよね。そういうことも調査の中では分析すると思うのですが、やはり間接的な調査の方が私は信頼度が高いと思ってい

て、本人の意識をもう少し客観的に、もっと違うことで調査する。だからこれを専門家がどう分析するのかということに興味がありますね。倉田委員がおっしゃる通りで、これで何を読み取るかというよりは、後から、第2、第3の調査をしていくということかもしれないですけど。

市長：補足をすると、今回の調査は、アイザックというインターナショナルスクールの人たちにアドバイスをしてもらっています。私もその打合せに入っており、もともとは強化月間の後にアンケートするという話だったのですが、事後だとその前と比較できないという話になりました。そこで、文言についてアドバイスをもらって、その変化を確認できるようなものにしましょうということになりました。そこで、実は始まってしまっているところもあったのですが、急遽前後でやる方向にしました。ですので、問題意識としては、当然そこでの良い取組を検証して横に広げたいというのがあるので、その聞き取りというのが今後大事になってくるのだと思います。これによって、それこそ人事評価的なものにつなげるというふうには思っていないですし、学びの本質の授業とはどういうものだろうかということを考えることに使っていきたいと思います。アイザックのチームは、全国でもデータ分析においてリードしているようなメンバーたちが入ってくれていて、学びの本質とか、いわゆるアクティブラーニング的な補助も含めて、ずっとやってきている人達ですので、そういう人たちのアドバイスをもらいながらやっていきたいと思っています。この会議でも随時共有して、一緒にやれればと思います。

和泉委員：分析もそのアイザックの方がやられるのですか。

市長：どこまでどういう話をしていますか。

事務局：こういう日程で実施しますということを話していますが、結構膨大なデータになりますので、どういうところまで話し合うのかというのは出ていません。内容としては単元や学年はデータとして取っておいた方が関連づけできるので、それは質問項目に入っております。明日辺りが締め切りになっ

様式第1号

ているので、夏休み中に分析を始めていきたいと考えております。

市長：ぜひ甘えて相談して進めてください。とにかく彼らはサポートしようと思っていてくれるので。

教育長：生データも見てもらって、今後の分析の仕方についても相談しようと思っています。

市長：他に何かありますか。少し時間を過ぎてしまっているので、本日は以上にしたいと思います。次回の日程は決まっていますか。

事務局：次回は8月23日午後1時からとなっております。

市長：それまでにそれぞれよろしくお願いします。本日はありがとうございました。

以上

# 令和3年度(2021年度)第2回つくば市総合教育会議次第

日時：令和3年(2021年)7月26日(月)

午後2時15分から午後3時45分まで

場所：本庁舎5階 庁議室

1 開会

2 市長挨拶

3 議題

(1) 学校現場における人的ニーズについて

(2) つくば市教育大綱の実践について

4 閉会

事務局：総務部総務課

教育局教育総務課



# つくば市総合教育会議 構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	五 十 嵐 立 青
教 育 長	森 田 充
教 育 委 員 会 委 員	柳 瀬 敬
教 育 委 員 会 委 員	倉 田 廣 之
教 育 委 員 会 委 員	和 泉 な お こ
教 育 委 員 会 委 員	成 島 美 穂

学校現場における人的ニーズ一覧

分類	No.	必要な資格・技能・知識等		学校現場が必要としているもの					現在の配置状況			現状と課題	活用した場合のメリット	記載校数順	
		◎…資格が必須		必要な人材	具体的な活用内容	必要な時間帯	頻度(日/週)	人数(人)	記載校数(校)	現在の職 及び人数					R3予算額(千円)
		○…資格は必須ではないが、専門知識・スキルを要するもの ◇…免許や専門知識は要しないが、人数が必要なもの								現在の職	及び人数				
授業中の補助関連	1	◎	教員免許(必須)	算数、国語の授業をチームティーチャーとして補助してくれる人材	算数科、国語科の授業で、支援が必要な子のサポート	授業中	週5日	74	29	市費負担非常勤講師(TT)	14	34,716	・支援が必要な児童が多数見られることから、教頭、教務が授業をもち、TTの役割を担っている。	・児童の学力が向上すると共に、校長、教頭、教務が校務に専念する時間ができることで、超過勤務が改善される。	14
	2	◎	教員免許(必須)	授業ができる専科教員	専科教員として授業を行う	授業中	週5日	51	28				・現在、教頭と教務主任がそれぞれ6時間ずつ授業を持つことで、学級担任の学級事務のための時間を週3時間ずつ確保している。	・学級事務に専念できる時間をとることで、子どもと向き合う時間が確保できる。	17
	3	○	「特別な配慮」に関する知識があることが望ましい。	授業中に特別な配慮が必要な子のサポートしてくれる人材	授業中、特別な配慮が必要な子のサポート	授業中	週3～5日	209	42	特別支援教育支援員	141	137,488	・特別支援教育支援員が配置されているが、支援の必要な児童がより多数いる。	・授業中に支援が必要な子の適切な補助ができ、個に応じた指導が実現できる。	3
	4	○	英語を母国語としている、又は同等の能力を有すること(必須)	外国語の授業においてチームティーチャーとして補助してくれる外国人人材(ALT)	外国語の授業の補助、教材準備の補助、国際理解教育	授業中	週2～5日	37	30	外国語指導助手(ALT)	30	112,940	・小学校では全授業に、中学校では週4回中週1回ALTが配置されている。	・教室に外国人がいることで、子どもたちが英語を話す機会が増え、国際教育がスムーズに行える。	12
	5	○	理科の実験に関する知識があることが望ましい。	理科の授業において準備・実験の補助してくれる人材	理科の授業の準備、実験の補助	授業中	週1～5日	42	30	理科支援員	33	8,008	・理科支援員が配置されている。	・担任以外に実験の補助をする人材がいることで、より安全で効果的な授業ができています。	13
	6	○	各種外国語・日本語の技能(必須)	授業中に外国語での補助が必要な子のサポートしてくれる人材	授業中、外国語での補助が必要な子のサポート(外国、帰国子女対応)	授業中	週1～5日	36	21	日本語指導教員の加配	13(10校)	県費	・外国、帰国した児童生徒で日本語での授業が難しい者について、外国語での授業補助をする者がいない状態である。 ・日本語指導ボランティアが入っている学校もある。	・授業中に支援が必要な子の適切な補助ができ、個に応じた指導が実現できる。	22
	7	○	各教科で使用する道具の使用法に関する知識があることが望ましい。	家庭科、音楽、図工等の教材準備や授業中に補助が必要な子のサポートしてくれる人材	授業中の道具の使い方の補助、教材準備の補助、備品の管理	授業中	週2～3日	45	26				・授業について、各教科での特殊な技能が必要な指導の補助してくれる人材がいて欲しい。 ・ミン(家庭科)等ボランティアが入っている学校もある。	・特に、技能が必要な教科なので、授業中に支援が必要な子の適切な補助ができ、個に応じた指導が実現できる。 ・特に刃物等を扱う場合は、より多くの目で支援に当たれるほうがよい。	19
	8	◇		校外学習や体験活動時の補助	町探検や公園探検、また校内での各種体験活動の補助	行事等実施時		58	22				・校外学習や体験活動時は教職員や日帰りの実施であれば支援員等も同行して実施しているが、宿泊等では支援員は同行できない。 ・ボランティアが対応している学校もある。	・校外学習や体験活動時に外部人材の協力をもらうことにより、児童の活動を充実させることができる。	21
ICT支援	9	○	ICT機器に関する知識(必須)	ICTの支援をしてくれる人材	授業中、GIGA端末活用のサポート、ICT関係年次処理作業、機器のメンテナンスや準備の補助	授業中、放課後	週3～5日	66	43	ICT指導員 ギガスクールサポーター	3 6	8,375	・ICT機器の不具合に都度教頭または担任が対応している。ヘルプデスクを通して業者とのやり取りをすることになり、トラブルの解消まで時間がかかる。 ・教職員のICT活用能力に差がある。	・トラブルに即時対応できるため、学びを止めることがない。 ・教員が校務に従事する時間を確保することができる。 ・個別最適な学びを提供できる。	2
部活動	10	○	各部活動等の種目や活動内容に関する自身の経験又は指導経験(必須)	部活動等を手伝ってくれる人材	部活動の指導 クラブ活動の指導の補助	放課後、休み時間等、休日	週2～5日	82	16	部活動指導員	12	11,200	・現状、教員が放課後や休日に指導を行っており、週10時間程度要している。	・生徒と向き合う時間が確保できる。 ・放課後の会議や校務に従事する時間が確保できる。 ・働き方改革の推進として教職員の負担軽減につながる。	24
学校図書館司書補助	11	○	教員免許、司書資格又は3年以上の図書館実務経験(要件)	図書館の管理や図書館教育をしてくれる人材(図書司書)	図書の管理、本の貸し出し、図書室の管理、授業の補助(情報としての図書選定)、図書全般	授業中、休み時間	週5日	39	34	学校図書館司書教諭補助員	49	26,194	・図書館司書教諭補助員が配置されている。	・専門的な知識をもった人材がいることで、図書館教育が充実し、読書に対して興味関心が高まり、読書量も増える。また、図書を活用することで、効果的な授業ができる。 ・図書館司書教諭の負担が軽減される。	8

分類	No.	必要な資格・技能・知識等		学校現場が必要としているもの					現在の配置状況			現状と課題	活用した場合のメリット	No.		
		◎…資格が必須		必要な人材	具体的な活用内容	必要な時間帯	頻度(日/週)	人数(人)	記載学校数(校)	現在の職及び人数	R3予算額(千円)					
		○…資格は必須ではないが、専門知識・スキルを要するもの														
		◇…免許や専門知識は要しないが、人数が必要なもの														
養護教諭補助	12	◎	保健師、看護師、養護教諭免許等	養護教諭の補助をしてくれる人材(免許有)	保健室利用者が大変多いため、けが人が出た時などの保健室での見守り	1日5～6時間程度	週5日	22	20					・児童数の増加に伴い、保健室を利用する児童が増えており、養護教諭1人では対応しきれない。	・養護教諭が対応に必要な児童に、適切な対応をすることができる。	23
不登校等対応	13	◎	社会福祉士、精神保健福祉士、教員経験、相談業務の実務経験等(県要件)	スクールソーシャルワーカー	児童生徒の支援に関する対策会議の実施、関係機関との連携	1日8時間程度	5日/週	27	26	スクールソーシャルワーカー	市費:3 県費:随時派遣	市費:7,644	・授業以外の部分の仕事で教員が負担している時間がある。	・時間外勤務の一部が削減される。教職員を本来の業務、授業準備、教材研究等に当たらせることができる。	18	
	14	◎	心理学の知識や実践力を証明する資格 ※医師、公認心理士、臨床心理士、相談業務の実務経験等(県要件)	教育相談(カウンセリング)してくれるスクールカウンセラー	スクールカウンセリング 児童や保護者の心のサポート	1日4時間程度	週3日	34	31	スクールカウンセラー	市費:2 県費:12	市費:2,640	・スクールカウンセラーが月に数回しか来校しないので、なかなかカウンセリングを受ける機会を作ることができない。常時いれば、相談しやすい。	・専門的な知識をもったカウンセラーが常時学校にいれば、不登校ぎみな児童や育児に悩んでいる保護者も相談しやすい。学校との連携がとりやすくなる。	11	
	15	○	教員経験又は配慮が必要な子への理解があることが望ましい。	不登校児童生徒の別室登校等の対応をしてくれる人材	別室登校等への対応	授業中	週5日	48	35	学校生活サポーター(教員経験なし)		32	7,200	・学級担任と空き時間の教員が対応しているが、対応できる時間は限られ、ニーズに対応しきれっていない。	・適切な支援を行うことで、不登校児童生徒の学びを保障することができる。 ・学級担任、職員の負担を軽減できる。	7
外国人保護者対応	16	○	各種外国語・日本語の翻訳技能(必須)	通訳や翻訳をしてくれる人材(外国語)	保護者対応で、外国語での通訳や翻訳が必要な子のサポート	授業中	週4日	18	15				・外国人保護者が多い中、通訳や文書の翻訳ができる者がいない状態である。 ・ALTが対応している。	・外国人保護者に適切な補助ができ、個に応じた指導が実現できる。	25	
施設維持管理	17	◇		学校施設の維持管理をしてくれる人材	草取り、花壇整備、落ち葉清掃、軽微な備品修繕、図書室の環境整備	1日2～6時間程度	週3～5日	75	44	学校管理員		45 (+正職員4)	72,654	・学校管理員のほか、校長、教頭、教務主任がが時間の合間を縫って行っているが、負担が大きい。 ・休日出勤や時間外などになることもある。 ・除草に関しては、PTAボランティアが入っている学校もある。	・教員が本来の校務に従事する時間を確保することができる。	1
給食配膳・見守り等	18	◇		給食配膳室の管理をしてくれる人	給食の受け取りや回収	給食の前後	週5日	42	29	配膳員		52	50,002	・学校給食配膳員1名週5日配置されている。	・給食の検収及び管理には、専属が必要である。 ・配膳にかかる時間を減らすことができる	15
	19	◇		給食の時間中の見守りをしてくれる人材	給食の配膳、片付け、食事時の見守り	1日1時間程度	5日/週	92	24					・コロナ禍で子どもによる配膳ができず、人手が足りない。 ※安全配慮義務についての法的整理は今後必要	・教員が他の校務に従事する時間ができる。	20
登下校の見守り	20	◇		登下校の見守り	児童の登下校の見守り、交通安全指導	登校時間 下校時間	週3～5日	164	37					・教員やPTAが見守りをしており、移動時間を含めると1日1時間程度要している。	・朝の授業準備や教室の環境整備の時間、教員が子どもたちを学校で迎える体制を確保できる。 ・児童と向き合う時間が確保できる。 ・放課後の会議や校務に従事する時間が確保できる。 ・児童の安全が確保できる。	4
休み時間	21	◇		休み時間の見守りをしてくれる人材	児童の休み時間の見守り	休み時間	週5日	75	32					・教員が当番制で見守りをしている。1日1時間程度要している。 ※安全配慮義務についての法的整理は今後必要	・授業準備や教室の環境整備の時間が確保できる。	10

分類	No.	必要な資格・技能・知識等		学校現場が必要としているもの					現在の配置状況			現状と課題	活用した場合のメリット	No.	
		◎…資格が必須		必要な人材	具体的な活用内容	必要な時間帯	頻度(日/週)	人数(人)	記載学校数(校)	現在の職 及び人数	R3予算額 (千円)				
		○…資格は必須ではないが、専門知識・スキルを要するもの													
		◇…免許や専門知識は要しないが、人数が必要なもの													
コロナ対策	22	◇		学校の衛生管理をしてくれる人材	朝体温測定をしてこなかった児童の体温測定補助等	1日2時間程度	週3～5日	52	35	学校サポーター	45前後(変動あり)	県費	・学校の衛生管理は、教員と保護者ボランティアが行っているが、専門的にやってもらえる人材が必要である。	・子供たちの感染症対策が強化され、安心して学校生活を送れる。 ・児童と向き合う時間が確保できる。 ・放課後の会議や校務に従事する時間が確保できる。	6
その他(担任・学校事務補助)	23	◇		担任業務や授業準備、職員室業務全般の補助をしてくれる人材	教材や文書等の印刷、宿題や自学のチェック、教室環境、教材作成の補助や印刷、掃除等	1日4時間程度	週5日 特に年度末並びに年度初めは、人材がほしい。	84	36				・現状は、子供のいる時間では、取り組めないものがある。児童が下校して、退勤時間まで1時間もない。その中で様々な事務処理をするのは、難しい。 ・教材作成や印刷、書類の提出等は、一日の業務において、費やす時間や職員の負担が大きい。	・授業の準備や教材研究、児童にかかわる時間が確保できる。 ・職員が校務に従事する時間を確保することができる。ともに、時間外勤務の短縮を図ることができる。 ・県の学校サポーターのように幅広く業務可能になることが、働き方改革につながる。	5
	24	◇		文書事務を補助してくれる人材	印刷業務、文書配付、文書処分、ファイリング補助	1日4時間程度 年度末、年度始め	週4～5日	35	33				・職員が、空き時間等を活用しているが、全体で現状1日3時間程度要して。 ・現在事務職員を中心に年間を通してファイリングの整理および年度末、年度始めのファイリング整理と準備を行っているが、費やす時間が多く他の業務に支障が出ている。	・教員が教材研究や生徒と向き合う時間がより確保できる。 ・事務職員が通常の業務に当たることができる。	9
	25	◇		会計事務を補助してくれる人材	学年学級の会計事務補助	1日4時間程度	週1～3日	33	29				・学年主任が、担任業務もある中日常的に放課後に購入・支出伺いの作成、日計の記録等を行っている。	・児童と向き合う時間が確保できる。 ・放課後の会議や校務に従事する時間が確保できる。 ・教材研究の準備等に時間を充てることできる。	16

学校における業務の法的根拠と必要性に関する整理

文部科学省

平成29年8月29日学校における働き方特別部会資料

「業務の適正化・役割分担等に関する具体的な論点」抜粋

	業務内容	No. 対照	法的根拠	学校が行う必要性についての根拠	現状と課題	自治体での取り組み例
1	登下校の時間の対応	20	あり (学校保健安全法)	必ずしも学校が直接担わなければならないものではない。(学校保健安全法第30条)	超勤4項目に該当せず、時間外勤務を命じることはできない。	地域住民による登下校見守り活動、下校時に一人で帰る児童を送るスクールワゴン制度(山形県三川町)
2	成績書類に関連する業務・教材準備に関連する業務	23	あり (学校教育法施行規則、学習指導要領)	丸付け、プリント印刷、教材準備等については、特段の規定なし	教員以外の者に丸付けを任せる場合、成績情報等の個人のプライバシー保護の課題がある。必ず教員が行うべき業務と、教員以外の者に任せることができる業務の整理が必要。	事務補助員、理科支援員等の配置、保護者等からなる学習支援ボランティアが学校の印刷業務や学習用プリントの丸付け作業を実施。
3	給食時の対応	19	あり	給食指導は指導の一環である(学習指導要領)	担任教諭自身が給食を食べる時間を含め、給食指導は勤務として行われるものであり、労働基準法上、この時間を休憩時間に充てることはできない(休憩時間の自由利用原則に抵触)。	給食の時間に地域のシニアの方が参加。子供たちとのコミュニケーションの場になると同時に、教員は、当該時間を教室におけるほかの業務の実施に充てることができる。(岐阜県岐阜市)
4	児童生徒の休み時間における対応	21	特段なし	昼休み時間に監視の教師を配置しなかった際に児童が負傷した事案について、学校側の安全配慮義務違反を認めた判例がある。	休み時間においても、児童生徒からの質問対応、けんかの仲裁等、学習指導や生徒指導が行われる場合もある。学校における負傷・疾病について、小学校では約半数、中学校では約1割が、休み時間に発生する。	昼休み等に地域の方が安全の見守りや校内巡回活動を行うことで、子どもたちと地域とのコミュニケーションの場になると同時に教員の負担軽減につながっている。(福岡県うきは市、愛知県津島市、岐阜県岐阜市)
5	部活動	10	特段なし	生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意する。(中学校学習指導要領)	超勤4項目に該当せず、時間外勤務を命じることはできない。	部活動指導員を活用した教員の負担軽減 平日の下校時刻以降と土日祝日の部活動を取りやめ、地域クラブ活動として実施。指導は外部指導者(岐阜県多治見市)



# 学校マネジメントが上手くいっている市内好事例

資料 3

## 組織としての様々な取組により、時間外在校等時間45時間以下91%達成（竹園西小）

現場の意識改革だけで、学校の働き方改革が成功するわけではない。最前線の現場で取り組めることには限りがあり、行政と連携した総合的な業務削減が必要不可欠である。

### 1 教職員の意識改革の具体的内容

#### 経営方針や重点項目のグランドデザインへの位置づけ

教職員の働き方改革について、昨年度から学校経営の重点項目として、全職員に周知徹底を図り、一人一人の意識改革を図っている。

#### 教員評価・人事評価の活用

自己申告書に働き方改革の項目を設定し、面談の際に達成状況や課題を聞き、管理職からのアドバイスを行っている。良い取り組みについては、全職員に共有をしている。

#### 月毎の勤務時間を一人一人にフィードバック

教職員自身の振り返りに役立てるため、月毎勤務時間を個人に配布。また、教職員にアンケートを実施し、一人一人の考えを把握するとともに、独自の働き方改革の方策をボトムアップで吸い上げ、具現化している。

#### 教職員自身が働き方改革の全体の流れを俯瞰できるような工夫

国や県、市などの働き方改革に関する通知通達を職員室便りにて紹介。教職員が全体の流れを俯瞰でき、何のために働き方改革を実施するのかという根本的な考えを共通理解できるようにしている。

### 2 日課の見直し

3年前から日課の見直しを行い、児童の下校時刻を早めている。5時間授業の際は14:30下校、6時間授業の際は15:20下校としている。これにより、職員の退勤時刻である16:40までに事務作業をする時間を確保できている。

### 3 5時間授業日設定

夏休み前、学期末、学年末にそれぞれ3日間程度、5時間授業の日を設定している。5時間授業にすると、退勤時刻までに約2時間の事務作業をする時間を捻出できる。

# 学校マネジメントが上手くいっている市内好事例

**組織としての様々な取組により、時間外在校等時間45時間以下91%達成（竹園西小）**

## 4 保護者や地域への発信

学校便りにて学校における働き方改革を周知。特に、電話の自動応答サービスについてや、18時以降の緊急案件はメール対応とすることについては、繰り返し紹介し、協力を仰いでいる。

## 5 組織としての体制づくりにより、継続した取組を実現

### ねらいを明確にする

行事の準備や会議等、決められた時間の中で、いかに効率的にねらいを達成するかを明確にして取り組むことを習慣づける。

全ての会議は30分を目標に終わらせるよう工夫をしている。

気を付けなければならないのは、学校における働き方改革の目的は業務の効率化によって生み出した時間を、教材研究の時間に充てて「先生方が自信を持って笑顔で子ども達の前に立てるようにすること」である。したがって、効率化が第一義ではない。

行事については、ねらいを明確にした上で廃止・統合・縮小をゼロベースから行っている。

### 見通しをもって仕事を進める

教務主任や学年主任等、全体のスケジュール管理を担う教職員が早め早めにアナウンスする。

### OJTのための授業研究の時間を確保

新任の教員が先輩教員の授業を見て研究できるよう、空き時間を確保する工夫をし、OJTを推進する。

### 学級担任の授業準備の時間を確保

教頭や教務主任が授業を担当することで、先生方の空き時間を捻出している。

### 学級経営・教育相談を充実させ、積極的な生徒指導を行うことで問題の未然防止を図りトラブル解決のための時間を減らす。

学校現場で時間外勤務が増える要因の1つに「生徒指導とそれに関わる保護者対応」が挙げられる。日頃からその未然防止に努めることで、問題を大きくしないようにしている。その結果が働き方改革につながっていくと共に、一人一人の子どもが輝く「通いたい 学びたい 楽しい学校」を実現させることになる。

# 地域協働が上手くいっている市内好事例

## 「てみなみんなの学校」によりボランティア活用を充実（手代木南小）

保護者等、学校とのつながりがある方を中心に、「てみなみんなの学校」にボランティア登録をしていただき、学校内でボランティアを募りたい場合は、登録されている方に学校からメールを配信するシステムを運用している。

現在、美化作業や1年生の下校見守り、クラブ活動の時間において、活用が図られている。令和2年度においては、1年生の下校見守りが年間を通じた活動となり、教員の負担を軽減することができた。今後、さらにボランティアの活用場を増やして、児童の活動充実や教員の負担軽減を目指していきたい。

### 【課題】

・学校と地域をつなぐために、コーディネーターが必要である。外部の方で専門的にコーディネートしていただける方がいるとよいが、無償では難しいため、財政的な支援が重要であると考えられる。

## 学校支援ボランティア（松ボラちゃん）の導入（松代小）

令和2年度から学校支援ボランティア（松ボラちゃん）を導入。市の保険にも加入し計画的に活動を行っている。具体的な活動内容は、除草作業、落ち葉の清掃、校外学習の見守り、授業での補助、運動会テント設営、消毒等。企画し依頼するのに労力がかかったが、ボランティアの方が協力的だったので、職員は非常に助かっている。

PTA関係の行事、運営委員会、役員会等で、学校の取組や働き方改革の現状を発信するようにしており、趣旨に賛同して参加してくれる保護者が増えてきている。

### 授業補助の具体的内容

外国人保護者のボランティアが外国語科や外国語活動に入り、ALTと担任との3人による授業実施、つくばスタイル科の中で国際理解教育として自国の紹介等をしていただいた。

毛筆の授業での準備・見守り

校外学習の見守り

家庭科授業でのミシンボランティア

体育の授業でのマット運動・器械体操の補助（元体育教員）

### 【課題】

・人材の確保が難しいため、学校単位ではなく、市全体での人材バンクがあるとよい。



# 部活動の地域協働が上手くいっている市内好事例

## 洞峰地区文化スポーツ推進協会（DCAA）と部活動の協働（谷田部東中）

### 洞峰地区文化スポーツ推進協会「DOHO Cultural & Athletics Academy(DCAA)」(平成30年4月設置)

谷田部東中学校の部活動を中心とした文化スポーツ活動をより充実させ、さらに、洞峰学園地域と谷田部東中学校が共に更なる発展を遂げるために、卒業した生徒の保護者などの地域住民で設立された組織。

現在、谷田部東中学校の運動部(8競技10種目)と文化部(1種目)ごとにDCAAクラブを設置し、地域スポーツクラブ等の専門的な指導者による指導を行っている。

DCAAと部活動の協働により、学校での部活動は平日3日とし、土日又は平日に週1回ペースでDCAAクラブとしている。学校での活動日を減らした分、放課後の学年会議や教材研究の時間の確保につながっている。令和2年度は、コロナ禍ではあったが月1回のペースで校内授業研究ができた。

茨城県教育委員会と協働する形で申請したスポーツ庁地域部活動推進事業も採択が決まった。今後は「学校と地域が協働・融合する部活動の在り方」をさらに追究していく。

#### 【課題】

- ・事務局、指導者、学校の連絡体制が徹底できない場面もあったが、その都度、改善・修正を試みながら、体制作りを模索中である。
- ・地域への移行の機会の可能性が増える中、指導者が対応できるか、指導者不足が懸念される。
- ・残り2年の試行期間で土日の部活動を完全に地域に移行していくために、行政と学校のやるべき事の棲み分けを試行錯誤しながら、子どもも先生も犠牲にしない、持続可能なシステムを構築する必要がある。
- ・受益者負担が基本であるが、学校から完全に地域へ移行するためには、財源確保が大きな課題である。



# 学校における働き方改革

～取組事例集～

令和2年2月



文部科学省

# はじめに

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦です。

文部科学省では、平成31年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、文部科学省が学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすとともに、勤務時間管理の徹底や学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、教職員定数の改善充実、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ等の専門スタッフや外部人材の配置拡充、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資する統合型校務支援システムをはじめとしたICTの導入・運用の加速化など、あらゆる手段を尽くして取り組んでまいります。また、この総合的な取組をさらに推進する一つのきっかけとなるよう、先の臨時国会において、給特法を改正しました。

一方で、学校現場や教育委員会からは、「働き方改革を進めなければならないことは十分理解しているが、実際にどのように進めてよいかかわからない。具体的な事例を知りたい。」という声を沢山頂きました。

本事例集は、令和元年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」において、各教育委員会から提供のあった好事例を中心に紹介しています。学校における働き方改革に向けた取組が、一歩でも進む契機となるよう、取組事例集を発行しました。是非、学校現場や教育委員会で御活用ください。

## 目次

### 1 学校の取組事例

- ◇業務の精選と効率化の徹底による働き方改革（千葉県柏市立柏の葉小学校）・・・1
- ◇3つの視点と4つの手法で働き方改革（群馬県富岡市立富岡小学校）・・・2
- ◇地域の力を学校の力に（岡山県浅口市立鴨方東小学校）・・・3
- ◇教科分担当の推進で働き方改革と子どもたちの心の安定を（横浜市立羽沢小学校）・・・4
- ◇「意識改革・業務改善・その先へ」（名古屋市立東築地小学校）・・・5
- ◇プロジェクトS～笑顔(smile)・持続可能(sustainable)・効率的(smart)な業務改善を目指して～  
（熊本市立長嶺中学校）・・・6
- ◇部活動改革による勤務時間の縮減（千葉県睦沢町立睦沢中学校）・・・7
- ◇「業務の見える化」「組織マネジメント」の徹底による働き方改革（広島県立府中高等学校）・・・8
- ◇ICTを活用した働き方改革（横浜市立左近山特別支援学校）・・・9
- ◇主幹教諭が核となり進めた取組事例（岡山県玉野市立荘内小学校）・・・10
- ◇事務職員が核となり進めた取組事例①  
（茨城県龍ヶ崎市立城ノ内中学校、茨城県牛久市学校事務共同実施運営支援グループ）・・・11
- ◇事務職員が核となり進めた取組事例②  
（横浜市立富士見台小学校、茨城県龍ヶ崎市立城ノ内中学校）・・・12

### 2 全国的に取組が広がっている取組事例

- ◇退勤時刻の明確化・定時退勤日の設定  
（岡山県玉野市立中学校、浜松市立小学校）・・・13
- ◇日課表の見直し①  
（静岡県菊川市立小学校、栃木県鹿沼市立小学校、北海道栗山町立小学校、大分県国東市立小学校）・・・14
- ◇日課表の見直し②（茨城県守谷市）・・・15
- ◇働き方改革の具体策を検討するチームの設置・地域の行事の見直し  
（島根県、徳島県立特別支援学校、鹿児島県阿久根市立小学校、愛知県東浦町立中学校、富山県富山市立小学校）・・・16
- ◇地域や保護者による登下校の見守り  
（京都府京丹波町立小学校、浜松市立小学校）・・・17

### 3 分野別取組事例

- ◇勤務実態の客観的な把握を行っている取組事例・・・19  
(横浜市、埼玉県伊奈町、島根県大田市、北九州市)
- ◇部活動ガイドラインの実効性の担保に向けた取組事例・・・23  
(茨城県水戸市立中学校、群馬県高崎市立中学校、長野県飯田市、石川県津幡町立中学校、七尾市立中学校、石川県立高校、徳島県北島町立中学校、鹿児島県曾於市立中学校)
- ◇学校閉庁日の設定の取組事例・・・25  
(岐阜県岐阜市、横浜市)
- ◇留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備を図った取組事例・・・27  
(新潟市、長野県岡谷市、静岡県三島市)
- ◇保護者や地域・社会に対する働き方改革への理解や協力を求めた取組事例・・・29  
(新潟市、石川県)
- ◇行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等を行った取組事例・・・31  
(熊本市、北海道別海町立中学校、山形県内小学校多数、千葉県野田市立中学校、浜松市立中学校、滋賀県湖南市立小学校、滋賀県湖南市立中学校、岡山県備前市立小学校)
- ◇サポート・スタッフをはじめとした授業準備等への外部人材の参画を促した取組事例・・・34  
(横浜市)

# 1 学校の取組事例



## 学校の取組事例①（小学校）

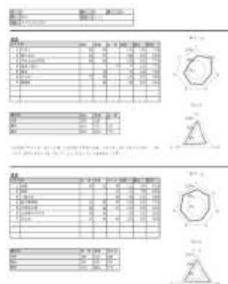
実際に勤務時間の縮減が進んでいる学校では、教育委員会の施策と学校独自の小さな取組を積み重ね、学校全体で意識改革を進め、総力戦で取り組んでいる様子が見られます。

### ～業務の精選と効率化の徹底による働き方改革～（千葉県柏市立柏の葉小学校） 前年度同月比一日あたりの在校時間を1時間削減した学校の取組 （2018年6月：11時間45分⇒2019年6月：10時間55分（▲約1時間））

単なる時間縮減ではなく、校内で改めて育てたい児童像の共通理解を図り、その上で行事や取組の精選、改善、効率化を行った。さらに、民間事業者と連携し、学校の多忙の原因となる課題（具体的な業務や職場風土）を洗い出し、教員の「負担感」が強い上位3項目「成績処理」「部活動」「事務」を抽出し、具体の施策を導入。

#### 通知表を3回⇒2回へ

市立学校は3学期制だが、通知表の回数のみ、年2回（10月・3月）に削減。児童が長期休暇前に自分の成績を振り返る機会を担保するため、国算理社4教科に関しては、単元テストの点数を観点/単元別にレーダーチャート化した成績チャート（システム上で自動作成）を年2回（7月・12月）に配布。（今年度は試験的に実施⇒後は見直しの予定）



#### 部活動時間の短縮、社会体育化

- 放課後練習は大会前の1か月間のみ限定。
- 大会前の部活動実施期間以外は、外部団体にグラウンド・体育館を開放して習い事のような形で子供が通う形式に変更。
- 各家庭は、実施種目、参加費、日程などを考慮し各団体へ申込。保護者と関係団体が直接やりとり。

#### 保護者アンケートのデジタル化

学校評価や行事への出欠について、これまで保護者から紙ベースで回収し、手作業で回収・集計作業を行っていたところ、保護者がPCやスマホで回答できるようデジタル化し集計作業も効率化。

#### 夏休みの宿題の精選

- 夏休みの作文や絵画などは、自由課題として任意制へ。「やらなければならない宿題」から主体的な課題へ変更。
- 市や外部が実施するコンクール等のお知らせは原則、各家庭からの直接申し込みにする。（学校でとりまとめない）

#### 行事の精選

- 行事内容や指導時間、指導方法等を見直し、行事に係る時数を削減。
- 林間学校の実施場所の近隣への変更、期間の短縮化
- 式典の同日実施による準備の簡素化

#### 家庭訪問を学校での個人面談へ

自宅確認のための家庭訪問は廃止し、学校での個人面談に切替。

#### 欠席・遅刻の連絡をデジタル化

保護者がフォーム入力することで、これまで朝の忙しい時間帯に電話で受け、担任に伝達していたところをデジタル化。



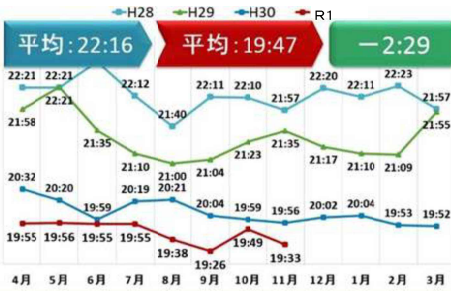


## 学校の取組事例②（小学校）

### ～3つの視点と4つの手法で働き方改革～ 22時台の最終退庁が当たり前だった学校の変化（群馬県富岡市立富岡小学校）

3年前までは最終退庁時刻の平均が22:16。業務量も多く、時間をかけることを美德としてきた中規模の小学校で、様々な取組を積み重ね、**約2時間半の退庁時刻の早期化を実現。**

【最終退庁時刻（授業日：月別平均）】



「時間の使い方は命の使い方である」と、職員の意識を大きく変え、自分事にし、チームワークの大切さを改めて実感できるよう、校長のリーダーシップのもと、学校全体で進めている。

**3つの視点 4つの手法**で「大胆かつ慎重に」「目的・目標・手段を明確に」「成果の実感を」をポイントに、業務改善を推進



スクール・サポート・スタッフ



教科担当制

専門的な授業・学力向上と、授業準備の効率化を両立。

#### 校時表の工夫

登校時刻の後ろ倒し、清掃活動の縮減、朝活動の適正化、下校時刻の前倒し等の工夫を実施。

	3つの視点		4つの手法	
	やめる	減らす	変える	始める
時間				
人				
環境				



**給食指導をローテーション**担任外の指導力向上、合間での打合せ実施など有効活用。



クリーンタイムの習慣化、机上の整理整頓、文書管理の共有・徹底し、**働きやすい環境へ改善。**

その他、「やめる」「減らす」ことも実施中。



## 学校の取組事例③（小学校）

### ～地域力を学校の力に～（岡山県浅口市立鴨方東小学校） 地域学校協働本部等を活用した働き方改革 時間外勤務25%減

鴨方東小学校では、3つのプロジェクトを立ち上げ、働き方改革を推進。特に、学校運営協議会や地域学校協働本部を活用しながら、地域や保護者と密に連携し第三者の視点から学校を見直し、理解を得ながら進めることで、スピード感ある働き方改革を実現。

#### 業務改善プロジェクト

- 業務内容の棚卸し（業務内容アンケートを全職員に実施し、廃止・簡略化・検討に分類し廃止するものは即廃止）、**校務分掌の新体制化（職務別ではなく目的別組織にし、学校運営協議会との連携・協働）**を推進。
- 地域学校協働本部（鴨東セカンドスクール）が、**読み聞かせ、家庭科実習サポート、放課後学習、田んぼ実習、安全パトロール、スクールガード、防犯教室、通学合宿、子ども食堂、環境整備**等、教育の質の向上や業務の効率化等について地域のサポートを得ている。

保護者・地域とともにミーティングを実施（教員、保護者、地域住民、企業）

子どもを見る目が増加（安全・安心）

個に応じた指導の充実

教員の時間的・精神的余裕

地域住民の学校への関心の高まり

教育の質の向上

教職員の負担軽減

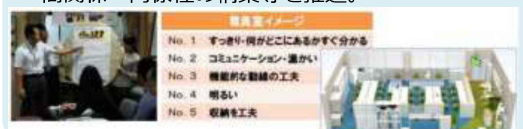
#### 時間改善プロジェクト

- 時間外勤務の時刻・業務内容の記録、「カエルボード」を利用した退勤予定時刻の明示、職員会議の改善（協議事項の精選・所要時間の明記）等を推進。
- 最終退校時刻19時の30分前には、音楽（カエルミュージック）を流して退校まで見通しをもって仕事ができるようにしている。



#### 環境改善プロジェクト

- 民間企業と連携しながら、職員室の機能的なレイアウトの改善（職員室環境改善アンケート（教職員）と、子どもから見た職員室アンケート（一部児童）を実施しレイアウト検討）、人間関係・同僚性の構築等を推進。





# 学校の取組事例④ (小学校)

## ～教科分担制の推進で働き方改革と子どもたちの心の安定を～

### (横浜市立羽沢小学校)

横浜市では、平成30年度より市の施策として、小学校高学年における「チーム学年経営」を推進しており、羽沢小学校は当事業の推進校として、**チームマネジャー**が配置され、教科分担制を通じて子供たちの学びの充実と教員の負担軽減を目指している。

当初

職場環境の課題として・・・「ハード面での課題」職員室環境の不整備・コミュニケーションスペースの不足  
「ソフト面での課題」学級担任が児童指導と教科指導の準備に追われている状況

## チームマネジャーの配置

チームマネジャーとは・・・

- 学級をもたない学年主任として学年全体のマネジメントを実施
- 教科を分担して授業を受けもつ
- 週の時間割や行事の確認、各教員への教科指導についても助言
- 各学級の朝の会や清掃指導などにも入ることも
- 学年の児童指導も学級担任とともに複数の目で行う
- 一部教科分担制の在り方についての成果と検証を担う (教員・保護者アンケート調査を実施、研究等)



「チーム学年経営」ノートによる行事や授業の内容、時数等を考慮した調整

教科分担週予定表の作成・配布



## 5・6年生で実施

外国語活動を分担  
音楽科専科、家庭科専科  
(5年生担任の週当たりの  
空き時間45分×5コマ)

5

外国語活動・体育科を分担  
音楽科専科、家庭科専科  
(6年生担任の週当たりの  
空き時間45分×8コマ)

6

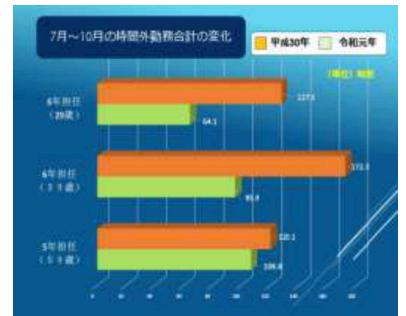
## 成果

～教員へのアンケートを実施～

- 準備をする教科が少なくなったので、担当の教科の教材研究をしっかりとできる。時間外勤務の縮減の効果も。
- ※右のグラフは昨年度・今年度と同一学年を担当した3名の時間外勤務の変化。5年担任は教育実習を担当したためあまり減少しなかった。
- 空き時間があり、事務作業ができる。
- 自分のクラスの児童の情報をブロック(5年・6年)の教職員と共有できる。
- 家庭と仕事が両立できてありがたい。

## 課題

- 急な時間割の変更が困難、組み合わせに時間がかかる。
- ブロックで相談する情報交換の時間ももっと必要。
- 負担の軽重があり、平準化を図る改善が必要。



7月～10月の時間外勤務合計時間で比較 4



# 学校の取組事例⑤ (小学校)

## 「意識改革・業務改善・その先へ」 (名古屋市立東築地小学校)

東築地小学校では、長時間労働解消に向けて、まずは「意識改革」から着手。その土台の上に、働き方改革推進委員会を立ち上げ、具体的な働き方改革の取組みを次々と実施。

### まずは「意識改革」

#### ①教員だよりを発行

働き方改革とは？長時間労働の影響は？先進的な事例紹介等 (不定期5分～10分で読めるもの)

#### ②個人定時退校日の設定

各自が申告・黒板に掲示・年明けから実施

#### ③学習会(校内研修)の実施

時間外勤務月40時間だとしたら…それぞれの理想の1日をデザイン (各自が抱えている家庭や個人の事情等を共有)

H29

具体的アクションへ

### 次に「業務改善」

#### 方針の変更

- ① 日程表の変更
- ② 会議の実施方法の変更
- ③ 集金方法の変更
- ④ 通知表の記載内容
- ⑤ 部活動の制限
- ⑥ 業務改善の組織の立ち上げ
- ⑦ 17時18時にチャイム
- ⑧ 留守番電話の導入

#### 働き方推進委員会の取組

- ⑨ 朝の打合せの簡略化
- ⑩ 会議の合同実施・回数の精選
- ⑪ 学校行事の在り方・挑む際の意識改革
- ⑫ 長時間労働にある職員への個別の働きかけ

H30

### 1学期に

見られた変化 方針の変更①②③④⑤⑥⑦⑧

	1人1日当たりの勤務時間外在時間	月80時間以上の時間外労働者(28人中)
H29 4月	3.38時間	9人(32%)
5月	3.54時間	10人(36%)
6月	2.39時間	7人(25%)
7月	2.54時間	0人(0%)

取り組み後

	1人1日当たりの勤務時間外在時間	月80時間以上の時間外労働者
H30 4月	2.79時間	3人(12%)
5月	2.87時間	5人(19%)
6月	2.60時間	3人(12%)

今年度の試み

### 2学期に

見られた変化 働き方推進委員会⑨⑩⑪⑫

	1人1日当たりの勤務時間外在時間	月80時間以上の時間外労働者
H29 9月	3.19時間	4人(13%)
10月	2.42時間	3人(11%)
11月	2.78時間	5人(18%)

	1人1日当たりの勤務時間外在時間	月80時間以上の時間外労働者
H30 9月	2.19時間	0人(0%)
10月	2.19時間	0人(0%)
11月	2.01時間	0人(0%)

R1

### ①7学年チームを結成(担任を持たないチーム)

～教員配置の最大限の活用～

- 日本語指導加配①
  - 日本語指導加配②
  - 児童生徒支援加配
  - 専科
- 日本語指導・低学力対策  
欠席連絡のない家庭への連絡  
4・6年の理科を担当  
5年の家庭科  
4・6年の書写を担当

高学年担任の持ち時間・指導負担減、必要な学級へのサポートが充実

### ②行事の見直し

～保護者の協力、施設を生かして～

#### 運動会

- 1～4年は表現運動と競争遊戯を合わせて1種目にする。
- リレーをなくす。
- 応援団の練習を減らす。
- 保護者席を設ける。片付けに保護者ボランティアを活用。

#### 作品展

- 作品展開催の週の6時間目をカットしてその時間で準備。
- 立体作品は展示せず、平面作品と共同作品とする。(作品数も減らしよりコンパクトに。)





## 学校の取組事例⑥（中学校）

### プロジェクトS（熊本市立長嶺中学校）

～笑顔(smile)・持続可能(sustainable)・効率的(smart)・な業務改善を目指して～

長嶺中学校では、教頭先生がプロジェクト中心メンバーとして、4つのチームを立ち上げ、PDCAサイクルならぬ、「CAPDサイクル」で持続可能な学校を目指して具体的取組みを進めている。

#### 校務改善

- 校務データの整理・整頓
- 校務サーバーの設計
- 校務サーバーの運用（同じやり方でデータの整理）
- タブレットを使ったペーパーレス職員会議
- ICT活用によるテスト採点（採点の軽減）
- 学校HPの様式集アップ

#### アプリチーム

#### 環境改善

- 働きやすい環境づくり
- クリーンタイム・整えデスクの改善・直感ファイリング
  - “トトノエ”ルームへの改善
- 教頭先生とのコミュニケーション
- 職員室レイアウト提案

#### スマートチーム



#### 市の取組と連携して

- 校務システムの活用、(個人スケジュールの入力)
- 校務支援システムの提示（大型テレビを職員室に設置）
- 欠席(遅刻)のEネットメールへの連絡
- 定時退勤日の教職員・PTAへの周知

#### 文書共有化

- 会議の効率化
- 職員室共有棚の提案・各部フォルダーづくり（わかりやすく、資料の場所を確保・改善）
- 進路指導室の設置

#### シェアチーム

#### 工夫修復

- 教職員間のコミュニケーションスペースの確保
- おつかフェスペース・シンクの提案(壁紙張替作業 手作り棚、小道具入れ)

#### リノベチーム

#### 成果

- 部長会を中心に、アイデアや意見を出す場面に効果的に設けたことで教員間のコミュニケーションが活発化。
- 校務データと各部フォルダの共有化を進めることで個人持ちをしなくなった。
- 校務支援システムアンケート機能やタブレット及び学校HP(保護者への連絡、行事情報を掲載等)積極的に活用することで、業務の効率化が進んだ。

#### 更なる改善

- 「業務改善」の目的等の再確認を行い、質の向上を図る。
- 校務支援システムの活用・データ及び文書フォルダの共有化を継続的に推進、持続可能な情報の共有化を図る。
- 効率的な会議の進め方を研究することで、時間を意識した働き方の推進を図る。

6



## 学校の取組事例⑦（中学校）

### 部活動改革による勤務時間の縮減（千葉県睦沢町立睦沢中学校）

～部活動ガイドライン遵守と部活動の地域と連携した運営～

睦沢中学校では、生徒の帰宅時間の早期化と、職員の超過勤務時間の縮減を目指し、部活動ガイドラインの遵守や地域資源を存分に活用した部活動の地域移行を進めながら、勤務時間の縮減を推進中。

#### 部活動指導時間の見直し

- 部活動ガイドラインの遵守徹底
- 月曜日と第2・4木曜日は部活動は休みにし、15：20に完全下校
- 日課を見直し、放課後の始まる時間を25分早めることで、4月～9月の生徒完全下校時刻を17：30に（1時間）早期化



【睦沢町総合運動公園】

#### 睦沢町の地域の資源

- 町の総合型スポーツクラブ（ふれあいスポーツクラブ）や総合運動公園（アリーナ、道場、プール、テニスコート、野球場、多目的広場等）の資源活用
- スポーツ関連団体連携会議を活用して、協議を開始。

#### スポーツ関連団体連携会議

- スポーツ推進委員
- 体育協会
- ふれあいスポーツクラブ
- 睦沢小学校
- 睦沢中学校
- パークむつざわ
- まちづくり課
- 教育委員会教育課

#### 地域と連携した部活動の運営

- 5つの運動部があり、地域や保護者の協力を得ながら部活動を運営。
  - ・剣道部は総合型スポーツクラブや外部の道場で活動
  - ・卓球部は総合型スポーツクラブから指導者が学校へ指導に入る
  - ・ソフトテニス部は保護者が総合運動公園で指導
- 総合運動公園の施設利用については、利用料を減免（町措置）

#### 効果

- 在校時間一日一人当たり平日▲約1時間10分削減、休日▲約1時間30分削減  
※令和元年度6月の一日当たりの在校時間平均の平成30年度同月との比較
- 部活動休止日を増やしたことで、勤務時間内に職員研修等が可能となった
- 指導を地域や保護者へ任せられることで、地域と学校との連携が深まった

7





## 学校の取組事例⑧（高等学校）

### 「業務の見える化」「組織マネジメント」の徹底による働き方改革 （広島県立府中高等学校）

広島県立府中高等学校では、学校経営計画に基づき、時間外勤務の縮減に向け、「業務の見える化」を徹底し、分業と協業の機能化を図り、「組織マネジメントの徹底」により働き方改革を推進し、在校等時間の縮減を進めている。

#### 「業務の見える化」

●「業務量等調査」を行い、一定期間ごとの個人の時間外勤務の時間を含む業務量全体を把握し、その個人が属する分掌・教科・部活等のチーム全体としての業務量も踏まえて、可能な限り**平準化を推進**。



●「部内業務分担表」や「業務進捗管理表」を活用するなど、個人だけでなく、各分掌ごとに業務を見える化し、**分業・協業が機能した組織的な体制を構築**。

氏名	I 教科等指導業務											II 主任等業務			III 担任等業務							
	教科授業	授業等	LHR	担任業務等	3年正担任	1~2年正担任	副担任	学年主任	主任業務等	分掌業務等	実務推進担当	主任等	副担任等	委員長等	委員	部活動	文化祭・運動会	その他	記録簿	部活動等の個別面談	3者懇談	
【1】	17	6	4	10	3	3	2	13	1	2	1	62	6	2	8							
【2】	16	3		2	1			10				32			1	1	1					
（省略）																						
【9】	18	5		2				5				30										
【10】	13	4		4	2		4	15	1	1		44		3								
平均	15.8	3.4	1.3	2.8	1.7	2.0	1.7	7.6	1.2	1.3	2.0	33.5	7.9	1.3	2.2				6.9	1.9	1.7	1.2

【業務量調査集約表】

#### 「組織マネジメントの徹底」

時間外勤務月80時間を超えた者については、個別に校長面談を行い、仕事の状況・進め方等の実情の把握や改善策の協議を実施。各月20日頃に勤務時間の中間集計を行い、80時間以上が見込まれる者については、調整を図るなど、組織的に対応。



## 学校の取組事例⑨（特別支援学校）

### ICTを活用した働き方改革（横浜市立左近山特別支援学校）

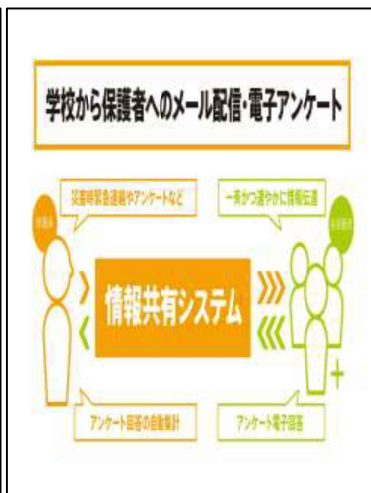
左近山特別支援学校では、ICTを活用した学校と家庭との連絡の効率化や、「校内グループウェア」の活用による教職員間の情報共有の効率化を図ることで、業務の負担軽減を図り、子供たちへのきめ細やかな対応へとつなげています。

#### 学校と保護者を結び

- 子供の欠席・遅刻・早退の連絡をシステムを活用し、自動受付することで、**朝の忙しい時間帯の電話対応の時間を縮減**。
- 教員が職員室にいない時間でも連絡を確実に受け取ることが可能。
- 電子申請システムを利用し、**アンケートを保護者に電子回答**してもらうことで、手集計で行っていた**集計作業も自動集計により業務負担の軽減**に。

#### 教職員間を結び

- それまでは、教職員の朝の打ち合わせを口頭で行っていたが、「校内グループウェア」を活用することで、打ち合わせ時間及び回数を縮減。（週5回⇒**月・木曜日の週2回**に縮減）
- 職員会議も「校内グループウェア」で、**会議資料を一括して共有し、ペーパーレス化の会議を実現**。



## 学校の取組事例⑩

### (主幹教諭が核となり進めた取組事例)

#### 主幹教諭が業務改善の核となり学校全体の働き方改革を推進

(岡山県玉野市立荘内小学校)

荘内小学校では、学校の中核であるミドルリーダーである主幹教諭が働き方改革の担当となり、学校の様々な課題等について校務運営委員会で提案や職員間で話し合い、働き方改革と教育力の向上を目指している。

- 主幹教諭が、職員に対し、**場面ごとに分けた校内アンケートを5月に実施**し、現状把握を行い、検討課題を整理。
- 具体の**改善に向けた取組**について、7月に**教職員全体で協議**を行い、2学期から実施。

場面	現状	検討課題	具体的な取組
登校前の時間	児童の欠席連絡が入り始める。担任・副担任は教室での児童対応に専念したいが、電話対応に追われてしまう。	朝の保護者対応	保護者対応は、基本、職員室にいる管理職、教員、アシスタントで対応。
授業時間	学習指導・生徒指導・特別支援など、授業に関する悩みは多い。支援してもらったとしても、自分の力が足らなければ、解決はできない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「授業力」の向上方法</li> <li>サポートの配置(現状の人材で)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4年生以上は、<b>国語と算教の入替授業を推進</b>。できる範囲での教科担任制も推進。</li> <li>教材研究の教科分担制の推進。</li> <li>教頭を窓口として、支援学級に限らずサポートスタッフを配置。</li> </ul>
業間休み・お昼休み	児童と関わる時間にしたいが、生徒指導で時間がとられてしまう。児童のトラブル解決に力を尽くすのは当然だが、管理職を含め、いろいろな先生に関わってもらうほど説明に時間がかかってしまう。	生徒指導体制	生徒指導体制として、事案に応じて中心になる教員を決め対応チームをつくり実態把握から解決にあたる。解決後管理職に報告。
放課後	自分の作業がしたいが、本校のミッション達成に向けて職員全体で取り組んだり、共通理解を図ったりするための校内研修や職員会議は、私たちの本務である。みんなの時間を効果的・能率的に使いたい。	全体での会議・研修	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>研修については、選択制</b>を導入。</li> <li>会議については、共有フォルダから、各自が会議までに資料を読み時間短縮。</li> </ul>
その他	分掌業務も私たちの本務。昨年の取組を参考にしたいが、文書やデータを見つけるまでに時間がかかってしまう。	分掌業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバ内のデータについては、ルールを守って整理。</li> <li>提案者は、<b>「提案→実施→反省→修正」までをその年度の業務</b>とし、来年度担当に確実に引継ぐ。</li> </ul>

10

## 学校の取組事例⑪

### (事務職員が核となり進めた取組事例①)

学校における総務・財務のプロフェッショナルである事務職員が、学校運営事務に関する専門性を生かし、校務運営に参画することで学校の働き方改革の推進につなげている取組が出てきています。

#### 小中連携で「学校ガイドブック」作成

同じ中学校区に通う子供の**保護者の不安や疑問の解消**をすることで、**保護者からの問い合わせを減らし、教職員の負担軽減を図る**ことができるよう、日頃、保護者からの問い合わせの多い、学校集金や年間行事予定表等の内容を含めた「学校ガイドブック」を事務職員が核となり作成し保護者へ配布。

(茨城県龍ケ崎市立城ノ内中学校)



ガイドブックの内容

- ①教育目標
  - ②小中一貫教育
  - ③やしろキャリアプラン(グランドデザイン)
  - ④小学校日課表
  - ⑤中学校日課表
  - ⑥学校感染症
  - ⑦災害共済給付制度
  - ⑧小学校の集金
  - ⑨中学校の集金
  - ⑩学校給食費
  - ⑪就学援助
- 等

#### 事務職員によるICT研修会

- 紙媒体で行っていた保護者等への調査について、**Webアンケートシステムの活用による教職員の集計業務等の効率化・負担軽減**を目指し、共同実施をしている事務職員が教職員向けにICT研修会を開催。
- 市内の学校に**Webアンケートシステムを活用した学校評価アンケート等への活用を促した**。  
(茨城県牛久市学校事務共同実施運営支援グループ)



# 学校の取組事例⑫

## (事務職員が核となり進めた取組事例②)



### 職員室のレイアウト変更

職員同士がお互いの思いを知り、語り合うことで、新しいアイデアを生み出すことができる職員室となるよう、事務職員が中心となり教職員と協力し、教育目標である「たがいにひびき合う学校」を意識した職員室の環境づくりを実現。(横浜市立富士見台小学校)

【Before】



【After】

机配置を変更して、教職員の動線が中央に集まりやすいようにしたり、中央にコミュニケーションスペースを設けたりすることで、お互いの思いを知り、語り合いやすい環境に。



誰もが情報共有しやすいように、中央にモニターを設置。

### 消耗品等の見える化

教師が授業ですぐに使用したい消耗品がどこにあるのかわからず、**ものを探す時間を解消**するために、他校のアイデアを自校にも取り入れて消耗品の見える化。さらに消耗品の見える化を図ることで**在庫管理も容易になり**、教員にとっても事務職員にとってもWin-Winの関係を実現。(茨城県龍ケ崎市立城ノ内中学校)



### 配布物の見直し

事務職員の発案で、すべての配布物を子供たちに配るのではなく、リーフレットスタンドを活用し、必要性に応じて子供が情報を得る方法に変更し、先生たちの負担軽減を実現。

(茨城県龍ケ崎市立城ノ内中学校)





## 2 全国に取組が広がっている取組事例

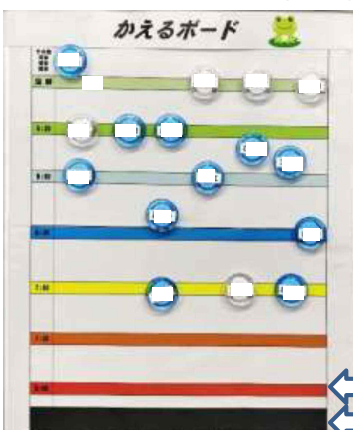


### 全国的に取組が広がっている取組事例①

ここからは、事例報告が多かった取組を紹介します。費用がかからず、取組のハードルが比較的低いものが多いため、全国各地に取組が広がっています。

#### 退勤時刻の明確化

- タイムマネジメントを意識した働き方実現のための「かえるボード」を導入することによって、
  - ・自分の業務を計画的に進める意識、メリハリをつけた働き方を行う意識の向上
  - ・ライフ目標共有による声かけ促進
  - ・お互いに助け合う職場風土の醸成に成果が出ている。
- 退勤予定時刻を、個人名の書いてあるマグネットで明確化。終業時刻を意識した働き方改革へ。  
(岡山県玉野市立中学校 他多数)



【ボードの設置位置を工夫】  
教頭の前、全員に見える位置へ

レッドゾーン  
ブラックゾーン

- 退勤予定時間に応じて色分けした「残業札」を使い、全教職員の退勤時間を申告するコーナーを設置。また、勤務時間終了時にはアラームを鳴らしている。
- 勤務時間を意識して業務に集中できるようになり、時間外勤務縮減にもつながっている。
- さらに、定時退勤日には、「残業札」に「カエル札」を重ねて設置する等、意識啓発に努めている。  
(浜松市立小学校)



【残業札】  
青 = 18:00以前に退勤  
赤 = 18:00以降に退勤

リフレッシュデー  
がんばりすぎないデー  
マイ充電日  
スイスイ帰る水曜日  
家族ふれあいデー 等

#### 定時退勤日の設定

- メリハリある働き方に向けて、ユニークな名前を付けながら定時退勤日を設定している学校が増えています。
- 学年主任を中心に、学年職員と一緒に定時退勤できる日を設けるとともに、教職員の誕生日を週予定に組み込み周知することで、定時退勤を促した。
  - 学校だよりの予定表にも「定時退勤日」を周知するなど、保護者の理解も得ながら取組を推進。



# 全国的に取組が広がっている取組事例②

## 日課表の見直し① ～下校時刻を早めて執務時間を確保～

### 【午前5時間授業】

- **午前中5時間授業**に変更することにより、放課後に余裕が生まれ、教材研究をする時間が確保された。教職員が概ね20分程度早く退庁することができている。（静岡県菊川市立小学校）
- 朝は、朝の会のみとし、**午前中を5時間授業**とした。また、昼休みと清掃活動を交互に行い（週3日昼休み、週2日清掃活動）、**児童の下校時刻を早める**ことで、放課後の執務時間を確保し、早期退勤を実現。今年度、**一人当たり月20時間程度まで時間外勤務を縮減**。（栃木県鹿沼市立小学校）

### 【2種類の日課表の組合せ】

- 曜日による2種類の日課表を組み合わせた効率的な勤務時間運用。
- 月・火・木・金は6校時、水のみ5校時だが、2種類の日課表を組み合わせることにより、標準授業時数を確保しつつ、放課後の時間を確保。
- A日課（火水木）は児童朝学習あり（8:15～8:30）→水のみ5校時のため、職員会議や研修は水曜に実施。
- B日課（月金）は児童朝学習なし→火木に比べ、同じ6校時であっても朝学習がない分、放課後に子どもと向き合う時間が15分多く確保できている。
- 勤務時間中に学級事務や授業準備等の時間が確保できるようになり、1日当たりの時間外勤務が1～2時間程度にまで減少した。（北海道栗山町立小学校）

日課表				
普通	7:55～	8:00		普通
登校	8:00～	8:01		登校
朝の会	8:01～	8:10		朝の会
1	8:10～	8:55		1
2	9:00～	9:45		2
3	9:55～	10:40		3
4	10:45～	11:30		4
5	11:40～	12:25		5
給食	12:25～	13:10		給食
記録	13:10～13:35			記録
13:40～13:50	13:40～13:50	13:40～13:50		
6	13:55～14:40		13:55～14:40	6
朝の会	～14:10	～14:10	～14:55	朝の会
放課	15:00～	15:00～	15:00～16:00	放課
児童朝学習	16:10～			
定時退校	14:30	14:30	14:30	14:30
学級活動の時間	15:15	15:15	15:15	15:15

【午前5時間授業の日課表の例】

### 【その他】

- 朝の活動・中休み・給食・清掃の時間を5分間ずつ計20分短くし、放課後の執務時間を確保。（大分県国東市立小学校）



# 全国的に取組が広がっている取組事例③

## 日課表の見直し② ～下校時刻を早めて執務時間を確保～

### 小学校高学年・中学校において、6時間授業は週2日まで（茨城県守谷市）

### 【守谷型カリキュラム・マネジメント】

- 市内統一のカリキュラム編成の工夫として、小中学校において、夏季休業の5日間の短縮（8/26授業開始）、始業式・終業式後の授業実施、創立記念日・県民の日の授業日への変更により、13日間（70コマ分）を生み出し、**6時間授業は週2日までに限定（週3日は5時間授業）**。
- 放課後の時間を生み出したことにより、教員の早期退勤が進み、**時間外勤務月45時間以下を達成した学校も出ている**。

	プラン未実施	プラン実施	授業
1学期始業式	なし	前期始業式	有①
〃 終業式	なし	→授業日	有②
2学期始業式	なし	→授業日	有③
通常の授業日	有	前期終業式	有④
〃	有	後期始業式	有⑤
〃 終業式	なし	→授業日	有⑥
3学期始業式	なし	→授業日	有⑦
卒業式	なし	→午後授業	有⑧
年度末修了式	なし	年度末修了式	なし

### 【1日5時間授業で教職員の勤務スタイルが変わる】

- 小学校では、授業準備や研修に充てられる放課後の時間が、1週間で135分（2時間15分）増える。
- 中学校では、部活動の終了時刻が早まることにより、放課後の時間が1週間で180分（3時間）増える。

### 【「働き方改革」と「学習効果の最大化」「安全・安心の確保」を目指す】

- 児童側からも、小学生の体力を考慮して、毎日6時間授業による負担の回避やゆとりある教育課程を編成して学びの質を保證することができる。
- 児童生徒の帰宅時間の遅れを回避でき、安全・安心の確保にも寄与する。

児童生徒及び教師の日常の負担の平準化（週3日の5時間授業）

	小学校 標準日課					中学校 標準日課				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
	朝の会									
1	～下校時刻について（目安）～									
2	4時降下校 14:00									
3	5時降下校 15:00									
4	6時降下校 15:45									
	給食・昼休み									
5										
6										
4時間下校		1・2年		1年		部活動終了時刻（平日の目安）				
5時間下校		1～6年		1～6年	2・3年	1～6年	5時間	17:00	6時間	18:00
6時間下校		3～6年		4～6年			10, 2月	17:00		17:30
							11, 12, 1月	17:00		

【守谷市教育委員会 学校教育改革プランより】



## 全国的に取組が広がっている取組事例④

### 校内に働き方改革の具体策を検討するための検討チーム等を設置

- 島根県教育委員会では、各学校で取り組む際の年間スケジュール（初年度の例）案を具体的に示している。

時期	取組内容等
4～5月	① 校内推進委員会の設置 ・ 校務分掌や教科、年齢等のバランスを考慮したメンバーで構成。 (委員の例) 校長 副校長・教頭 主幹教諭 学年主任 教務主任 部活動主任 養護教諭 学校事務職員
	② 校内で取り組む働き方改革の内容の検討 ・ 「教職員の課題発見シート（ワークとライフの自己評価）」 <sup>(*)</sup> などを活用して、教職員一人一人の課題を把握。 <sup>(※)</sup> 本事例集（P.4）参照。 ・ 学校全体及び教職員個人で推進する取組について、職員会議にて全教職員で主体的・対話的に検討。
	③ 校内推進委員会にて学校全体及び個人の取組の方向性の決定 ・ ②で検討した内容と県・市町村教育委員会策定の「教職員の働き方改革プラン」をもとに、自校の「重点目標」を設定し、具体的な取組の方向性を決定。職員会議にて全教職員に周知。
6～8月	④ 実践（試行期間） ・ 学校全体及び個人の取組の実践。 ・ 進捗状況を校内推進委員会で検証し、後期の取組に反映。 ・ 夏季休業中に職員室のレイアウト等を改善。
	⑤ 校内研修の実施 ・ 夏季休業中に「働き方改革に関する研修会」を実施。
9～2月	⑥ 実践 ・ 学校全体及び個人の取組の実践。 ・ 保護者・地域等の理解と協力の推進。
	⑦ 校内研修 ・ 好事例の校内普及。
3月	⑧ 今年度の取組の検証（次年度への反映） ・ 校内推進委員会及び職員会議にて、今年度の振り返りと課題を検討。 ・ 学校評価の実施（教職員の働き方改革の項目を追加）

【出典】 島根県教育委員会 「学校業務改善事例集」

- 「働き方改革推進チーム」を中心に、3つの学部の様式を一つに統一、出退勤時間の管理・啓発、職員朝会の短縮・行事黒板の廃止、ミーティング時間効率化のためのスタンディング・テーブルの設置、留守番電話の設置 等（徳島県立特別支援学校）
- 毎月の職員会議のあとに「衛生委員会」を設定し、毎月勤務時間の振り返りや長時間勤務の理由について発表、改善を議論。（鹿児島県阿久根市立小学校）
- 「教員多忙化解消プランヒアリングシート」を作成し、校内で課題や方策について意見を集約した。次に、校内で様々な年齢層から構成されるプロジェクトチームをつくり、仕事の効率化について月1回程度の頻度で協議をした。「お互いに声をかける。」「諸帳簿、指導案の改善をする。」「会議、調査の精選をする。」「会議資料等をデータ化する。」などについてまとめ、全体に報告した。（愛知県東浦町立中学校）

### 地域の行事の見直し

教育課程外の活動として、地域の行事へ参加することが多く、参加のための練習・準備等で窮していた状況であったため、以下の視点で、見直しを実施。（富山県富山市立小学校）

地域行事への参加について、地域・PTAと検討会を開催し、共通理解の上、精選

高学年に集中していた参加形態を、すべての学年に分散化

地域行事への参加のための出し物等の準備や指導は、地域の専門家に協力要請

地域行事を教育課程（総合学習等）に位置付け、学習のねらいや目的等を精査し取り組む

16



## 全国的に取組が広がっている取組事例⑤

### 地域や保護者の力による登下校時の見守り

～児童による下校時の放送とともに地域の見守りスタート～（京都府京丹波町立小学校）



「いつも見守りをありがとうございます。これから下校時間になりますので、私たちの見守りをよろしくお願いします。」



- 児童の下校時に、児童が地域の家庭に向けて下校を知らせる放送（町の音声告知放送を利用）し、放送を合図に、自宅から顔を出す住民の方々など地域に下校を見守られている。
- また、児童が音声告知放送を行うことで、地域の学校や児童に対する関心を高め、地域力を高める効果も大きい。

- 教職員の下校指導の時間が減少したことにより、教員が教材研究や授業準備等に集中できる時間が増加。
- 地域や保護者が子どもの見守りについての「しゃべり場」での話合いや「子ども見守りボランティア」の登録を保護者や地域から募るなど、地域全体での子どもの見守り体制の構築を推進している。



### ～朝の登校指導を地域の安全パトロール隊に依頼～（浜松市立小学校）

- 教職員が勤務時間以前に指定ポイントに立ち、登校指導を行っていたものを、地域の安全パトロール隊へ協力を依頼した。教職員は校内で児童を迎えることに専念できることとなり、時間外勤務を削減。



### 3 分野別取組事例



## 分野別取組事例①

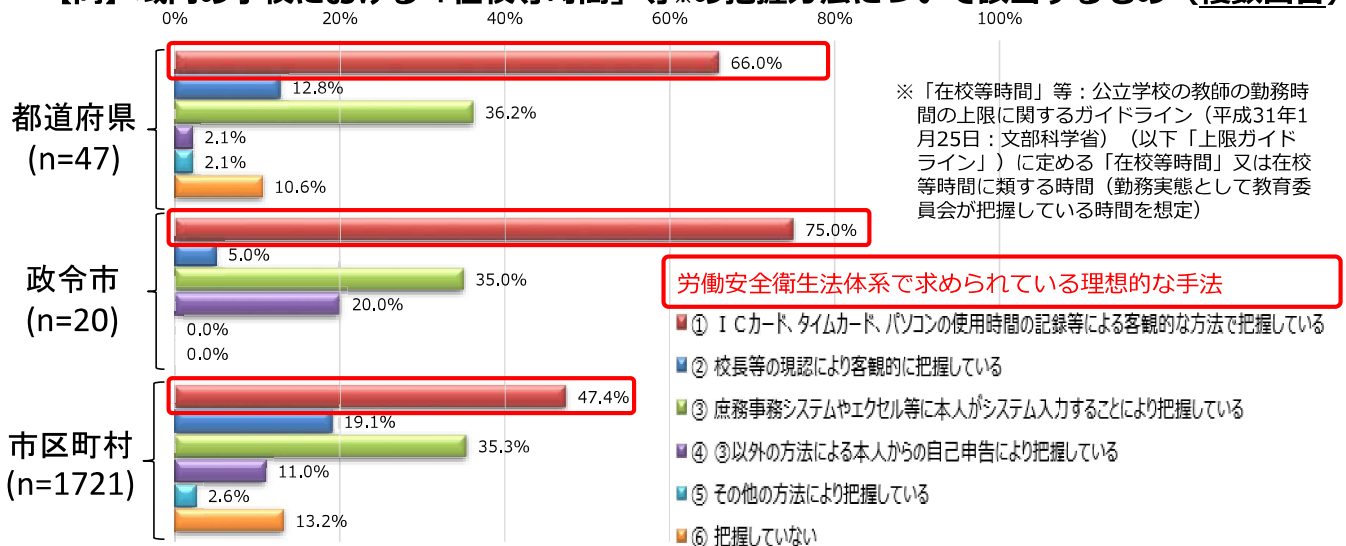
### ～勤務実態の客観的な把握を行っている取組事例～



「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の一部をご紹介しながら、教育委員会における各取組を紹介します。

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握は、都道府県は66.0%（前年度38.3%）、政令市は75%（前年度45%）まで伸びる 一方、市区町村は47.4%（前年度40.5%）に留まりました。

#### 【問】 域内の学校における「在校等時間」等※の把握方法について該当するもの（複数回答）



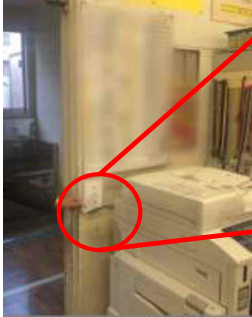
出典：令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査【結果概要】

# 勤務実態の客観的な把握（事例①）

働き方改革推進法施行（平成31年4月1日施行）による労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者（服務監督権者である教育委員会、学校長）の義務として法令上明確化されたため、**以下のような取組がすべての服務監督権者において必要となります。**

## 横浜市

- 平成30年度から、市内全小中学校、特別支援学校等にICカードリーダーを設置し、出退勤時にカードをかざすことで出退勤時間を把握。



【職員室の出入口等にカードリーダーを設置】

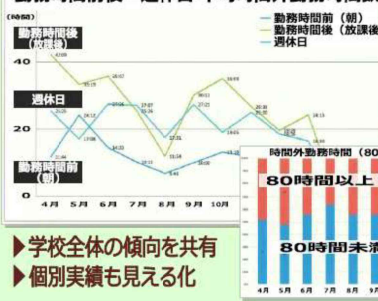


結果は、毎月発行されている「働き方改革通信」(⇒)にて公表。市の目標値に対する勤務実態の現状や、同月の昨年度比較など、「見える化」を徹底し、分かり易く学校に共有している。

タッチすると、  
出勤時は「おはようございます♪」  
退勤時は「お疲れ様でした♪」

- 各学校の管理職は、所属の教職員の個人データのダウンロード等が可能であり、教職員個人の推移等を「見える化」することで、教職員の気づきを促し、意識改革へつなげるような工夫も行われている。

### 勤務時間前後・休休日 平均時間外勤務時間数



### 毎月共有 10月 時間外勤務等の実績

(1)「教職員の働き方改革プラン」達成目標との比較・推移（2019年11月6日時点）



(2) 時間外勤務（2019年10月）の詳細

### 時間外勤務の割合（全校種平均）



### 時間外勤務の割合（校種別割合）

月あたり	100時間超	80時間超	小計	45時間超80時間以下	小計
小学校	2.3%	8.5%	10.8%	44.2%	45.0%
中学校	19.2%	14.4%	33.6%	31.7%	34.7%
特別支援学校	0.2%	0.9%	1.1%	14.3%	84.6%
平均	7.3%	9.8%	17.1%	38.3%	44.5%

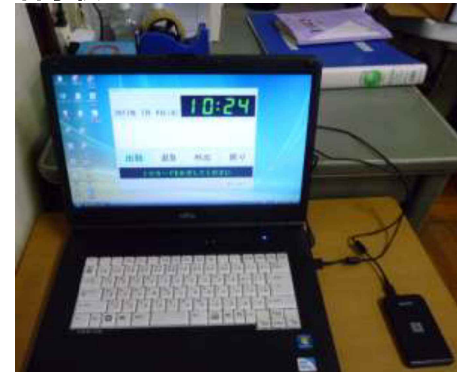
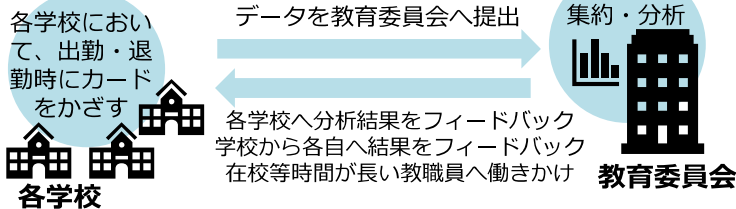
出典【横浜市教育委員会】働き方改革通信「Smile」

# 勤務実態の客観的な把握（事例②）

## 埼玉県伊奈町

- 平成29年6月より、町内全校（4小3中）で勤務管理システムを導入。
- システム自体は簡易なものであり、学校のPCに専用ソフトをインストールするだけで出退勤管理が始められる。（1校あたり5,000円程度（カードリーダー代は別途12,000円程度））  
※ただし集計機能なし

### 【毎月のプロセス】



【職員室の出入口等にカードリーダーを設置】

今後、学校で蓄積されたデータを教育委員会で効率的に集約し、学校と一体となって教職員一人一人の勤務時間管理を行えるようにしていく予定。

## 鳥根県大田市

- 平成30年9月より、市内全校（16小6中）で勤務管理システムを導入。
- システム自体は簡易なものであり、学校のPCに専用ソフトをインストールするだけで出退勤管理が始められる。（1校あたり17,000円程度）
- 集計機能も有しており、個人データは学校長は勿論、教育委員会に常にデータが蓄積されている。

ICカードをカードリーダーにかざすと出退勤時刻が記録される





# 勤務実態の客観的な把握（事例③）

## 北九州市

○校務支援システムに、平成25年1月からサービス管理機能（出退勤管理機能）を追加し、出退勤時間を記録を開始。



○カードリーダー設置校では、ICカードをカードリーダー（図1）にかざすことで出退勤時間を登録。カードリーダー未設置校では、各自のイントラPC（図2）より、出退勤登録を行う。



【図1 カードリーダー】 【図2 出退勤登録画面】

### ～こんなことができるようになりました～

#### 学校管理職等による 所属教職員の出退勤時間確認

所属教職員一人ひとりの**業務の繁忙状況の確実な把握**や、**体調管理**等にも活用できるようになった。

#### 教育委員会による 出退勤時間の分析

**学校ごと、職ごと、個人ごと等の情報を抽出、分析等**を通じて、学校の状況把握や健康管理、業務改善の効果検証等で活用できるようになった。

#### 管理職への情報提供

市内全校の月の平均時間外勤務の情報を年3回提供。**勤務時間管理の徹底を促している**。教育委員会訪問の際にも、これらのデータを活用し指導・助言を行っている。

#### 健康障害防止対策

データに基づき、改正労働安全衛生法等を踏まえ、勤務時間外における在校時間が月80時間を超えた教職員に対し**産業医等による面接指導を実施**。

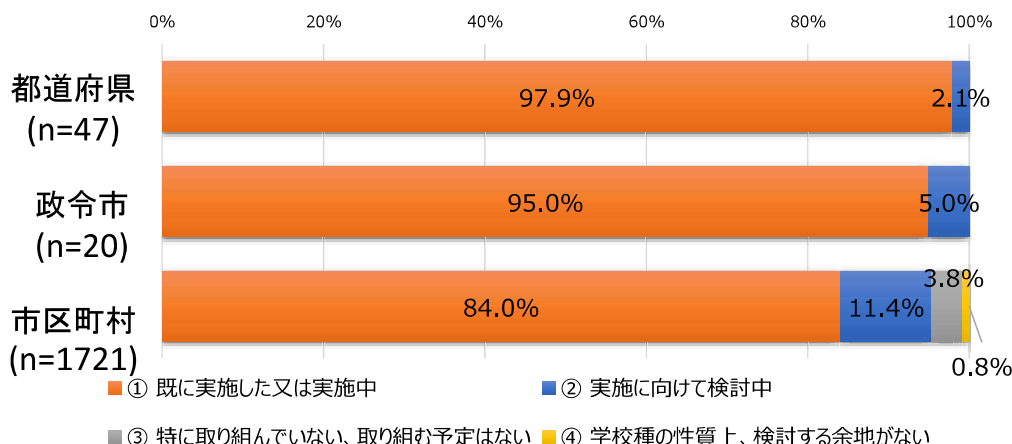
## 分野別取組事例②

### ～部活動ガイドラインの実効性の担保に向けた取組事例～

部活動ガイドラインの実効性を担保するための取組は、都道府県、政令市、市区町村いずれにおいても高い割合で取組が進んでいます。

【問】部活動ガイドライン※1の実効性を担保するための取組み（各学校における部活動に係る活動方針※2の策定及びホームページでの公表、活動計画や活動実績を校長が確認）を行う等、教職員の勤務時間を考慮した部活動となるよう各学校に促しているかどうか。

※1 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）、文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）  
 ※2 各ガイドラインにおける、設置者が定めた「設置する学校に係る運動部（文化部）活動の方針」に則り、毎年度、学校長が定める「学校の部活動に係る活動方針」を策定する



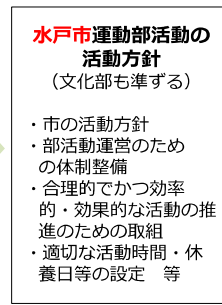
# 部活動ガイドラインの実効性の担保（事例）

## 活動方針の校内の徹底

- 平成30年度に策定された「水戸市運動部活動の活動方針」を自校化し、朝練習のとりやめ、休養日の設定、一日の活動時間の上限設定、大会参加数の上限を設定。
- 各部が活動方針を遵守することで、各種トラブルや保護者・地域からのクレーム対応も減少し、教材研究や校務に専念できる環境になった。  
(茨城県水戸市立中学校)



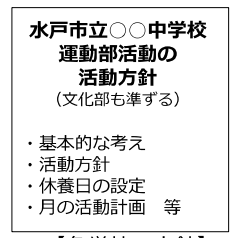
【茨城県の方針】



【水戸市の方針】



【各学校】



【各学校の方針】

【各部活動の月間活動計画】

各学校において策定、ホームページ等に掲載

## 学校の年間行事計画に休養日を位置づけ

部活動の休養日を年間行事計画に位置付け、学校独自の取組として、学校統一的に休養日を確保。  
(群馬県高崎市立中学校)

## 放課後部活動オフ期間

年間を通じた長時間活動等を背景に、「放課後部活動オフ期間」を令和2年1月に試行予定。オフ期間中は、生徒に興味のある分野に取り組んでもらうほか、体育協会が主体の「全市型競技別スポーツスクール」を設置。  
(長野県飯田市)

## 校内の「共通理解事項」を策定

「運動部活動についての共通理解事項」を策定し、教員間の共通理解を図り、意欲的に運営見直しに取り組んだ。時間外勤務も縮減。  
(徳島県北島町立中学校)

## 外部インストラクターによる合同トレーニング

冬期間のトレーニングを複数部活動合同で実施することにより、顧問の負担を軽減。トレーニング指導は、地域スポーツクラブのインストラクターが実施し、少数の顧問が監督として参加。他の顧問は職員室で執務に従事。  
(石川県津幡町立中学校、七尾市立中学校、石川県立高校)

## 部活動規定の策定

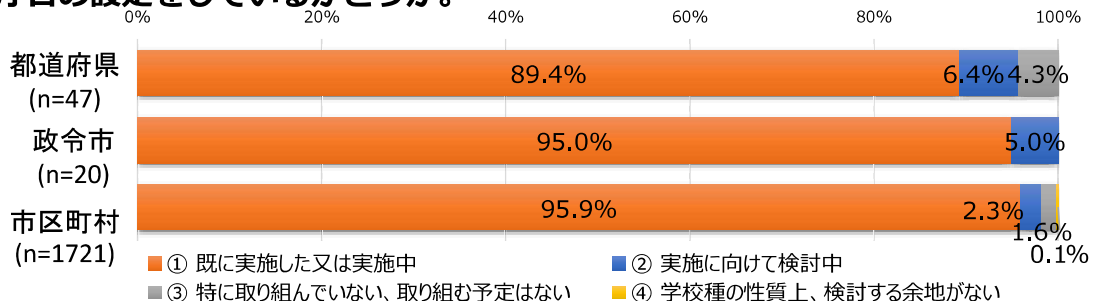
学校の部活動規定（週2回の休養日、参加大会数の制限等）を作成し、校内共通理解のもと、実践を進めている。部活動における指導者の時間・指導への意識が高まった。  
(鹿児島県曾於市立中学校)

## 分野別取組事例③

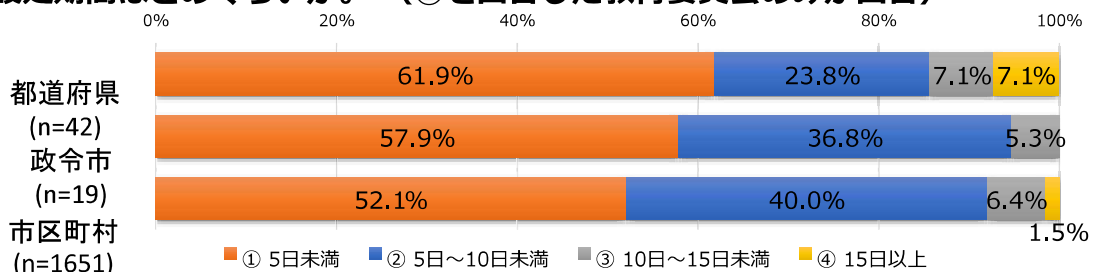
### ～学校閉庁日の設定の取組事例～

学校閉庁日の設定状況は、**市区町村における導入が95.9%**と高く、**昨年度比1.6倍（昨年度60.4%）**となり、**全国的に導入が広がっている状況**。期間については、**5日未満が約半数**、**5日～10日未満が4割程度**。なかには、**冬季休業期間中に閉庁日を設定している例も見られます**。

【問】 学校閉庁日の設定をしているかどうか。



【問】 年間の設定期間はどのぐらいか。（①を回答した教育委員会のみが回答）



# 学校閉庁日の設定（事例）

## 岐阜県岐阜市

市内すべての学校において、**学校閉庁期間として、平成30年8月4日～19日間（16日間連続）を設定**

### ○閉庁期間の取扱い

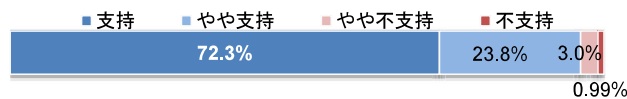
- ・学校は留守番電話設定、市教委が24時間緊急電話で対応
- ・会議、研修、補充学習、部活動指導等の通常業務は原則行わない。

### ○実施後のアンケート結果

- ・勤務日10日間のうち、全く出勤しなかった教職員は49.5%。動植物の世話や郵便確認、校舎見回り等を理由に50.5%の職員は一度以上出勤。
- ・連続学校閉庁日に対する教職員の支持率



- ・保護者の支持率



### ○休暇取得日数

- ・夏期休暇（4日付与） 一人あたり3.85日（完全取得率94.2%）
  - ・年次休暇 一人あたり3.64日
  - ・土曜授業の振替休暇等 一人あたり1.22日
- 計8.71日**

## 横浜市

全国に先駆け**7年前から夏季の学校閉庁期間を設定**。学校現場の声を受け昨年度から冬季も設定。期間内の範囲で各学校が**具体的な閉庁日を設定**。

- ・**8月3日～16日の2週間**のうち、1日以上閉庁日を設定している学校の割合（令和元年度）  
小：99.7%、中：97.9%、義務：100%、特支：100%
- ・**12月27日～1月4日の9日間**のうち、1日以上閉庁日を設定している学校の割合（令和元年度予定）  
小：93.8%、中：72.6%、義務：100%、特支：92.3%

### ○閉庁日の取扱い

- ・学校に**日直は置かず**に、留守番電話対応。保護者や地域の方にも浸透し、混乱はみられていない。緊急時は市教委が電話対応。

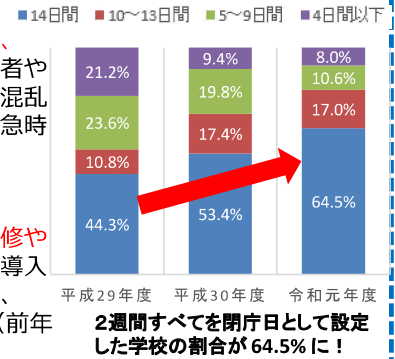
### ○閉庁期間の取扱い

- ・原則、**市教委主催の研修や行事はなし**。閉庁期間導入を機に、研修を精選し、平成27年度に3割減（前年度比）。

### ○関係機関との連携、説明

- ・全校の設定状況を、市長部局や県警本部等と共有。
- ・推進にあたり、保護者へ市教委名で手紙を発出するとともに、地域関係者への説明も丁寧に実施。

学校が設定する閉庁日数の推移（夏季）



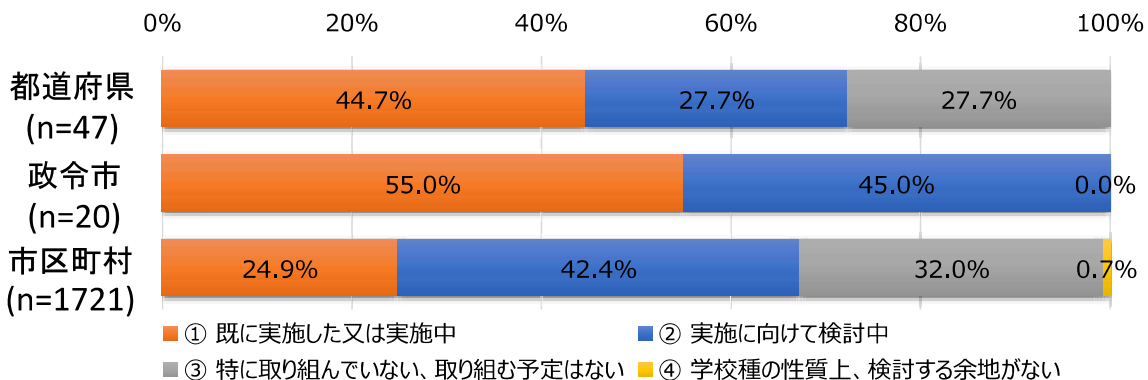
## 分野別取組事例④

～留守番電話の設置やメールによる連絡対応の

体制整備を図った取組事例～

勤務時間外の留守番電話の設置等は、市区町村は25%に達していないが、昨年度に比べて、都道府県は2.3倍（昨年度19.1%）、政令市は1.6倍（昨年度35.0%）、市区町村は倍増（昨年度11.7%）と導入が広がっています。

【問】勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備しているかどうか。



# 留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備（事例）

## 新潟市

○勤務時間外の電話対応については、市内統一して、以下のとおり時間を区切って実施（R1.6～）

【平日の朝】

**7:45～**（ただし教職員が出勤している場合に限る）

【平日の夕方】

幼稚園、小学校、特別支援学校：**18：00**まで  
 中学校、中等教育学校、高等学校：**19：00**まで  
 高等学校夜間部：21：45まで

【休日等】

教職員が在籍していたとしても、**電話対応は行わない**

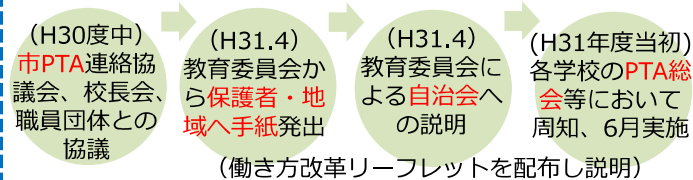
※部活動の欠席連絡方法は、別途学校から保護者へ伝達

【長期休業期間中】

勤務時間内のみ（概ね16：45頃まで）

○時間外の電話対応は、保護者や地域への影響が大きいため、以下のプロセスで丁寧に実施。

【全面实施までのプロセス】



☎緊急連絡☎

- ・休日、夜間の緊急対応事案について、学校と情報共有が必要と警察が判断した場合、教育委員会や学校へ連絡
- ・休日、夜間の救急搬送について、市危機対策課から学校支援課担当の携帯電話へ連絡、その後当該校園管理職へ連絡

## 長野県岡谷市

あらかじめ保護者へ市内小中学校における留守番電話の導入について周知の上、以下のとおり設定。（H31.4.19～）

区分	留守番電話の切替時間
平日	18:00～翌日7:30
土・日曜日・祝日・学校閉庁日等	終日 ※ただし、授業や学校行事等を実施する場合は平日と同様
長期休業期間中の平日	16:45～翌日8:15

☎緊急連絡☎

児童・生徒の生命や安全に関わる重大事態など、真に緊急を要する場合には、岡谷市役所で連絡を受け、適宜、教育委員会から各学校の管理職に連絡

## 静岡県三島市

中学校の部活動の終了時刻を考慮して、シーズンごとに留守番電話切替時間を設定。（R1.8.28～）

	小学校	中学校	
		4月～9月	10月～3月
授業を行う日	午後6時～翌日午前7時30分	午後6時30分～翌日午前7時30分	午後6時～翌日午前7時30分
授業を行わない日※1	終日		
長期休業期間※2	午後4時～翌日午前8時30分		

※1 土曜日・日曜日・祝日・振替休日・年末年始(12月29日～翌年1月5日)・学校閉庁日  
 ※2 春季・夏季・冬季の長期休業期間(学校によって多少前後する場合があります。)

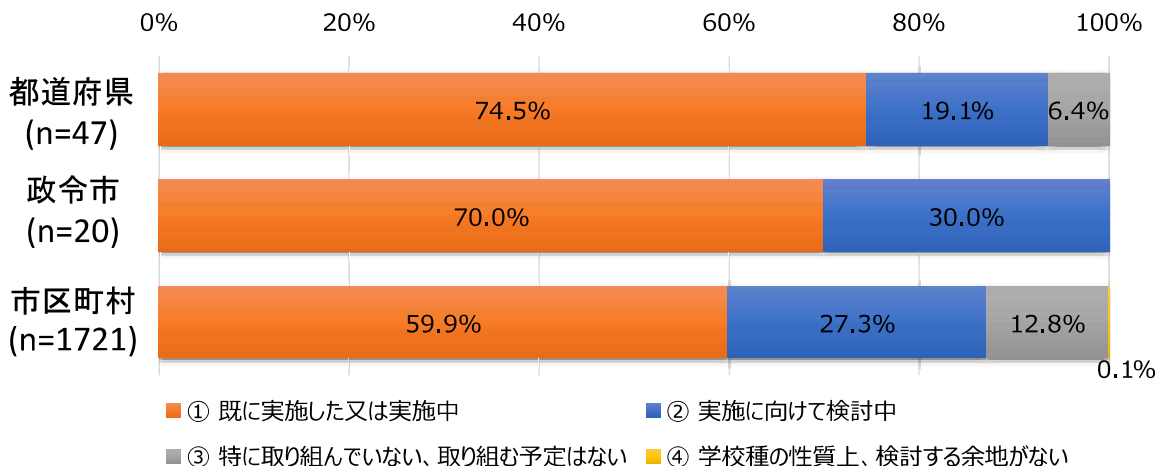
## 分野別取組事例⑤

～保護者や地域・社会に対する働き方改革への

理解や協力を求めた取組事例～

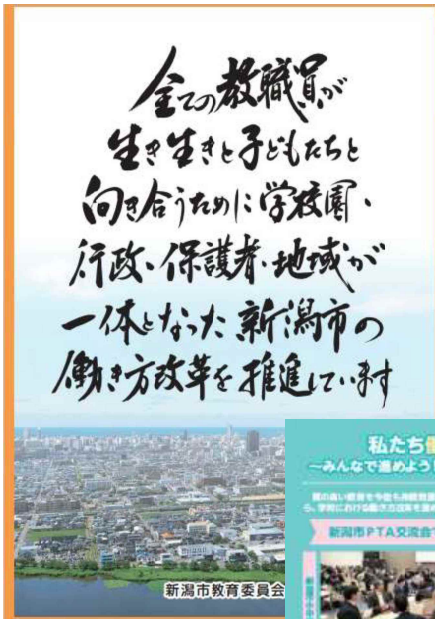
学校の働き方改革推進にあたっては保護者や地域の理解が不可欠であり、理解を得るための各教育委員会における取組が重要となるが、都道府県・政令市を中心に、具体の取組が進んでいます。

【問】保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求める取組を実施しているかどうか。





# 保護者や地域・社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組（事例）



**新潟市**  
 学校園・行政・保護者・地域が一体となった新潟市の働き方改革の取組を伝えるため、働き方改革リーフレットを作成し、学校園、保護者、地域、関係団体等に配布。  
 (平成31年3月)  
 ※一部のみ掲載



**石川県**  
 教職員の時間外勤務の現状と多忙化改善に向けた取組について、保護者や地域の方々にご理解いただくためのリーフレットを作成。(平成30年5月)  
 ※一部のみ掲載

新潟市教育委員会  
<https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kosodate/gakko/sensei/niigatagurasi/niigata-hatarakikata.html>

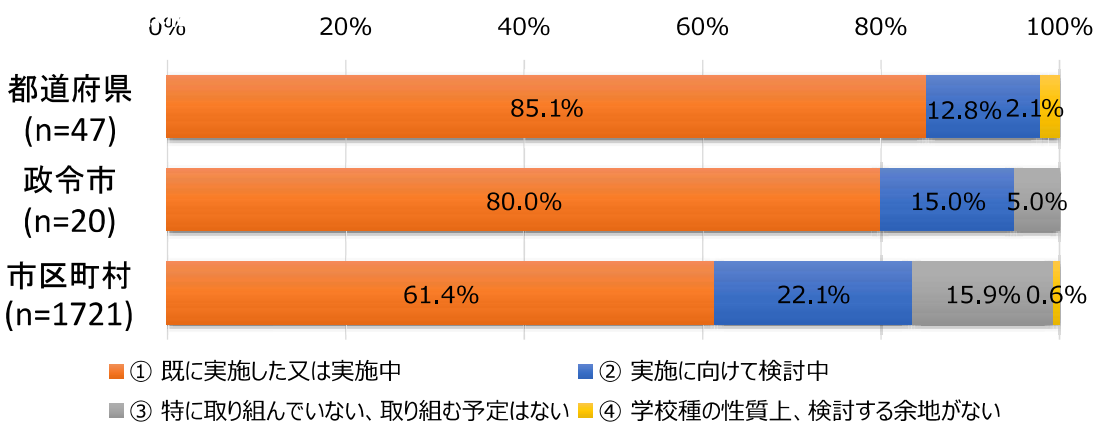


29

## 分野別取組事例⑥ ～行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等を行った取組事例～

**都道府県・政令市は8割以上、市区町村では約6割の教育委員会において、学校に対する行事等の精選や内容の見直し等の促しが進んでおり、提供のあった事例からも、新学習指導要領の全面実施も見据え、各学校における行事等の見直しが進んでいる状況が見られます。**

**【問】 学校行事等について、児童・生徒等にとって本当に必要かどうか、本来は学校や地域社会が担うべきものではないか等の視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進めるよう各学校に促しているかどうか。**



# 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等（事例①）

## 熊本市

### 具体の学校行事の精選の方向性を教育委員会で検討

ゆとりある教育課程の編成のために、学校行事の精選の方向性について、検討会議において議論を重ね、以下のとおり一定の方向性をとりまとめた。今後、学校に通知予定。

#### ○ねらい

- ゆとりを生むとともに学校の特色（求める子ども像）を出す。
- 前年度踏襲を見直し、教育的効果のある行事をめざす。

#### ○精選する視点

- 法的な裏付けがあるかどうか  
(例：学習指導要領、学校保健安全法等)
- 熊本市の特色や重点事項を重視したものかどうか

#### 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編

（略）各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。

（略）各学校においては、学校行事の目標を達成するにふさわしい個々の行事を種類ごとに精選したり、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、各種類に教育上必要とされるものに精選したりすることが大切である。また、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど学校の創意工夫を生かして実施する必要がある。

小学校における実施内容	儀礼的行事	文化的行事	健康安全・体育的行事	遠足・集団宿泊的行事	勤労生産・奉仕的行事
<b>共通実施</b> ◎法的裏付け等 ○熊本市の特色、重点事項	○入学式 ○卒業式 (儀礼)		◎健康診断 (定期健診) ○避難訓練 (防災)	◎集団宿泊活動 (宿泊教室) ○修学旅行 (平和教育)	
<b>選択実施(例)</b> ☆学校で選択 (学校の特色やねらいに 応じて実施検討)	☆始業式 ☆終業、修了式 ☆就任式	☆学習発表会 (校内音楽会) ☆連合音楽会 ➡希望参加 ☆音楽会、劇 観賞会	☆運動会 ☆水泳記録会 ☆交通安全教室	☆遠足(歓迎送別)	☆ボランティア ☆勤労生産、奉仕的 活動(清掃ほか) ☆環境緑化(花壇や農 園の作業)

【出典：熊本市教育委員会会議資料】 31

# 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等（事例②）

## 伝統的行事、でも教育的効果を考える

15年以上続いているウォークラリーを廃止。準備に対する大きな負担に対して、学校評価から見える生徒の期待感は高くないという費用対効果への疑問、事前指導にかかる教科授業時数の圧迫、生徒指導事案への注力等の観点から廃止。  
(滋賀県湖南市立中学校)

### 宿泊行事の見直し

- 事前準備の多さ、当日の天候に左右される負担、保護者の経済的負担等（ウェア購入等）を踏まえ、スキー教室の廃止。前年度から保護者への説明を丁寧に行い、クレーム等はひとつもなかった。  
(滋賀県湖南市立小学校)

## 運動会、体育祭の内容の見直し

- 運動会の実施に際しては、練習や準備等に過度に時間をかけ、見栄えや形を求めるのではなく、**日常の体育学習の延長・発表の場として**児童が取り組める形にすることにより、運動会に関わる業務が減少し、教職員が落ち着いた環境で児童への指導を行うことができるようになった。  
(山形県内小学校多数)

- 修学旅行の行先を公共交通機関を使うルートから専用バスに切り替え。指導の負担が大きく軽減された。  
(滋賀県湖南市立小学校)

- 準備や片づけの負担だけでなく、熱中症・食中毒等の危険性も踏まえ、**体育大会を午前中のみの実施**に変更。種目の精選、タイムスケジュールの見直し（開始時間の早期化、開閉会式の簡素化、水分補給時間の設定、競技の準備や片づけの効率化）により、負担軽減。  
(浜松市立中学校)

## 家庭訪問の在り方再考

家庭訪問を実施する4・5月の繁忙状況や保護者の負担等にも考慮し、**家庭訪問を廃止して三者面談に集約**した。行事や授業準備に集中して取り組むことができた。  
(浜松市立中学校)

### 誰のための行事なのか

学習発表会が**保護者に対して「よいものを見てもらう」ことが目的化**してしまっている現状を踏まえ、準備に時間のかかる一方向発信型を見直し、双方向体験型の**発表形式に見直した**。  
(岡山県備前市立小学校)

### 準備は日課内で

**学校行事の練習や準備を勤務時間外に行わない**こととし、放課後に練習を行う場合は、朝読書をやめて授業時間を早める「特日課」を設定。日課に組み込むことで、決められた時間の中の効率的な取り組みにつながった。  
(浜松市立中学校)

## 「やめられるかも」リスト

バス乗車指導をPTAに協力してもらうことや、地域のお祭りの引率を地域に協力してもらうこと、テストの実施回数の見直しなど、教職員全員から**「やめられるかも(案)」を募集し検討**を進めている。目標は10個実施。  
(北海道別海町立中学校)

### 夏の水泳教室

夏休み中の水泳教室について、昨今の猛暑の状況や児童の熱中症へのリスク、教育効果の大きさを踏まえ、短縮。  
(滋賀県湖南市立小学校)

## 「例年通り」ではなく

「例年通り」ではなく、文化祭のプログラムを一つ一つ見直し、結果として午前の部・午後の部を入れ替え、プログラム数の削減を行うなど大胆に変更。  
(千葉県野田市立中学校)

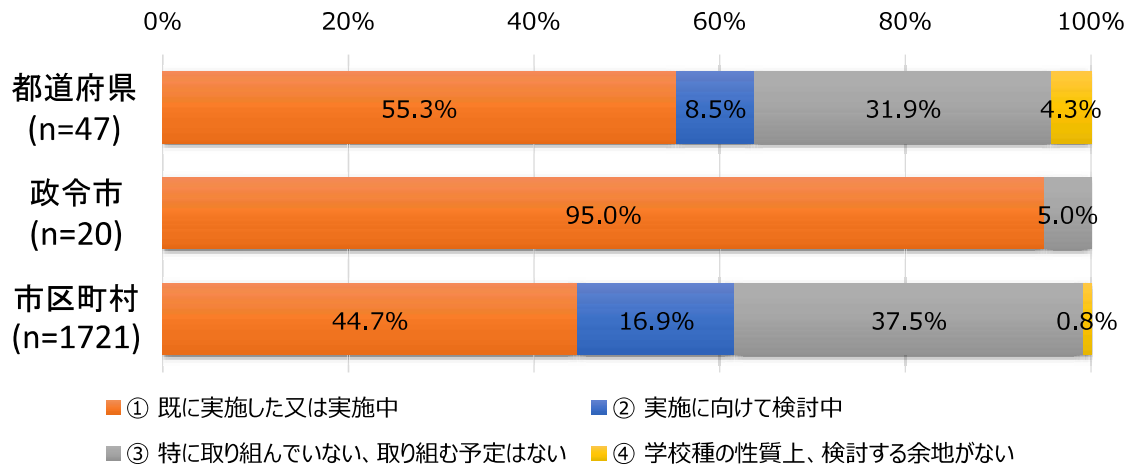


# 分野別取組事例⑦

～サポート・スタッフをはじめとした授業準備等への外部人材の参画を促した取組事例～

国庫補助化がスタートしてから3年目となったスクール・サポート・スタッフをはじめとする外部人材の授業準備等への参画は、政令市において95%と積極的に実施されている状況です。

【問】授業準備について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の参画を図っているかどうか。



出典：令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査【結果概要】 33

## サポート・スタッフをはじめとした授業準備等への外部人材の参画（事例）

### 横浜市

- 横浜市では、学校の事務業務をサポートするために、「職員室業務アシスタント」の配置を平成27年度から始めており、今年度より**全ての小学校・中学校・義務教育学校に配置**。
- アシスタントが入ったことによる直接的な負担軽減だけでなく、分業することで、教材やプリント作成等に計画に取り組むようになるなど、学校現場からも大変好評な施策として推進。

【業務の一例とその効果】 ※学校によって業務内容は様々であり、管理職と相談の上、具体的な業務内容を決定

<b>外部との応対</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話対応</li> <li>来客対応</li> <li>インターホン対応・鍵の施錠・解除</li> <li>宅配便対応・業者対応</li> <li>学校メール使（事務職員や他の学校から）の受け取り</li> </ul> <p>副校長が、職員室を離れることができる ⇒学校内を巡回できる ⇒子どもの様子がより一層把握できる ⇒きめ細かく教職員への指導・助言ができる ⇒よりよいねいに子ども、保護者・地域対応ができる ⇒じっくりと集中して業務に取り組むことができる</p>	<b>職場環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ファイル整理（ラベリング）（ファイリング）（インデックス作成）</li> <li>廃棄書類の分別処理</li> <li>配付物の仕分け、整理</li> <li>庶務の仕事（名札・名簿・表示貼り替えなど）</li> <li>学年・階段等掲示板の整備</li> <li>教室・廊下等の作品掲示の手伝い</li> </ul> <p>整理整頓が進み、職場環境がよくなる ⇒効率的に業務ができる ⇒業務の効率化による時間短縮 ⇒執務環境の改善、見直し</p>
<b>事務作業の軽減</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>パソコンでのデータ入力</li> <li>タブレットの充電・管理</li> <li>配布物の仕分け・余分廃棄</li> <li>案内文章の封筒入れ・宛名書き</li> <li>ラミネート加工</li> <li>回覧物の準備・会議録の作成</li> <li>アンケート（保護者向けアンケート）等集計</li> <li>集金業務の補助（ダブルチェックなど）</li> </ul> <p>単純だが時間のかかる仕事や複数で確認が必要な仕事 ⇒じっくりと集中して業務に取り組むことができる ⇒単純ミスをなくす</p>	<b>事務作業の軽減</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>印刷・拡大印刷・綴じ込み</li> <li>学習プリント</li> <li>お便り（学校だより・学級だより・保護者だより・ばくばくだより等）</li> <li>課題（宿題）プリント・行事のしおり</li> <li>職員会議資料・職員研修資料</li> <li>部活の予定表</li> </ul> <p>教職員が使いたいときに、使いたい資料がある ⇒子どもが帰ってからの1時間を有効に使える ⇒いつ、何を頼むかを考えることで、自身の仕事やスケジュールを考え、先を見通した業務の進め方に変わる</p>

出典【横浜市教育委員会】働き方改革通信「Smile」

- 中国や台湾につながる児童が300人を超える学校では、中国語も日本語も堪能なアシスタントを採用し、中国語での保護者対応サポートや、配布文書の翻訳補助等を担っている事例もある。

★6/8（金）は遠征で金沢動物園へ行きます。スで金沢支庫へそこから電車で行きます。前送いたしますのでご了承ください。

6/8(周五)去金沢動物園  
回来时从金沢动物园坐公  
如果下雨的话改为6/20日

翻訳したお手紙→

### 配置効果

スクール・サポート・スタッフの配置による教員一人あたりの総勤務時間の変化 **週▲1時間28分**（前年度比）  
（平成30年度 文部科学省調べ）





<低学年>じゅぎょうについて しつもんします。

きょうか( )

1 じゅぎょうの さいしょには、ワクワクしていますか。

いつもワクワクしている

ワクワクすることが多い

あまりワクワクしない

ワクワクすることはない

2 じゅぎょうちゅうに、「どうしてかな?」とか「なぜだろう?」とおもいましたか。

いつもおもう

おもうことがおおい

あまりおもわない

いつもおもわない

3 もんだいの こたえを、じぶんで かんがえましたか。

いつも かんがえている

かんがえることが おおい

あまり かんがえない

いつも かんがえない

4 じぶんの かんがえを はっぴょうしたり ともだちに つたえたり しましたか。

いつも つたえている

つたえていることが おおい

あまり つたえない

いつも つたえない

5 ともだちの かんがえを よくききましたか。

いつも きいている

きいていることが おおい

あまり きいていない

いつも きいていない

6 まえに くらべて、べんきょうは たのしく なってきましたか。

ものすごく たのしくなってきた

だいぶ たのしくなってきた

あまり たのしくなっていない

たのしくなっていない

7 まえにくらべて、わかったことや できるように なったことは ふえましたか。

とても ふえた

ふえた

あまり ふえていない

ふえなかった

8 もっと べんきょう したいですか。

とても べんきょう したい

べんきょう したい

あまり べんきょう したくない

べんきょう したくない

< 中学年 > 授業について、質問します。

教科（                      ）

- 1 「知りたい」や「できるようになりたい」という気持ちで授業に参加していますか。  
いつも「知りたい」や「できるようになりたい」という気持ちをもって参加している  
「知りたい」や「できるようになりたい」という気持ちをもって参加していることが多い  
「知りたい」や「できるようになりたい」という気持ちをもって参加することは少ない  
「知りたい」や「できるようになりたい」という気持ちをもって参加することはない
  
- 2 授業中に「なぜ?」「どうして?」という疑問をもちましたか。  
いつももっている  
疑問をもっていることが多い  
あまり疑問はもっていない  
授業中には疑問はもっていない
  
- 3 問題や課題を自分の力で解決しようとしてみましたか。  
いつも解決しようとしている  
解決しようとしていることが多い  
あまり解決しようとはしていない  
まったく解決しようとはしていない
  
- 4 自分の考えを友達やクラス全体に伝えてみましたか。  
いつも伝えている  
伝えていることが多い  
あまり伝えていない  
まったく伝えていない
  
- 5 周りの友達の考えもよく聞きながら答えを考えましたか。  
いつも聞きながら考えている  
聞きながら考えていることが多い  
聞きながら考えることはあまりない  
聞きながら考えることはない
  
- 6 （単元の）学習の最初の頃に比べて、勉強が面白くなってきましたか。  
面白くなってきたとすごく思う  
ある程度面白くなってきたと思う  
面白くなったとはあまり思わない  
面白くなったとまったく思わない

7 (単元の)学習の最初の頃に比べて、できることが増えたと思いますか。

とても増えたと思う

ある程度増えたと思う

あまり増えていないと思う

まったく増えていないと思う

8 次の勉強が楽しみですか。

とても楽しみ

楽しみ

あまり楽しみではない

まったく楽しみではない

<高学年・中学生> 授業について、質問します。

教科( )

- 1 「知りたい」や「できるようになりたい」という気持ちで授業に参加していますか。  
いつも「知りたい」や「できるようになりたい」という気持ちをもって参加している  
「知りたい」や「できるようになりたい」という気持ちをもって参加していることが多い  
「知りたい」や「できるようになりたい」という気持ちをもって参加することは少ない  
「知りたい」や「できるようになりたい」という気持ちをもって参加することはない
  
- 2 授業中に「なぜ?」「どうして?」という疑問をもちましたか。  
いつももっている  
疑問をもっていることが多い  
あまり疑問はもっていない  
授業中には疑問はもっていない
  
- 3 問題や課題を自分の力で解決しようと思いましたか。  
いつも解決しようとしている  
解決しようとしていることが多い  
あまり解決しようとはしていない  
まったく解決しようとはしていない
  
- 4 自分の考えを友達やクラス全体に伝えてみましたか。  
いつも伝えている  
伝えていることが多い  
あまり伝えていない  
まったく伝えていない
  
- 5 周りの友達の考えもよく聞きながら、よりよい答えを考えましたか。  
いつも聞きながら考えている  
聞きながら考えていることが多い  
聞きながら考えることはあまりない  
聞きながら考えることはない
  
- 6 (単元の)学習の最初の頃に比べて、勉強が面白くなってきましたか。  
面白くなってきたとすごく思う  
ある程度面白くなってきたと思う  
面白くなったとはあまり思わない  
面白くなったとまったく思わない

7 (単元の)学習の最初の頃に比べて、勉強面で自分は成長してるなと感じますか。

すごく成長していると感じる

ある程度成長していると感じる

成長しているとあまり感じない

成長しているとまったく感じない

8 次の勉強が楽しみですか。

とても楽しみ

楽しみ

あまり楽しみではない

まったく楽しみではない

## 会 議 録

会議の名称		令和 3 年度(2021 年度)第 3 回つくば市総合教育会議			
開催日時		令和 3 年(2021 年) 8 月 23 日(月) 13 時から 14 時 15 分まで			
開催場所		つくば市役所 5 階 庁議室			
事務局(担当課)		総務部総務課			
出席者	委員	五十嵐市長、森田教育長、柳瀬教育委員、倉田教育委員、和泉教育委員、成島教育委員			
	事務局	《総務部》篠塚部長 《総務課》沼尻課長、高野課長補佐、鈴木主任、和田主事 《教育局》吉沼局長、貝塚次長 《教育総務課》笹本課長、山岡課長補佐、小野村係長、 武田主査 《学び推進課》横田課長 《総合教育研究所》山田参事兼総合教育研究所長			
	オブザーバー	《財政課》森田課長、馬場課長補佐			
	公開・非公開の別	公開	非公開	一部公開	傍聴者数 6 名
非公開の場合はその理由		-			
議題		学校現場における人的ニーズについて			
会議次第	1	開会			
	2	市長挨拶			
	3	議題 学校現場における人的ニーズについて			
	4	閉会			

< 審議内容 >

事務局：ただいまから、令和 3 年度第 3 回つくば市総合教育会議を開催いたします。本日はお忙しいところを御出席いただき、誠にありがとうございます。開催にあたりまして、市長の五十嵐から御挨拶申し上げます。

市長：これまで、繰り返して学校現場における人的ニーズということを議論してきた、先生たちは忙し過ぎるのはもう間違いないだろうという中で、それをどうすれば改善できるかという議論をしてきています。文科省の基本的なカリキュラムが根本的に変わってもらわないといけないわけですが、なかなかそれは期待できそうもないので、前回の議論で、そもそも一日中授業に出続けていて、自分の他の仕事をする余裕がない先生がどれくらいいるのかとか、そういうデータのデータを出してもらおうということにしました。それを基に、ではどこが支援として必要なのかということを考えていくという回にしたいと思っています。もう一つ、教育大綱の実践については、集計や分析に時間がかかるということなので、今日はなしにしまして、学校現場における人的ニーズについての集中的な議論という形にしたいと思っています。感染者数もかなり多い状況の中で、換気に十分注意をしながらやりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

事務局：本日の会議は午後 2 時 15 分までを予定しております。委員の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクの御使用をお願いいたします。それでは、ここからの進行は市長をお願いします。

市長：では、事前に皆様にも資料が送付されていると思いますが、事務局から今回の資料について説明をお願いします。

事務局：学び推進課です。学校教員の一日の流れを資料にまとめました。小学校低学年、小学校中高学年そして中学校に分けて、一日の流れの中で、担任以外に依頼したい時間が 1 週間のうちに何分ぐらいあるのかということを書き出しました。やはり、今まで御協力いただいていた学校サポーターがかな



り有効ということで、学校サポートの欄もそちらに入っています。学校サポーターは県の事業ですが、今年度でなくなるということで、ぜひこちらを今と同じような形でできたらというふうに思うのですが、担任と、あと、学校全体でどれぐらいの時間が必要かということをもとめましたので、御覧いただければと思います。特徴としては、小学校低学年は、基本的には先生の空き時間は全くありません。朝来てから帰りの会までずっと学級に寄り添っているような形になります。小学校中高学年になると、教科担任等が入りまして、空き時間が 1 日に 1 時間ないし 2 時間程度ある日があります。なお、専科教員ということで、資料には欄を作っていますが、専科教員は市内で 7 校ということで、全校に配置されているわけではありません。また、TT も 14 校ということで、こちらも全校ではありませんので、この二つはない学校もあるということになります。最後に中学校については、教科担任になり、空き時間がやはり 1 日に 1 時間ないし 2 時間ということですが、例えば出張者の代わりに授業に出るとか、あるいは生徒指導等に充てられることがあります。中学校の特徴としては、放課後に部活動があり、16 時 45 分の段階でまだ部活をやっている状況であるということで、実態がお分かりいただけるかと思います。説明としては以上です。

事務局：続いて、資料 2 について説明いたします。前回の会議において成島委員から学校サポーターの重要性について御指摘をいただき、今回、学校サポーターについての資料を出させていただきました。学校サポーターは、新型コロナウイルス感染症への対応として、学級担任等の支援を目的として、令和 2 年度半ばから茨城県で配置しています。資料 2 を御覧ください。こちらは令和 2 年度の実績になりますが、全ての学校に 48 名の学校サポーターを配置し、消毒作業が 33 名、児童生徒への学習支援は 39 名、教材準備等に、38 名従事いただいております。また、休み時間の見守りや文書事務、事務の補助だけではなく、配慮を要する児童の見守りといったことにも、学校サポ-

ターの適性に依りて様々な学校業務に関わっていただいております。茨城県での学校サポーターの配置については今年度で終了となりますが、学校サポーターの評価はかなり高く、多くの学校から配置の継続や勤務時間の拡大等の希望が挙がっている状況です。続いて資料3、学校サポーターの配置計画を御覧ください。こちらは資料1、学級担任の基本的な日課を参考に作成しました。まず小学校については、低学年中学年高学年、いずれも、担任以外に依頼できる業務が週に300分あり、その内180分依頼できるとした場合になりますが、学校当たり、3時間掛けるクラス数、また、学校として行う環境整備、消毒作業等、こちらの3時間を合わせて、学校として教員以外に依頼できる総時間とし計算させていただいたのが の時間になります。そして、学校サポーターについて、1日4時間、週20時間で任用する場合に、何名必要になるかということで積算しました。中学校についても1学級当たり2時間として、同様な形で積算しています。このように積算しましたが、基本的にはほとんどの学校で必要な人数は2名以上となってくることから、下限を2名として設定させていただきました。また、学校の労務管理といった負担を考慮して、上限についても4名ということで設定し、更に県費教職員の配置調整を反映させた形で の人数を試算結果として提出させていただきました。説明は以上です。

市長：説明いただきましたが、資料1についてもう少し具体的に説明をしていただいた方がいいのではないかと思います。赤字の部分が、学校サポーターに頼めるだろうということですね。例えば、資料1の低学年の一日の流れでいうと、8時15分のところに採点業務というのがあって、15分とありますが、その先の、分母の方は15週ということですか。

事務局：分母と分子の意味は、担任以外に依頼できる業務が週に15分ある内の15分をお願いしたいということです。

市長：朝の採点業務は週に15分あって、それは学校サポーターがやってくると

様式第 1 号

いいだろうということですね。登校指導、教室環境というのはもう少し具体的に言うとどういうことですか。

事務局：朝の交通指導ですとか、子供たちが教室に入る前の簡単な清掃であるとか、そういった内容です。

市長：それも週に大体 20 分くらいあって、その内の 20 分をお願いできたらということですね。毎日で言うと 4、5 分ということですね。ICT 機器準備はどういった内容ですか。

事務局：授業前に ICT 機器を準備することがありますが、担任だけだと大体週に 50 分くらいかかるところ、30 分くらいをお手伝いしていただけたらいいかなということ。例えば電子黒板とか、それ以外の ICT 機器を準備する時間ということ。です。

市長：1 日当たり 10 分くらいかかっているということですね。どうして 1 時間目と 2 時間目の間なのですか。

事務局：この資料では、2 時間目に ICT 機器を使うという想定で、便宜的にそこに入れています。

市長：昼休みの見回りはどういう内容ですか。

事務局：昼休みは、通常は先生方が分担して見回りをしていますが、全部で 80 分の内 25 分くらいをお任せできたらということ。です。

市長：1 日当たり 16 分見回りをしてしているということですか。

事務局：そうです。

市長：その内の一部というのは、どういう使い分けになるのですか。

事務局：分担の中の一つに組み入れるということで、例えば何曜日と何曜日はお願ひするといった形になるかと思ひます。

市長：結論として、300 分の内 180 分を依頼したいということですが、この分母と分子の差はどう見たらいいですか。地域のボランティアに頼むのか分かりませんが、予算も限られるだろうから、180 分まではといったところ。です。

か。この差に根拠はありますか。

事務局：すべての業務を学校サポーターに依頼する場合には、クラス数に近い学校サポーターが必要になりますので、業務の一部をお願いできればというところで、180分と想定させていただきました。

市長：これについて正解はないでしょうからね。それが1クラス当たり180分ということですね。学級数掛ける180分が必要で、そのほかに学級の担任とは切り離れたところで消毒や配布物印刷、配布の業務があって、教頭先生がやっている環境整備というのは草刈りみたいなことですかね。

事務局：そうです。

市長：それがそれぞれ、低学年版、中高学年版、中学校版とあるということですね。この内容について、質問や確認したいこと、意見があればお願いします。

和泉委員：例えば小学校低学年だと週当たり180分をお願いしたいということですが、実際の作業は朝から下校まで終日拘束することになると思いますが、そこはどう考えたらいいですか。

事務局：現在は、9時出勤、15時退勤となっていますが、複数人をお願いする場合には、例えば時間をずらして、1人が8時からお昼で、もう1人が13時から17時と時間をずらすことによって対応は可能かと思えます。今は1人しかいないので、どうしても朝や夕方の業務をお願いしづらかったのですが、複数人にすることによって対応可能かなと考えます。

和泉委員：そうすると、毎日必ず2名必要ということですね。

事務局：基本的に2名ずつ、週20時間ということで想定しています。

市長：最低2名ということですよ。

事務局：そうです。

成島委員：現在の学校サポーターはどのように募集されましたか。

事務局：現在配置されている学校サポーターについては、基本的に学校の方でお願いできる人を探して、任用につないでいると聞いております。

様式第1号

市長：県の学校サポーターは時給幾らですか。

事務局：1,093円です。

市長：大学生の教員志望の方もいれば、地域の方みたいなケースもあると思いますが、他にはどういうケースがありますか。

事務局：元教員の方であったり、講師までは時間的に制約が厳しくても学校サポーターでお手伝い程度だったらぜひやりたいという方がいらっしゃいます。

和泉委員：確認をさせていただきたいのですが、学校サポーターと学校生活サポーターは別の職種になりますか。

事務局：名前は似ているのですが、別の職種です。

和泉委員：他には、特別支援教育支援員や理科支援員、図書館司書教諭補助員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの方がいると思いますが、その内有償ボランティアなのは学校生活サポーターだけですか。

事務局：学校生活サポーターだけが有償ボランティアで、それ以外は会計年度任用職員です。

柳瀬委員：学校サポーターはそもそも新型コロナウイルス対策として県の方で配置したということですが、新型コロナウイルスが収束していない中で学校サポーターが削られるというのはどういうことなのでしょう。

教育長：予算の確保ができなくなったということですね。

柳瀬委員：これは県の独自事業ですか。

教育長：当初は国の交付金を活用して県が始めたのですが、その交付金は使えなくなったという話を聞いています。

柳瀬委員：これは復活予算の折衝に値するのではないかなと思います。

教育長：県の教育長協議会としても、ぜひ復活をお願いしたいと要望はする予定です。

柳瀬委員：県からの補助がなくなるということで、プラスマイナスの部分が少

しよく分からなかったのですが、県の部分を市が賄った上にプラスアルファにする計画ということですか。

事務局：現状は各学校 1 名で、計 48 名です。それが、先ほどの試算でいきますと各学校 2 名から 4 名になるということです。

柳瀬委員：およそ 2 倍の人数が確保できる計画ということですね。

事務局：そうです。

市長：県は上限も 15 時間ですよ。今回の計画では 20 時間にしているので、時間数で言ったら、結構増えていると思います。

倉田委員：学校サポーターについては、その日の仕事の内容がスケジュール表などで明確化されているのでしょうか。それとも、その日その日でやることをお願いする状況なのでしょうか。

事務局：昨年度と今年度で少し違うのですが、学校サポーターが始まった当初は、学校のニーズや学校サポーターの特性に合わせて、できることを徐々に決めた経緯があります。ですので、先ほどの資料 2 の中で、 から の業務を県の方で想定しているのですが、実際には から に当てはまらない業務があります。今年度については、昨年度から継続されている方はそのまま学校のニーズに合わせて働いていただいております。新しい方に変わった学校に関しては、またその方と打合せをしていると思います。時間の割り振りについては、私が勤務していた学校では 1 日 3 時間で週 5 日来る方や 1 日 5 時間で週 3 回の方がいましたが、学校の状況に合わせて業務の時間割のようなものを作っておいて、空いている時間に簡単な仕事をお願いするという状況でした。

柳瀬委員：先ほど、各学校で学校サポーターを探したということでしたが、学校のニーズに合わせて探したということですか。

事務局：私が勤務していた学校では、会計年度任用職員の方などに聞いて探した状況でした。

柳瀬委員：公募という形はとらなかったのですか。

事務局：公募はしませんでした。

市長：財務部からも、確認したいことがあればお願いします。

オブザーバー：資料 3 の読み方を確認したいのですが、1 番の栄小でみますと、各学級数に対して 3 時間、プラス学校全体で清掃などの業務で 3 時間、総時間として 36 時間ということですね。の学校サポーターの週勤務時間数というのは、1 日 4 時間を想定して、週 20 時間。総時間数を週勤務時間数で割ったものが必要人数ということで 1.8 になり、それを繰り上げて 2 人ということですね。次の上限下限というのは、4 人を上限とするか、2 人を下限とするかの調整を入れて、右端の県費職員数との調整値というのは、例えば 44 番の学園の森義務教育学校前期で見ますと、の学校サポーター必要人数積算が 8.3 ですので、繰り上げると 9 人で、県費職員数との調整がマイナス 4 とありまして、それを上限の 4 に合わせるための調整値とあります。右端の県費職員数との調整値というのは、現在県費で入っている方の人数ということで考えてよろしいでしょうか。

事務局：こちらについては、加配とかではなく、クラス数が多い学校に対し、担任外等で配置されている県費職員の数です。例えば、44 番の学園の森義務教育学校の前期ですと、担任外等で 4 名配置されているので、その分はサポーターの必要人数積算に算出された 9 人からマイナスしています。

市長：県費職員は学校サポーターと同じようなことをしているということですか。

事務局：基本的には、授業を教えられるような先生が配置されています。

市長：そうすると、学校サポーターの議論とは別な気がしますが、ここの積算に反映しているのはどういう整理ですか。

事務局：担任外で県費職員が配置されていることで、担任の先生の隙間時間を作れていると考えました。

市長：県費職員が授業やっている分は、他の学校では休めないけど、この学校では休めているという計算ということですね。

事務局：先ほどの発言の中で、訂正をしたいと思います。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校生活サポーターについて、会計年度任用職員と説明しましたが、正確には謝礼という形で支払っています。また、学校サポーターの金額についても、1,093円と説明しましたが、正確には1,000円となります。

市長：学校生活サポーターは何をしているのですか。

事務局：学校生活サポーターは中学校に配属されていまして、基本的には思春期特有の悩みを聞いてもらったりとか、学習の支援をしたりといったことが学校生活サポーターの役割です。

市長：全ての中学校に配置されているのですか。

事務局：全ての中学校に2人ずつ配置されています。

市長：どういうバックグラウンドの方が学校生活サポーターになるのですか。

事務局：元教員の方や、一般の主婦という方もいらっしゃいます。

市長：少し別の議論になってしまいますが、スクールカウンセラーも圧倒的に足りてないと思っています。スクールカウンセラーが入ることによって担任の業務もある程度軽減されるというか、非常に重たい1件の案件があるだけで、担任の業務負担は非常に増えると思います。重たいものを投げ出すわけではないのですが、専門家がしっかりケアできるような体制を作るといっても同時に必要だと思います。

柳瀬委員：スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーについては、市費の職員も入っていますよね。前回の会議資料で、スクールソーシャルワーカーは市費が3人、県費は随時派遣と書いてあります。スクールカウンセラーは市費が2人、県費が12人ですから、既に市の職員としても入っているわけですね。



事務局：そうです。スクールソーシャルワーカーに関しては、今年は市費で3名おり、県費は随時派遣ということで、市費のスクールソーシャルワーカーの方が非常に活用しやすくなっています。学校では市費のスクールソーシャルワーカーを使うケースがほとんどだと思います。

柳瀬委員：その部分についてはやはり専門性が高いので、おそらく今後徐々に私費で賄わなければいけなくなるのではないかなと思います。学校サポーターについての全体的な感想としては、多岐にわたる業務に就いていて、学校支援員、学校管理員がやる仕事、給食配膳員、挙げていくと、授業以外は何でもお手伝いしますというのが学校サポーターで、かなり有効ではないかなと思います。それから、仕事が限定されていないので、学習指導までできるとすると、学校のニーズに非常に合うのではないかなという感想を持ちました。ITはもちろん必要でしょうけれど、学校サポーターで様々な業務が賄えるのであれば、ここに力を入れるべきではないかと考えます。ただし、どうやって人材を確保するかというときに、特別教育支援員にお願いしましたとか、あるいは学校管理員にもう少し時間を増やしてくださいとか、そういう形にしまうと、学校に新しい人材がなかなか入ってこない状況になってしまうのではないかと危惧します。学校インターンシップのような形で、教員を志望する大学生などが入ってくると、人材発掘という意味では非常にいいのではないかなと思いました。

市長：私も、大学生が入るのはいいなと思ったのですが、時間に余裕のある学生じゃないとしっかり入れないと思いますが、その辺りはどうですか。

事務局：やはり学生ですと、学年によっても勤務できる時間が限定されます。通年で同じ時間となると、難しい部分はあるかと思います。

市長：今は、こういう大学生の方たちはどうやってシフトを組んでいますか。

事務局：週15時間だと融通がきくので、お願いしやすい部分はあったと思います。

市長：これが週 20 時間になると、1 日の時間を長くして、授業がない日にしっかり入ってということもできるのかもしれないですが、シフトの組み方は大変になるでしょうね。もう一つ懸念材料としては、教員志望の学生が学校現場を見て嫌になってしまわないかという心配も少しあるのですが、逆に自分が教員になっても学校サポーターが採点やってくれるとなれば安心するかもしれませんね。

和泉委員：今日の会議のためにいろいろ資料を見て考えている時に、とりあえず最初のゴールとしては、必要最低限のラインを決めることかなと思いました。そのラインを決めるときに、人数と内容、時間が必要になるのかなと考えました。人数は細かな積算をさせていただいているのである程度見えているのかもしれませんが。内容については、本当のニーズは何だろうと考えてみて、専門性のあるスペシャリストがより必要なのか、それとももう少し一般的な、ジェネラリストというか、見守りなど、資格がなくてもできる人が必要なのか。両方欲しいのは当然なのですが、優先順位をつけなくてはいけない中で、2 月の懇談会の記録などや私がまだ教育委員ではなかった第 1 回目の懇談会の記録を読んで振り返ってみると、やはり見守ってくれるだけでもいいとか、ジェネラリストの方がまず欲しいと感じました。特別支援員が担当する児童生徒や不登校の子とかは、何となく可視化されて先生がつくようになってきているように感じますが、すごく気がかりなのがグレーゾーンの方で、教室には座ってはいられるのだけどすごく無気力とか、ものすごくやる気がないとか、突如出てっちゃうという子がいて、そういうときに教室の中で先生が一人だとどうにもならないという状況になるのかなと思いました。ですので、選ばなければいけない状況の中では、学校サポーターに優先順位を置いていくのがいいのかなと私は考えました。資料 3 は、県の事業が終わるので来年度からの代替案ということですよ。これがミニマムで必要と理解していいですよ。

オブザーバー：財政課なので水を挟むような話をしてしまうかもしれないのですが、資料 3 で言いますと、 の必要人数積算を単純に合計すると 105 になります。全体的に、1.1 のところが切り上げで 2 になったりということで、一番右端の県費職員数との調整値でマイナス 24 があるので同じくらいの数字になっているのですが、必要人数積算と県費職員数との調整値で見れば、最低限ということであれば 80 人くらいとか、そういった形で調整をつけるかどうかという余地は残っているかと財政課としては考えております。

市長：私もこの切り上げ切り下げが気になったのですが、時間数で見る必要があるのかなとは思っています。資料 3 の 、2,106 時間に対する掛け算なのかなという感じはしますね。

成島委員：まずは、学校サポーターの存在は続けた方が絶対にいいという思いと、やはりお金をもらうことで責任を持って働けるということや、年間を通して働くことで生徒と顔を合わせたりする中で生まれる信頼関係もあると思うので、固定した採用は望ましいと思います。資料 2 の要望の中で、人材リストを市で作ってくるとありがたいみたいなものがあったのですが、そもそも学校サポーターという存在を知らなかったですし、公募していたわけでもなかったというのが、何か裏でこそそこそ知っている人同士で決めたような感じがして、公募すれば地域に密着した方でパートタイムと同じような時間帯で給料が発生するのであればやりたいという人はたくさんいるような気がするので、公募して面接して採用という形に持っていけないのかなと思いました。

倉田委員：私も学校サポーターのような、授業外の活動支援の増員が必要かなと思っています。授業に関しては、私は教科担任制の拡大と人員の増加というのはあってもいいのかなと思います。茨城県は小中両方の免許を取得することを奨励していますので、専門性を生かせるという意味では、そういうことを拡大していくことによって、授業の効率化と時間数を減らすことができ

るのかなと思います。加えて、私が勤務していたときに制度改革して欲しいと思ったのは、体験学習の補助です。これは、宿泊を伴うものは、支援員は行けないのです。ですから、例えば特別支援関係とか、車椅子などで補助の必要な子供に関しては保護者に一緒に行ってもらうことになります。その辺りの制度改革は文部科学省が考えるべきものだとは思いますが、そういった採用の枠の拡大や柔軟性というものを考えていただければいいと個人的には思っています。

教育長：本当に皆さんおっしゃる通りだと思います。平たく皆の時間を減らすためには学校サポーターのような、様々な業務を助けてくれる人というのは必ず必要だなと思います。採用方法については、去年始まったのは本当に急な話で、学校サポーターを雇っていいですという話が急にきて、すぐに使える人を探すには公募するといった余裕がなかったというのが実情です。今年もやるのかどうか分からなかった中で、急に連絡が来て、見通しのない中で雇用だったので、そういう意味では非常に苦しかったです。ですから、市で確実にこういう職を作るということになれば、公募して進めることが可能になるのではないかなと思います。ただ、今後コミュニティスクールを行う上でも考えなくてはいけないのは、やはり地域の人にこういうものになってもらうといいのではないかなというのをすごく感じています。また、倉田委員が仰っていたように教科担任をこれからしっかり国や県としても整えて欲しいというのは何より思うことなのですが、これについて県の方は少しでも進めたいと言ってくれていますので、まずはそれに期待したいなと思っています。また、柳瀬委員が仰ってくれたように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーという特別なときに発生する仕事を助けてくれる人というのは、これは本当にありがたいです。この方たちがいないと先生の心の面でも本当に困ってしまいます。ですので、学校サポーターのような皆の仕事平たくする人と、特殊事情を助けてくれる人というのができれば両方

いていただければありがたいなと思います。

市長：皆さんの仰っていることで、基本的にはその通りだと思っていて、おそらく整理をすると3種類なのかなと思います。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの有資格でないとできない、いわゆるスペシャリストと、学校サポーターのジェネラリストですよね。学校サポーターは何でも屋さんとして先生たちのニーズにテキパキ応えてくれて、有給でシフトを組んでコミットしてくれる人というのを、今学校ではとても必要としていると思います。そして、3種類目としてはやはり地域のボランティアなのだと思います。ただし、こういった有給の人とボランティアの人を混ぜるとすごく難しいのが、最初は上手くいっても、なんであの人達だけお金もらっているのというような話になってしまうと思うので、そこはやはり仕事を分ける必要があると思うのです。ですから、地域のボランティアの人たちにやってもらうのはどこの部分で、今回、学校サポーターとして予算を付けるのであれば、その人たちは例えば採点とか体温確認とか明確に業務があるわけです。地域のボランティアもこれから学校で募集をしていく必要があるわけですが、その人たちに何をやってもらうのかという整理をした上で募集をかける必要があると思います。ただし、せっかく学校サポーターを有給で雇うのに、仕事内容に制約をかけてしまうと、かえって使いにくいものになってしまうかもしれないという辺りで運用は難しい部分もあります。ですが、間違いなく今の段階で学校の先生達の業務を減らすという意味では、学校サポーター、名前は県の事業のものなので別の名前にしてもいいのですが、そういう人たちが学校にいて、掲示物を貼るとか、宿題を確認するとか、そういうことにすごく時間を取られていると思うので、本当に必要だと思いますね。そういうことを含めて考えると、やはりスペシャリストも全然足りていないというのが、いろいろな先生たちから聞いている声ではあって、例えば3人しかいないからなかなか相談できる時間が回ってこないということが

ある。多分、教育局でも回りきれていない実感はあると思うのですが、その辺りも本当は一緒に考えていかななくてはいけない部分ですよ。財政面では厳しい部分もあるとは思いますが、むしろ今まで予算がついていないことがおかしいのだと思っていて、そこはよく協議する必要があると思います。ここまでで財政課としてはどうですか。

オブザーバー：財政課です。お話を聞かせていただきましたが、我々としては、予算を作る際にどういう作り方をするかと言いますと、まずは予算のフレームを固めます。その中で、新型コロナウイルスの影響がある中で歳入がどれだけ見込めるかというのが昨年から非常に大きな課題になっております。予算は全体を通して考えなければなりませんので、例えば、少し余分に確保したいであるとか、これがあつたらいいよねというのはなかなか予算を付けづらい状況になっています。そういったところで、財務的な話になってしまうのですが、今後見ていきたいと考えております。

市長：私が聞いている話をしてもしょうがないのですが、やはり学校現場にとってはいればいるほど助かるというのは確かにあると思うのですが、最低限必要な人たちもいないという状況はやはりまずいと思うのです。ですから、新しく予算を付けるというのはすごくハードルが高いことはよく分かりますが、本来はもっと早くから付いていなくてはいけなかったし、こういう議論をしなくてはならなかったということですので、ぜひ今後も考えてもらえればと思います。曖昧になると良くないのですが、資料3で1.1が2に繰り上げになっているところもありますが、どう考えましょうか。

事務局：先ほど財政課からの話もありましたが、1.1と言っても、人ってやはり割り切れないのです。ですから、1.1になれば、それはもう2人ということですよ。財政が厳しいのは十分承知の上ですが、中途半端に予算が付いてもそれはそれで配置がおかしくなってしまうので、やはりこういう計算結果の下で御理解いただいて、対応いただければなというのがこちらの思いです。

市長：逆に、県費職員の配置で実際負担が減っているのならいいのですが、3.9のところは2になっていると少し心配に思いますけど、大丈夫と判断しているということですね。学校サポーターについては、この先は財務部との折衝ということで個別に進めていただいて、総合教育会議の総意としては、この107人というのは必要な人数ということで伝えていいですか。

オブザーバー：総時間数 2,106 時間のシフトで対応できるかというのをもう一度考えていただきまして、どうしても2人組の必要があるということであれば、107人にするしかないと思います。

市長：ありがとうございます。当然議会もある話なので、ここで決まったことが全てではないですので、そこは御理解いただきたいと思います。それと、やはり同時に気になっているのが、いろいろ課題がある家庭などでのスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが足りないという話を聞くのですが、実態を共有していただけますか。

事務局：スクールソーシャルワーカーに関しては、現在、市内に3人で対応しています。スクールソーシャルワーカーは各学校から相談を受けて対応するのですが、先ほども少し触れたように、市費のスクールソーシャルワーカーの方が非常に活用しやすくなっています。必要な書類も極力少なく、学校からお願いしやすいということです。一方、県費の方をお願いする場合にはいくつかの書類があったり、結構ハードルが高いということで、実際のところはほとんど市費の3人をお願いしているような状況です。

市長：具体的にどういう業務をやっているとか、どれくらいのペースでどういう人がやっているかということをお教えいただけますか。

事務局：スクールソーシャルワーカーの最大の特徴としては、家庭訪問ができるということです。スクールカウンセラーなどは家庭訪問ができないのですが、スクールソーシャルワーカーは家庭まで行って、関係機関とつなぐことができるというのが最大の特徴です。学校関係者では会いづらい子でも、

スクールソーシャルワーカーは学校関係者ではないので、非常に会いやすいということもあり、第三者的な立場での対応として、非常に学校としては助かっているという話をいただいております。

市長：3人で足りているのですか。

事務局：数的には、足りてはいないのでしょうか。

市長：どれだけ不足しているのかを具体的に言うと、例えば学校からの依頼に対してどれくらい対応できているとか、依頼数に対して待機がどれくらいあるとか、そこまですぐには出ないかもしれませんが教えてください。

事務局：今は手元にデータがありませんが、調べればお示しできると思います。

市長：依頼方法としては、学校から一旦教育局に依頼をして、教育局からスクールソーシャルワーカーにつないでいるのですか。それとも、学校から直接依頼するのですか。

事務局：学校から直接依頼できます。

市長：そうすると、利用実態は各学校に調査をかけないと出てこないですか。

事務局：どれくらい申し込みがあってどれくらい対応しているのかは残してあると思いますので、後で確認させていただきます。

市長：スクールソーシャルワーカーの方々は、専業でやっているわけではなく、依頼があったら対応するという形ですか。

事務局：つくば市だけではなく、他市町村のスクールソーシャルワーカーを兼任している場合もあります。週何日間はつくば市で、それ以外は別の市という形です。

市長：契約形態はどうなっていますか。依頼に対して、その都度謝礼が発生するのですか。

事務局：今手元に資料がないのですが、確か対応できる日が決まっていて、その中での対応という形だと思います。

市長：私は、本来はしっかり雇用することが大切なのではないかと思うのです。



こういうものをパートタイムにしているが故に生じている無駄なコストは多いとっていて、発想を変えなければいけないとっています。

柳瀬委員：スクールソーシャルワーカーについて事例を挙げると、不登校でフリースクールに通いたいという生徒がいました。その際に、フリースクールがどういう活動をしているかということ、学校からスクールソーシャルワーカーに調査を依頼した事案がありました。ですが、スクールソーシャルワーカーはたくさんの案件を抱えてすごく時間がかかり、予約をしなければいけないということでした。その時間がもったいないので、直接生徒がその内容について学校に報告したということがあったのです。ですから、実際にはニーズはたくさんあるのだけど、十分に動けてない。でも、不登校やフリースクールに通っている子供たちからすると、スクールソーシャルワーカーを待っていると間に合わないです。学校の方はスクールソーシャルワーカーに期待しているけれども、もう実際には学校が動かないと、子供たちにすごく不利益を被ると感じます。

市長：スクールソーシャルワーカーが無意味というのではなく、人数が足りていなくて忙し過ぎるから機能していないということですね。本当にそういうのは私も聞いている話であり、そういうところに投資をしないことによって、どんどん問題が大きくなっていくことがあるわけですね。そうならないように、ここに投資しないといけないと思います。ですので、財政課もいるところでしっかり問題意識を共有して、感覚的な議論ではなく今回のようにデータで出してもらって、どれくらい入れればいいかということ議論したいと思います。第三者がいるというのはすごく大切なことで、前任の教育委員の小野村さんが仰ってましたが、アドボケーターという、間に入るような存在をもっと増やしていくことで保護者の方も一旦怒りが収まったりするケースはあると思うのです。問題がこじれてしまうと、先生が対応しても上手くいかなないケースが多いと思うので、早めにケアできることによって、先

生がその 1 案件にかかりっきりになって仕事が全くできないような状況にならないようにしなくてはいけないということですね。そういう意味で、先ほど和泉委員も仰ってましたが、やはりスペシャリストとジェネラリストは両方必要だと思います。

柳瀬委員：ただ、専門職なので単価は高いですね。

事務局：今確認しまして、1 時間当たり 5,000 円で、活動時間は 1 日 6 時間で年間 44 日という契約になっています。ですので、週 1 日程度の勤務ということになります。

柳瀬委員：それで市内全域をカバーするということですね。

事務局：そうです。

教育長：3 名のうち 1 人は 2 人分をやっているのですが、契約としては 4 人分としてのカウントとなっています。

柳瀬委員：先ほどの学校サポーターと比較すると、経費はかかります。

市長：経費はかかるけれど、家庭まで入っていけるという専門性はありますよね。今の 5,000 円というのはどこからきた数字ですか。

教育長：県が雇用しているスクールソーシャルワーカーに合わせています。

事務局：すみません、先ほどの数字はスクールカウンセラーのものでした。スクールソーシャルワーカーは 3,500 円で、活動時間は 1 日 6 時間で、年間 91 日です。ですので、週 2 日程度ということになりますので訂正させていただきます。

市長：今の児童生徒数は何人ですか。

事務局：約 2 万人強です。

市長：それを 3 人で週 2 回では大変ですね。その辺りは、やはり数字を基に議論しましょう。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの二つで言うと、どう使い分けて考えていますか。

事務局：スクールカウンセラーは直接子供たちに話を聞いたりして、気持ち的

に寄り添うという場面が非常に多くて、必要に応じて学校と連携しながら進めていくという形です。スクールソーシャルワーカーは外部とつなぐということで、役割的には違っているとらえています。

市長：今足りていないのはどちらですか。

事務局：どちらも足りていないと思います。スクールカウンセラーもかなり先まで予約が埋まっていて、一回逃すとすごく先になってしまうという状況です。

和泉委員：スクールソーシャルワーカーは家庭訪問ができるということで、保護者ともつながるということですよね。スクールカウンセラーはどうですか。

事務局：スクールカウンセラーは基本的には学校で相談業務を行います。学校で保護者に対して相談業務をすることもありますし、子供から直接相談を聞くこともあります。

和泉委員：何か生活に関わることについてはスクールソーシャルワーカーが対応するという棲み分けなのですか。

事務局：スクールカウンセラーは子育て中の悩みであるとか、子供の学校生活上の悩みというものがメインです。スクールソーシャルワーカーは、外部機関である児童相談所につながなくてはいけない案件であるとか、警察や児童相談所、福祉施設などと連携を組まなくてはいけない事案が入ってくるので、深刻さはより深いのではないかと考えます。

市長：予算的な位置付けとしては福祉ですよ。学校には学習機能と福祉機能があるとすれば、当然その福祉機能を果たす必要があるわけです。スクールソーシャルワーカーの重要性は非常に大きいと思いますよね。

和泉委員：教育委員会の会議でもお聞きしたいなと思っていたことがありまして、ヤングケアラーという言葉がだんだん知られるようになってきましたよね。教育と福祉がまさに重なっている部分で、どちらも関わらなくてはいけないことですが、そもそもつくば市では把握できているのかどうか。スクー

ルソーシャルワーカーが非常に大事というか、この方々がいないとヤングケアラーのことも見出せないのかなと感じました。

市長：ヤングケアラーは議会でも問題視してくれている方がいますね。

教育長：市としては、ヤングケアラーを具体的に把握はできていないのです。

国では一回調査を行っているのですが、つくば市にどういう方が何人いるといった細かいフィードバックがなかったので、今はっきりとは把握できていない状況です。しかし、今後はそういったことに気をつけていかなければならないので、把握の仕方もなかなか難しいのですが、どのような把握の仕方があるのだろうかということの研究している段階です。

市長：当事者側にヤングケアラーであるという自覚がないケースが存在することがこの問題の難しいところで、ただの手伝いとは違うという部分を理解してもらった上で調査をかけない限り、実態は見えてこないのですよね。その辺りの定義付けをするしかないですね。でも、これは人権や命に関わる非常に重要な問題ですね。

時間になりましたが、予算編成の時期が近づいてきているので、大変でも少しペースを上げて先ほどのスクールソーシャルワーカーの件と、併せてできればスクールカウンセラーの件も議論していきたいと思います。この辺りが、担任の先生が時間を取られている部分の多くを占めているのではないかと思います。次回の開催日は決まっていますか。

事務局：次回は 9 月 27 日、10 時 30 分から 12 時の予定となっています。

市長：財政課としては、いつ頃まで必要ですか。

オブザーバー：予算要求の時期は 10 月中旬となっています。

市長：あと 2 回か 3 回は議論が必要になるかもしれませんが、まずは次回、9 月下旬にやりましょう。その上で必要があれば、追加でやりましょう。

事務局：以上をもちまして、本日の会議は終了となります。皆様、本日はお忙しい中ありがとうございました。

様式第 1 号

以上

# 令和3年度(2021年度)第3回つくば市総合教育会議次第

日時：令和3年(2021年)8月23日(月)

午後1時から午後2時15分まで

場所：本庁舎5階 庁議室

1 開会

2 市長挨拶

3 議題

学校現場における人的ニーズについて

4 閉会

事務局：総務部総務課

教育局教育総務課

# つくば市総合教育会議 構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	五 十 嵐 立 青
教 育 長	森 田 充
教 育 委 員 会 委 員	柳 瀬 敬
教 育 委 員 会 委 員	倉 田 廣 之
教 育 委 員 会 委 員	和 泉 な お こ
教 育 委 員 会 委 員	成 島 美 穂

# 学校教員 1日の流れ (小学校低学年)

○ 担任以外に依頼したい時間(分/週)  
 ○ 担任以外に依頼できる業務(分/週)

依頼できる業務(分/週)

出勤	時間外	担任	TT(14校)	学校サポーター	教頭	教務主任
7:30 ~	~ 8:15	授業準備 電話対応 日直業務 ○採点業務(15/15) ○登校指導、教室環境(20/20)		令和3年度は茨城県で任用 (週15h) 1日5h 週3日の例	校舎内外の見回り 交通指導(常時) 保護者対応(欠席者、忘れ物届け)	消毒作業 職員の急な年休等により填補の計画・対応 欠席者の電話対応 来客時の駐車場確保
8:15	登校	8:15	学級で子ども迎える 連絡帳 宿題チェック ○体温確認(20/20)		交通指導 会計年度職員対応	
	朝の会	8:15 ~ 8:30	出欠確認		校内巡視	授業準備
	1		授業	出勤 9:00	保健室確認	授業
	休み時間		○ICT機器準備(30/50)			
	2		授業	授業		
	休み時間 (業間)	10:20 ~ 10:40	授業準備 連絡帳確認 見回り	授業準備	見回り (校舎内外)	
	3		授業	授業		
	休み時間		授業準備	授業準備	保健室確認	
	4		授業	授業		
	給食	12:20 ~ 13:10	給食指導	給食指導		
	昼休み	13:10 ~ 13:35	○見回り(25/80) 児童指導 教育相談 打合せ(特別支援教育支援員・図書館司書教諭補助員 ・理科支援員等)	授業準備	見回り (校舎内外) 保健室確認	
	清掃	13:35 ~ 13:50	○清掃指導(30/40)	清掃活動	見回り	
	5		授業	授業		
	帰りの会	14:35 ~ 14:45	指導			
	下校	14:45	○下校指導(30/50)			
	放課後	14:45 ~ 16:45	授業準備等、保護者へ電話 職員会議 校内研修 安全点検 ケース会議 校内支援委員会等	退勤 15:45	職員会議 校内研修 安全点検 ケース会議 校内支援委員会等	職員会議 校内研修の準備 安全点検 ケース会議 校内支援委員会等
	時間外	16:45 ~	教室環境整備 授業準備 ○採点業務(10/20) 学級・学年業務 研修・学年会 電話対応 保護者連絡 家庭訪問 日直業務(見回り、看護日誌記入)		文書処理 文書点検(修正・押印) 打合せ 出張者確認 環境整備 学校日誌記入 各日誌チェック 出退勤システム確認 学園運営委員会 学園研修 教育研究会事務	各職員からの相談対応 各職員との打ち合わせ、助言 各種文書処置 提出文書作成 出張者による填補の調整、依頼 (生徒指導案件発生時)対応協議 授業準備、成績処理

○合計 180分 / 300分

合計 180分

退勤  
18:30 ~ 20:30

勤務時間

出勤 9:00

出勤 9:00

消毒作業(60)  
学級事務補助  
配布物印刷(30)  
配布(30)  
等

文書処理  
環境整備(60)  
児童対応  
業者対応  
教室巡視  
地域対応  
PTA役員対応

検食  
文書処理  
環境整備  
児童対応  
業者対応  
教室巡視  
文書提出  
地域対応  
電話対応  
(市各課)

環境整備  
文書処理  
保護者対応

- ・自分の持ち授業
- ・管理職との打ち合わせ
- ・各種文書処理
- ・提出文書処理
- ・提案文書作成
- ・校内週案、月案作成
- ・職員会議資料整理
- ・学校行事に向けた準備
- ・各種訪問に向けた準備
- ・緊急的な児童の行動への対応
- ・緊急的な児童の怪我、嘔吐の処理
- ・若手の先生方の授業の様子見守り
- ・年休・出張職員填補の授業
- ・来客対応
- ・電話対応



# 学校教員 1日の流れ (小学校中高学年)

資料1

○ 担任以外に依頼したい時間(分/週)  
 ○ 担任以外に依頼できる業務(分/週)

依頼できる業務(分/週)

		担任	専科教員(7校)	T T(14校)	学校サポーター	教頭	教務主任
出勤 7:30~	時間外 ~8:15	授業準備 電話対応 日直業務 ○採点業務(15/15) ○登校指導、教室環境(20/20)	授業準備 登校指導 交通指導(不定期) 日直業務		令和3年度は茨城県で任用(週15h) 1日5h 週3日の例	校舎内外の見回り 交通指導(常時) 保護者対応(欠席者、忘れ物届け)	消毒作業 職員の急な年休等により填補の計画・対応 欠席者の電話対応 来客時の駐車場確保
8:15	登校	8:15 学級で子ども迎える 連絡帳 宿題チェック ○体温確認(20/20)	授業準備等			交通指導	
	朝の会	8:15~8:30 出欠確認	授業準備等			校内巡視	授業準備
	1	授業	空き時間	出勤 9:00	出勤 9:00	保健室確認	授業
	休み時間	○ICT機器準備(30/50)	授業準備等				
	2	授業	授業	授業			
	休み時間(業間)	10:20~ 10:40 授業準備 連絡帳確認 見回り	授業準備 見回り(看護当番)	授業準備		見回り(校舎内外)	
	3	授業	授業	授業			
	休み時間	授業準備	授業準備	授業準備		保健室確認	
	4	授業	授業	授業			
	給食	12:20~ 13:10 給食指導	給食指導	給食指導			
	昼休み	13:10~ 13:35 ○見回り(25/80) 児童指導 教育相談 打合せ(特別支援教育支援員・図書館司書教諭補助員・理科支援員等)	見回り(看護当番) 児童指導	授業準備		見回り(校舎内外) 保健室確認	
	清掃	13:35~13:50 ○清掃指導(30/40)	清掃指導	清掃活動		見回り	
	5	空き時間 填補や生徒指導に充てられることがある	授業	授業			
	6	授業	空き時間				
	帰りの会	15:30~15:40 指導	授業準備				
	下校	15:40~ ○下校指導(30/50)	下校指導				
	放課後	15:40~ 16:45 授業準備等、保護者へ電話 職員会議 校内研修 安全点検 ケース会議 校内支援委員会等	授業準備等、 職員会議 校内研修 安全点検 ケース会議			職員会議 校内研修 安全点検 ケース会議 校内支援委員会等	職員会議 校内研修の準備 安全点検 ケース会議 校内支援委員会等
	時間外	16:45~ 教室環境整備 授業準備 ○採点業務(10/20) 学級・学年業務 研修・学年会 電話対応 保護者連絡 家庭訪問 日直業務(見回り、看護日誌記入)	授業準備 採点業務 学年業務 研修・学年会 日直業務 (見回り、看護日誌記入)			文書処理 文書点検(修正・押印) 打合せ 出張者確認 環境整備 学校日誌記入 各日誌チェック 出退勤システム確認 学園運営委員会 学園研修 教育研究会事務	各職員からの相談対応 各職員との打ち合わせ、助言 各種文書処置 提出文書作成 出張者による填補の調整、依頼 (生徒指導案件発生時)対応協議 授業準備、成績処理

○合計 180分/300分

週20時間以上

合計 180分

退勤

18:30  
~20:30

勤務時間

出勤

7:30~

8:15

16:45

退勤

18:30  
~20:30

出勤 9:00

出勤 9:00

消毒作業(60)  
学級事務補助  
配布物印刷(30)  
配布(30)  
等

退勤 15:00

退勤 15:45

文書処理  
環境整備(60)  
児童対応  
業者対応  
教室巡視  
地域対応  
PTA役員対応

検食

文書処理  
環境整備  
児童対応  
業者対応  
教室巡視  
文書提出  
地域対応  
電話対応  
(市各課)

環境整備  
文書処理  
保護者対応

- ・自分の持ち授業
- ・管理職との打ち合わせ
- ・各種文書処理
- ・提出文書処理
- ・提案文書作成
- ・校内週案、月案作成
- ・職員会議資料整理
- ・学校行事に向けた準備
- ・各種訪問に向けた準備
- ・緊急的な児童の行動への対応
- ・緊急的な児童の怪我、嘔吐の処理
- ・若手の先生方の授業の様子見守り
- ・年休・出張職員填補の授業
- ・来客対応
- ・電話対応

# 学校教員 1日の流れ (中学校)

資料1

○ 担任以外に依頼したい時間(分/週)  
○ 担任以外に依頼できる業務(分/週)

依頼できる業務(分/週)

出勤	時間外	担任	TT	学校サポーター	教頭	教務主任
	~ 8:15	授業準備 電話対応 日直業務 ○登校指導、環境整備(20/20)		令和3年度は茨城県で任用 (週15h) 1日5h 週3日の例	校舎内外の見回り 交通指導(常時) 保護者対応(欠席者、忘れ物届け)	消毒作業 職員の急な年休等により填補の計画・対応 欠席者の電話対応 来客時の駐車場確保
8:15	登校	8:15	学級で子ども迎える 連絡帳 宿題チェック ○体温確認(20/20)		交通指導	
	読書・朝の会	8:15~8:35	出欠確認		校内巡視	授業準備
	1		授業	出勤 9:00	保健室確認	授業
	休み時間		○ICT機器準備(30/50)	出勤 9:30		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     文書処理 環境整備(60) 児童対応 業者対応 教室巡視 地域対応 PTA役員対応                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     検食                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     文書処理 環境整備 生徒対応 業者対応 教室巡視 文書提出 地域対応 電話対応(市各課)                 </div>
	2		授業			
	休み時間		授業準備		見回り	
	3		空き時間 填補や生徒指導に充てられることがある			
	休み時間		授業準備		保健室確認	
	4		授業			
	給食	12:30~13:10	給食指導			
	昼休み	13:10~13:25	○見回り(20/45) 生徒指導 教育相談 打合せ(特別支援教育支援員・図書館司書教諭補助員)		見回り(校舎内外) 保健室確認	
	清掃	13:35~13:50	○清掃指導(30/45)		見回り	
	5		授業			
	6		授業	退勤 15:00		
	帰りの会	15:15~15:25	指導	退勤 15:30		<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の持ち授業</li> <li>管理職との打ち合わせ</li> <li>各種文書処理</li> <li>提出文書処理</li> <li>提案文書作成</li> <li>校内週案、月案作成</li> <li>職員会議資料整理</li> <li>学校行事に向けた準備</li> <li>各種訪問に向けた準備</li> <li>緊急的な生徒の行動への対応</li> <li>緊急的な生徒の怪我、嘔吐の処理</li> <li>若手の先生方の授業の様子見守り</li> <li>年休出・出張職員填補の授業</li> <li>来客対応</li> <li>電話対応</li> </ul>
	部活	15:25~18:30	部活指導			
	下校	18:30	下校指導			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     環境整備 文書処理 保護者対応                 </div>
	時間外	18:30~	教室環境整備 授業準備 採点業務 学級・学年業務 研修・学年会 電話対応 保護者連絡 家庭訪問 日直業務(見回り、看護日誌記入)		文書処理 文書点検(修正・押印) 打合せ 出張者確認 環境整備 学校日誌記入 各日誌チェック 出退勤システム確認 学園運営委員会 学園研修 教育研究会事務	

○合計 120分 / 180分

合計 180分

退勤  
20:00  
~ 21:00

勤務時間  
8:15  
16:45

業務内容										検証	
学校種	教室等の消毒作業	授業における児童生徒への学習支援	授業で使用する教材等の準備及び保管	放課後等の補習学習における学習支援	家庭学習の充実・習慣化に係る業務	保護者等への連絡に係る業務	児童生徒の健康管理に係る業務	その他		成果	課題
1	小学校									放課後の校内の消毒作業に取り組み、学級担任の業務削減につながった。 任用当初は職員内の学校サポーターの位置づけが曖昧であったが、時間がたつにつれ学校サポーターとしての認知や協力体制が進み、効果的な学校運営につながった。	もう少し勤務時間が長ければ、他の職員の働き方改革にさらにつながったと考える。
2	小学校									学校サポーターを有効活用するために、活動内容を書き込めるファイルを利用した。自由に書けるようにしたところ、職員が積極的に活動を考え、有効に活用することができた。調整も職員同士で行えるため、管理職が調整する手間もなく済んだ。 教育課程や行事を元に学校サポーターの活動を考えるため、事前に内容を吟味する等、計画的に進めることができていた。 担任業務を仕事として与えることが多いため、担任の勤務時間短縮に大きく影響している。	-
3	小学校									○児童と年齢に近いサポーターを派遣してもらえたおかげで、休み時間などに児童が話しかけやすく、担任に情報提供することができた。 ○担任が忙しい時期に、印刷作業を手伝ってもらえたので、担任の負担軽減に大きく貢献してくれた。 ○教室に入れない児童へのかかわりを担当してもらい、該当児童がサポーターと会うのを楽しみにしてくれるようになり、登校機会が増えた。	来年度の継続が未定であるため、来年度の具体的な計画が立てられないのが厳しい。ぜひ、これからも学校サポーター派遣の継続を強く希望する。
4	小学校							防草シートの設置、渡り板のペンキ塗り		学校サポーターとして、様々な業務を行った。特に消毒作業については、ドアノブや水道のハンドルなど、児童が手で触れやすい箇所を中心に丁寧にやっていた。放課後の作業のため、翌日児童が安心して生活するために役立った。 職員にも学校サポーターの認知が深まり、授業で使用するプリント類の印刷やまるつけ等の業務の依頼が増えた。職員にとっても働き方改革の一助となった。	勤務時間が一日3時間×5日であったため、本校では放課後の消毒作業を毎日行ってもらう関係上、13:30～16:30に勤務していただいた。授業での支援も業務として考えていたが、時間的な制約が大きく実施することができなかった。
5	小学校							文書の受付業務、印刷・仕分け		○プリントやテストの丸付けの業務をしていただいたことで、先生方の負担を軽減できた。 ○作業処理能力が高い方だったので、頼んだ業務をすべてこなし、大変助かった。	-
6	小学校							校舎内外の環境整備		教室の消毒作業がスムーズに行え、児童の安全と教職員の役割削減につながることができた。 児童のリーパー確認作業をスムーズに行うことができた。 校舎内外の環境整備を担当し、校内が整備されると共に、卒業式などの行事をスムーズに行う事ができた。	就業時間が短く、当初予定していた印刷などの作業までには至らなかった。
7	小学校									授業において、児童一人一人に寄り添った支援のお陰で、児童の学習意欲を高めることができた。 授業で使う教材教具の事前準備のお陰で、児童の学習や活動の時間を十分に確保することができた。 消毒業者の業務期間が終了し、サポーターによる教室等の消毒作業のお陰で、児童に安心して学校生活を送らせることができた。	サポーターを必要とする学級が多く、週15時間の制限をもう少し増やしてほしい。
8	小学校							特別支援学級在籍児童の支援		(特別支援学級在籍児童の支援)落ち着かない児童に対して寄り添い、教室内や別室で一緒に時間を過ごしてもらった。本来、職員が付くべきところ対応してもらいとても助かった。	課題はありませんでした。とにかく、配置していただきありがたかったです。来年度も同じように配置事業を継続していただけたら嬉しいです。
9	小学校							担任の印刷業務支援、文書ファイリング整理、校舎内の清掃、教材保管室の教材整理、休み時間の児童の見守り		コロナ禍の中で、主に担任及び担外が担ってきた諸業務を、学校サポーターが支援することで、それぞれ職員の負担が大きく減少したのが成果と言える。人的な支援の重要性を改めて感じた。	サポーターの確保(今回は自校内で勤務する市費職員に依頼し承諾を得ることができたが、学校として承諾を得られるサポーターの人材リストを作成する必要がある。)
10	小学校									個別指導の時間を十分に確保でき、国語や算数の学習を中心に、基礎的・基本的な学力の定着を図ることができた。 学習面、そして生活面において丁寧な指導ができ、各学年で統一した規律等を徹底することができた。 児童一人一人に目を向けることができ、きめ細かく児童の変化に気付くことができた。そのため、登校をしづりがちな児童への対応がしっかりとでき、不登校児童を減らすことができた。 複数体制による学習を展開することで、複数指導の特性を生かし、授業中の教育効果を高めることができた。	配慮を要する児童が各クラスにいるため、学校サポーターの配置により、児童一人一人にきめ細かな指導をすることができた。今後も個に応じた指導ができるよう、学校サポーターの勤務時間を拡大していただければと考えている。
11	小学校							給食配膳に係る業務、休み時間の見守り		○授業中の学習支援だけでなく、休み時間に外で児童と一緒に遊んだり、話を聞いたりすることで、学校生活全般に落ち着きが出てきた。 ○一人一人の児童に個別対応ができるようになり、学力の定着やクラスの友人関係を良好に保つことに役立った。 ○授業の中でノートやプリントなどのチェックを進めることができたため、担任の放課後の事務処理時間が減って、働き方改革につながった。	-
12	小学校									○小規模校で各学年1学級のため、一人当たりの担任の校務分掌や役割分担が非常に多い。学校サポーターの配置により、担任の負担を軽減することができた。 ○高学年の担任は業務量が多い。学校サポーターの配置により、児童と向き合うための時間を確保できた。	学校サポーターと児童の関わり方については、事前の研修が必要である。

業務内容									検証	
学校種	教室等の消毒作業	授業における児童生徒への学習支援	授業で使用する教材等の準備及び保管	放課後等の補習学習における学習支援	家庭学習の充実・習慣化に係る業務	保護者等への連絡に係る業務	児童生徒の健康管理に係る業務	その他	成果	課題
13	小学校							継志式(卒業式)での受付補助	算数の授業の補助に入った際には、計算の仕方等がなかなか理解ができない児童に寄り添い、適切な補助を行うことができた。 休み時間等、友人の中に入っていけない児童に寄り添い、話し相手になったり、友達と一緒に過ごすきっかけを作ったりすることができた。	週2回(月、木)、それぞれ午前中の4時間(8:15～12:15)という限られた勤務時間であったため、依頼したい業務が多くある中、その一部しか依頼することができなかった。
14	小学校							校内環境整備、事務作業補佐、給食運搬配膳補助、図書修理	○校内環境整備では、花壇の水やりやリサイクル用紙まとめ等を行った。 ○事務作業補佐では、印刷室のインク交換や文書ファイルの整理等を行った。 ○給食運搬配膳補助では、配膳員や管理員が年休を取得した場合等に、コンテナを運んだりした。 ○図書修理では、棚卸しの際、図書館司書補助員だけでは手が足りない際に、一緒に本の修繕を行った。	学校全体にかかわる校内掲示物の作成や修理を行うことができたと考え、担当者と事前に打ち合わせをしておく必要があるため、実施するのが難しかった。 授業時の学習支援では、教員から依頼されたテストの丸付け等はできたが、授業中のサポートは難しかった。
15	小学校							図書室蔵書点検補助、学校行事準備補助	校舎内外の環境や衛生が保たれた。 集団に入ることが難しい児童への支援が充実し、安全確保に繋がった。 教職員の業務軽減の一助となり、児童と向き合う時間の確保に繋がった。	学校ボランティアの設置は、非常にありがたいが、一日の勤務時間を3時間から5・6時間に延長 となると教職員のさらなる働き方改革に繋がる。勤務時間の延長を検討していただきたい。
16	小学校							校内環境整備	教室の消毒作業等を行っていただき、教員が本来やるべき仕事に専念でき教員の勤務時間縮減に効果があった。 学習教材の整理、整備、管理等を行っていただき、児童の学習環境の向上につながった。	過当たり15時間以内の勤務であったが、もう少し勤務時間が多い方がよいと感じた週もあった。
17	小学校								前年度、本校の特別支援教育支援員として従事していたことや、本校特別支援学級の児童への理解がなされていることもあり、特別支援学級の児童への生活及び授業支援を指示に従って、スムーズに進められた。 同様に、1・2年生の特別な配慮を要する児童の授業支援が展開された	学校の教育活動及び内容によって、勤務日及び勤務時間の調整が必要などときがある。
18	小学校								○体育授業での児童への学習支援を実施したところ、個別の支援が充実したり、安全面が強化されたり、とよりよい授業が展開できた。 ○教材の印刷や配付、テストの採点等に取り組んでもらったことで、職員の業務軽減に結びついた。 ○コロナ禍においての感染予防対策として、教室等の消毒作業に取り組んでもらったことで、職員の業務軽減となり、昼休み等は児童にかかわる時間を確保できた。	専門的な知識がないことから児童への支援方法が分からず、サポーターが戸惑うことがあった。教育現場に入ることから、研修の機会があるとよい。 テストの採点については、記述式のテストが増える中、正答を見極める判断が難しいことが度々あった。
19	小学校							給食の配膳補助、休み時間の児童指導	単学級の担任業務の軽減 学年を一人で担う教諭の業務の一部を任せられることは、大変な効果があった。 サポーター本人の職業観の涵養 本サポーターは教員採用試験に合格し、来年度から本県教諭となる逸材である。校種は違うが、学校の実際の教育活動に参加することは、本人の教員としてのキャリアづくりの基盤をつくることができたと思う。	人材の確保 本校には当てはまらないが、適切な人材を見つけることに苦労した学校が多いと聞く。県内の大学と連携し、教職を目指す大学4年生を対象に募集をかけることは有効である。
20	小学校								今まで、担任が休み時間にみていた、ドリル等の家庭学習を、「学校サポーター」がみることにした。そのため、担任の業務軽減と、学校サポーターによるきめ細かい学習指導ができるようになった。 学校サポーターが、算数の授業のサポートをするなどして、よりきめ細かい学習指導ができた。 給食の配膳をすることで、給食を配る時間が減り、その代わりに児童の食べる時間が増えた。そのため、残菜が減った。	学校サポーターが働くことができる時数が少ない。小規模校にとっては、このような立場の方は、大きな財産である。学校サポーターが働ける時間が増えることで、確実に担任の時間外労働が減ると考える。
21	小学校							祖父母学級記念品作成補助	○教室・共有部(階段手すり・水道蛇口・ドアノブ)・トイレの消毒は、手順どおりの丁寧な作業により清潔な状況を保つことができた。 ○消毒作業においては、効率的な作業はもちろんであるが、児童が汚してしまった際に臨機応変に対応する姿があり、安心して任せられた。 ○授業における学習支援では、担任・市費TTと連携して、特に「算数科」の補充学習補助を積極的に行い、児童の学習内容理解への一助となった。 ○授業で使用する教材の印刷や備品整理を率先して行ったことで、担任業務の一部軽減が図れた。 ○家庭学習の充実・習慣化に係る業務として、担任の指示を受け、宿題ノートやプリントの採点補助を行い、提出確認の効率化が図れ、担任が児童への指導するための時間を確保できた。	
22	小学校							職員室や特別教室等の整理整頓	授業中の一斉指導等において、担任一人では支援しきれない児童のサポートをしていただいたことで、担任にとっても、児童にとっても心強く効果的であった。 教材作りのサポートやプリント等の印刷などをさせていただくことで、担任の負担が軽減され、働き方改革につながった。	今年度は2学期後半1月中旬からの配置であったが、コロナ禍がまだ続くと思われる状況では、今後、年度当初からの配置が望ましい。 週当たりの勤務時間ももっと増やせるとよい。
23	小学校							校内環境整備、休み時間における児童監護	授業の準備や後片付けを積極的に行っていたので、コロナ禍における担任の負担を減らすことができた。授業のサポートに入った学年学級では、児童が密にならないようきめ細やかな体制をとることができた。 担任に代わって休み時間の児童看護を行い、安全な遊びとなっているか、児童の様子を見守っていた。また、手洗いの励行などを呼びかけ、新型コロナ感染症予防策を講じた。 児童の接し方等の課題はあるが、教員の仕事を学ぼうとする意欲があった。	-

業務内容										検証	
学校種	教室等の消毒作業	授業における児童生徒への学習支援	授業で使用する教材等の準備及び保管	放課後等の補習学習における学習支援	家庭学習の充実・習慣化に係る業務	保護者等への連絡に係る業務	児童生徒の健康管理に係る業務	その他		成果	課題
24	小学校									○教室の扉や階段の手すりなど、児童が手を触れるところの消毒作業をしたり、各教室や昇降口等にある消毒液の補充をしたりするなど、感染症予防に貢献した。 ○体育の授業のサポートに入ったり、授業中の個別指導の手伝いを行ったりして、児童の学力向上に寄与した。 ○各学年から依頼された印刷物を滞り無く印刷することができ、児童の学習に役立った。	勤務時間が短く、サポートしてほしいことの7、8割程度しか仕事を頼めなかった。もう少し勤務時間を長く確保したい。
25	小学校									児童数が多い学級のサポートに入ったことで、学習支援が必要な児童への支援ができ、児童の学習意欲が高まった。 授業で使用する教材の準備や授業の支援をすることで、担任の負担が軽減された。	今後もこのような制度が継続してあれば、学校としては非常に助かる。
26	小学校							校内環境整備補助		○コロナ禍の教育活動のため、教職員が実施していた校内共用部の消毒作業を担当してもらった。これにより、教職員が実施していた消毒作業がなくなり、教職員の業務の軽減が図れた。 ○プリント等の採点やワークシートの印刷、仕分け等の作業の支援により、担任教諭が教室で子供と向き合う時間が増えてきた。 ○上記のような活動を進めていく中で、教職員がこれまでやっていた業務を任せることで負担軽減に繋がり、実感が伴う働き方改革の一方策となった。	活用が進むにつれ、依頼する業務が増えてきたため、時間や手が足りなくなることがあった。教頭が学校サポーターの業務をコーディネートしているが、より効率的に活用を進める際には今後も活用を継続し、必要に応じて柔軟に勤務時間の軽重をつけていく必要がある。
27	小学校							給食配膳支援		○ICTに関する知識や操作に長けており、メール操作、文書受付、ファイル整理、あて名作成印刷など、効率的に業務を進めることができ、職員の働き方改革に貢献した。 ○授業填補でも、子供の視線に立って丁寧に指導を行うことができた。 ○職員・支援員・学校管理員など、多くの職員とのコミュニケーションも細やかに図り、多くの仕事を進んで取り組むことができた。	-
28	小学校							事務に関する業務		特別支援を要する児童への学習支援では、大変丁寧に分かりやすく指導していた。児童一人一人へきめ細やかな援助ができた。児童が、学習面において大変意欲的に取り組むことができた。 授業で使用する教材の準備等を行うことで、担任の負担減につながった。結果、担任が児童に向き合う時間が増え、児童とのよりよい人間関係が築けた。 簿記一級を生かし、事務に関する業務にも携わった。事務職員の業務軽減につながった。 ファイリング整理や備品整理等では、短時間で効率よく作業を進めてくれた。 本校では、以上のような大きな成果が出ている。来年度も継続して本事業を展開していただきたい。	-
29	小学校							年度末に係る整理等の業務		○サポーターの手があることで、学校規模が小さな学校にとっては、労働力として重要であり、非常に有用であった。	特別支援教育支援員に兼務をお願いしてサポーターになってもらった経緯があり、来年度は任用の見込みが立たない。制度ができたからと言って、候補者がいないというのは問題である。
30	中学校									○学校サポーターは、今年度教育実習を行った大学4年生であり、本校の卒業生でもあった。学校や地域のことを理解しており、学習支援や個別の支援に大いに役立った。また、本人は来年度から、初任者として教員になるため、前向きな勤務が見られた。	-
31	中学校									○授業に出られない生徒や特別支援在籍の生徒への支援を別室や交流学級で行うことができた。	消毒作業については時間が限られていたので、作業箇所を限定しなければならなかった。
32	中学校									○教員とサポーターとの面談で、教室に入れない生徒の現状と対応を話し合い、その原因をつかみ、対応と心のケアをすることができた。 ○特別支援の生徒への個別対応の場面で、ヒントを出しながら、解答までたどり着けるような支援ができた。	-
33	中学校							トイレ掃除、校舎内外の環境整備		職員の事務処理時間の削減について 本事業により、職員の事務処理時間の削減が図られた。特に、職員の事務処理に対する負担感を大幅に減少することができた。 環境衛生の確保及び環境整備の充実について 定期的な校内の消毒作業が容易に行われるようになり、校内の衛生が確保されるとともに、校外の環境整備に学校サポーターが加わったことにより、校舎内外において環境整備の充実が図られた。	-
34	中学校									○生徒が前向きに学習に取り組めるように、適切な助言をすることができた。 ○不登校で別室登校をしている生徒に、個別に相談にのることができた。 ○朝、読み聞かせを行い生徒の感想から将来の希望などを引き出すことができた。 ○体調不良の生徒を早期に発見し、教職員につなげることができた。	-
35	中学校							校舎内外の整備等		○毎日の校舎内の消毒作業を担当した。その結果、学年職員や学級担任の負担が軽減した。 ○国語の提出物の点検や漢字小テストの採点等を行った。国語担当者の授業準備や実践が充実した。 ○保護者連絡用の文書の印刷や配付をしていただき、担当する職員が業務を効率よく進められた。 ○校舎内外の整備、整理に協力いただき、学校の環境を整えることができた。	-
36	中学校							給食配膳準備支援、学校長が指示した業務		生徒への学習支援を状況に応じて柔軟に対応できた。 学校長が指示した業務に柔軟に対応できた。	業務内容の明確化に課題が残った。
37	中学校							別室登校生徒支援		学校サポーターが、授業中に別室に登校している生徒に対応し、生徒の話聞くことで気持ちを和らげることができた。 別室登校した生徒に対して、学校サポーターが提供した課題や作業に取り組ませることで、学年や学級への所属意識が刺激され、学級活動や学校行事に参加したいという思いが強まった。 学校生活サポーターの任期が終わった後に、学校サポーターが校内の消毒作業を担当できたことで、校内の衛生管理を維持することができた。	-



業務内容									検証	
学校種	教室等の消毒作業	授業における児童生徒への学習支援	授業で使用する教材等の準備及び保管	放課後等の補習学習における学習支援	家庭学習の充実・習慣化に係る業務	保護者等への連絡に係る業務	児童生徒の健康管理に係る業務	その他	成果	課題
38	中学校								○授業や行事で使用する印刷物を手早く仕上げる事ができた。学年主任等に積極的に声を掛け業務に優先順位を付けて請け負う事ができていた。 ○校内の消毒作業を行いながら、気づいた点など教頭に報告があり、環境面、生徒指導面について早期対応に当たることができた。	
39	中学校								学校生活で気になる生徒のそばに寄り添い、適宜学習を支援したり励ましの声掛けをしたりすることができた。 時間教室や学年フロアで生徒の様子を見守ることで、生徒も安心感をもって学校生活を送ることができた。 市任用の「学校生活サポーター」とも連携を密にすることで、様々な面で課題がある生徒を早期に発見し、支援することができた。	学年職員等への引継時間の確保
40	中学校								本校では毎朝、職員による交通安全指導を実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴う登校時の検温等の業務が必要となった。職員が出張や休暇等で不在になった場合には手が回らない状態があったので、学校サポーターの配置があったことで、人数が足りない学年の支援に回ってもらうことができた。職員の多忙間の軽減、生徒の安全指導の確保ができた。	学校サポーターの勤務時間が週15時間以内のため、一日の内の限られた時間または限られた曜日にしか活用できなかった。職員の大きな負担の軽減には、毎日、半日程度の勤務時間を計画したい。 今回は昨年度教育実習に来た学区内に住む学生が学校サポーターを引き受けてくれた。次年度も配置が可能であれば、市で採用し、調整をして頂けるとありがたい。
41	中学校							給食配膳支援	階段や水飲み場等の消毒作業をしてもらうことにより、清潔を維持できるとともに、職員の負担が軽減した。 配膳室で給食の準備や後片付けを支援してもらうことにより、生徒の安全が確保でき、職員の負担も軽減した。 家庭科の裁縫の実習などでは、生徒の支援を十分に行うことができた。	家庭科以外の教科では、適切な学習支援の仕方や生徒との距離感について戸惑う姿が見られた。
42	義務教育学校							備品管理の補助	配慮を要する児童の学習支援に入ることにより、児童の学習意欲が増したり、落ち着きを取り戻したりしてよい効果をもたらした。 室内の消毒作業を手助けしてもらうことによって、職員の負担が軽減された。 ICT機器の仕分け、分類、シール張りを行うことによって、物の整理整頓ができ、職員の仕事が円滑に進んだ。 ICT機器の扱いに長けていたので、Zoomの接続や、プロジェクターの機器操作などの援助に入った。 授業に必要なプリント等を印刷してもらうことによって、授業者の負担軽減につながった。	来校する日の仕事内容を前もって準備することができなかったことがあった。 主に教頭が担任からの要望を聞きながら、仕事の内容を組み立てていったが、担任からの要望をさらに吸い上げることができたなら、児童生徒に還元できる仕事が増えたのではないかと感じた。
43	義務教育学校								消毒作業や教材の準備、保管等を行ったことで教職員の業務の軽減となった。 授業に集中できなかったり、課題に取り組めなかったりする児童生徒への学習支援を行ったことで、個に応じた指導を行うことができた。 不登校・不応児童生徒の学習支援等を行うことで、学校の中にこれらの児童生徒の居場所ができ、登校を継続することができた。	児童生徒と関わる日数や時間に制限があるため、初期段階の関係づくりが困難であった。
44	義務教育学校								消毒作業や教材の準備、保管等を行ったことで教職員の業務の軽減となった。 授業に集中できなかったり、課題に取り組めなかったりする児童生徒への学習支援を行ったことで、個に応じた指導を行うことができた。 不登校・不応児童生徒の学習支援等を行うことで、学校の中にこれらの児童生徒の居場所ができ、登校を継続することができた。	児童生徒と関わる日数や時間に制限があるため、初期段階の関係づくりが困難であった。
45	義務教育学校							別室登校児童支援、給食配膳等の支援	当サポーターがコーチングの資格をもっていることもあって、別室登校をしている児童生徒の心のサポートをしたこともあった。学校サポーターのように、業務内容の制限が少ない勤務条件だと、状況に応じた活用ができるのでとてもありがたい。	義務教育学校では、前後期で2人までの配置となっているが、働き方改革を推進していくために、もう少し人員が増えるとよいと思う。
46	義務教育学校							給食配膳等の支援	当サポーターは筑波大学院生で、将来は教職に就く希望をもっている。その分、業務に当たる姿勢も真面目であり、学校としても大いに成果があったと考える。大学が近いので、今後もそのようなサポーターの配置を望んでいる。	義務教育学校では、前後期で2人までの配置となっているが、働き方改革を推進していくために、もう少し人員が増えればありがたい。
47	義務教育学校							学園生個別対応	○先生方の希望によく応えてくれていて、先生方から感謝の声が聞かれた。 ○今回のサポーターは教職を希望している学生であった。教育実習ではすることのない日常の業務も一緒に行う中で、様々な先生方の話を聞いたり、大変だが楽しそうに仕事を進める先生方の姿を見たりすることで、教職を目指したいという気持ちを強くしていた	人材の確保が難しく、開始までに時間がかかってしまった。
48	義務教育学校							学園生個別対応	○先生方の希望によく応えてくれていて、先生方から感謝の声が聞かれた。 ○今回のサポーターは教職を希望している学生であった。教育実習ではすることのない日常の業務も一緒に行う中で、様々な先生方の話を聞いたり、大変だが楽しそうに仕事を進める先生方の姿を見たりすることで、教職を目指したいという気持ちを強くしていた。	人材の確保が難しく、開始までに時間がかかってしまった。
		33	39	38	3	20	7	13		

# 学校サポーター配置計画

資料3

	学校名	R4年度 学級数(推 計)	教員以外に依頼できる業務の積算				学校 サポ ーター 週勤務 時間数	学校サポ ーター 必要人数積算	学校サポ ーター 必要人数 (人)	上限・下 限值調整 (上限4, 下限2)	県費職 員数との 調整値
			1学級 当たり 時間数 (時間/週)	学校 あたり 時間数 (時間/週)	学校として の 業務 (時間/週)	総時間数 (時間/週)					
1	栄小	11	3	33	3	36	20	1.8	2		
2	九重小	10	3	30	3	33	20	1.7	2		
3	桜南小	12	3	36	3	39	20	2.0	2		
4	栗原小	12	3	36	3	39	20	2.0	2		
5	竹園東小	21	3	63	3	66	20	3.3	2	2	
6	並木小	12	3	36	3	39	20	2.0	2		
7	吾妻小	19	3	57	3	60	20	3.0	2	1	
8	谷田部小	20	3	60	3	63	20	3.2	3	1	
9	真瀬小	6	3	18	3	21	20	1.1	2		
10	島名小	25	3	75	3	78	20	3.9	3	1	
11	葛城小	16	3	48	3	51	20	2.6	2	1	
12	柳橋小	6	3	18	3	21	20	1.1	2		
13	小野川小	12	3	36	3	39	20	2.0	2		
14	手代木南小	12	3	36	3	39	20	2.0	2		
15	沼崎小	13	3	39	3	42	20	2.1	2	1	
16	今鹿島小	6	3	18	3	21	20	1.1	2		
17	上郷小	11	3	33	3	36	20	1.8	2		
18	大曽根小	19	3	57	3	60	20	3.0	2	1	
19	前野小	6	3	18	3	21	20	1.1	2		
20	要小	6	3	18	3	21	20	1.1	2		
21	吉沼小	6	3	18	3	21	20	1.1	2		
22	谷田部南小	6	3	18	3	21	20	1.1	2		
23	二の宮小	19	3	57	3	60	20	3.0	2	1	
24	竹園西小	25	3	75	3	78	20	3.9	2	2	
25	松代小	14	3	42	3	45	20	2.3	2	1	
26	東小	14	3	42	3	45	20	2.3	2	1	
27	茎崎第一小	18	3	54	3	57	20	2.9	2	1	
28	茎崎第二小	6	3	18	3	21	20	1.1	2		
29	茎崎第三小	7	3	21	3	24	20	1.2	2		
30	桜中	12	2	24	3	27	20	1.4	2		
31	竹園東中	19	2	38	3	41	20	2.1	3		
32	並木中	13	2	26	3	29	20	1.5	2		
33	谷田部中	14	2	28	3	31	20	1.6	2		
34	高山中	11	2	22	3	25	20	1.3	2		
35	手代木中	18	2	36	3	39	20	2.0	2		
36	豊里中	15	2	30	3	33	20	1.7	2		
37	大穂中	16	2	32	3	35	20	1.8	2		
38	谷田部東中	20	2	40	3	43	20	2.2	3		
39	吾妻中	8	2	16	3	19	20	1.0	2	1	
40	茎崎中	6	2	12	3	15	20	0.8	2	1	
41	高崎中	11	2	22	3	25	20	1.3	2		
42	春日義務教育学校前	21	3	63	3	66	20	3.3	2	2	
	春日義務教育学校後	13	2	26	3	29	20	1.5	2		
43	秀峰筑波義務教育学校前	21	3	63	3	66	20	3.3	3	1	
	秀峰筑波義務教育学校後	13	2	26	3	29	20	1.5	2		
44	学園の森義務教育学校前	54	3	162	3	165	20	8.3	4	1	
	学園の森義務教育学校後	14	2	28	3	31	20	1.6	2		
45	みどりの学園義務教育学校前	45	3	135	3	138	20	6.9	4	3	
	みどりの学園義務教育学校後	10	2	20	3	23	20	1.2	2		
	計	724	131	1959	147	2106	980		107	1	24

## 会 議 録

会議の名称		令和 3 年度(2021 年度)第 4 回つくば市総合教育会議			
開催日時		令和 3 年(2021 年) 9 月 27 日(月) 10 時 30 分から 12 時 20 分まで			
開催場所		つくば市役所 5 階 庁議室			
事務局(担当課)		総務部総務課			
出席者	委員	五十嵐市長、森田教育長、柳瀬教育委員、倉田教育委員、 和泉教育委員、成島教育委員			
	事務局	《総務部》篠塚部長、中泉次長 《総務課》沼尻課長、木口係長、鈴木主任 《教育局》吉沼局長、貝塚次長 《教育総務課》笹本課長、山岡課長補佐、小野村係長、 武田主査 《学び推進課》横田課長 《教育相談センター》岡田参事兼教育相談センター所長 《総合教育研究所》山田参事兼総合教育研究所長			
	オブザーバー	《財政課》森田課長、馬場課長補佐			
公開・非公開の別		公開	非公開	一部公開	傍聴者数 2 名
非公開の場合はその理由		-			
議題		(1) 学校現場における人的ニーズについて (2) つくば市教育大綱の実践について			
会 議 次	1 開会 2 市長挨拶 3 議題				



様式第1号

第	(1) 学校現場における人的ニーズについて (2) つくば市教育大綱の実践について
4	閉会

< 審議内容 >

事務局：それでは、ただいまから令和3年度第4回つくば市総合教育会議を開催いたします。本日はお忙しいところ、御出席いただき誠にありがとうございます。開催に当たりまして、市長の五十嵐から御挨拶申し上げます。

市長：今日も御参加ありがとうございます。今回で4回目ということですが、前は、学校現場の人的ニーズということで、学校サポーターという、ジェネラリストとして様々な業務を手伝ってくれる人材が、いろいろ試算をした結果各学校で2人から4人、市内で計107人程度が必要であるという整理をしています。

これはジェネラリストの話で、一方、特にスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーというスペシャリストについては、先生側の目線に立つと、業務の中でも非常に難しい部分であり、時間もものすごくかかる部分であり、かつ子供側の目線に立っても、非常に重要なものだろうと私は思っています。今働き方改革の文脈では話していますが、それがなくともおそらくスクールソーシャルワーカーとカウンセラーは、やはり全く足りていない状況であると思っていますので、そういったことを今日は議論したいと思います。全く足りていないというような表現は、全く科学的ではないので、きちんと数字に基づいたものを教育局に整理してもらいましたので、それを共有していただいて、議論をしていければと思います。

あわせて、少し遅くなってしまいましたが教育大綱の実践に係るアンケート集計結果について事務局から報告があります。我々が何のためにやってい

るかということ、教育大綱を名前だけで終わらせないために、全てこの総合教育会議で議論していますので、これについて時間が許す限り議論したいと思いをします。

事務局：本日の会議は、正午までを予定をしております。前回までに引き続き、学校現場における人的ニーズと、つくば市教育大綱の実践について意見交換を行います。委員の皆様におかれましては、会議中、御発言の際には必ずマイクの御使用をお願いいたします。それではここからの進行は、市長にお願いします。

市長：では早速ですが、学校現場における人的ニーズについて議論したいと思いをします。今回用意した資料は事前に皆様にお配りしたので、読んでいただいていると思いますが、改めて全体に共有する意味も含めて、簡単に説明をお願いします。

事務局：教育相談センターです。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについて説明させていただきます。

スクールカウンセラーの業務としては、児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員、保護者への助言及び援助、こういったものが主な業務です。現在のつくば市内のスクールカウンセラーの勤務状況については、運用上学園に配置するのが一番運用しやすいということで、各学園に原則 1 人ずつ配置をしており、16 学園で現在 14 名のスクールカウンセラーを配置しています。16 学園で 14 名と単純計算で 2 名少ないのですが、児童生徒数が少ない学園については、2 学園合わせて 1 名を配置しております。カウンセラーの勤務時間は、年間 36 週、週 1 日勤務、1 日当たり 7 時間勤務、年間として 252 時間の勤務時間であり、この 252 時間の勤務時間の中で、カウンセリングや教職員との情報交換、助言等の業務をしております。令和 2 年度については、全てのカウンセラーを合計した延べ相談件数が、2,203 件であり、カウンセラー 1 人あたりに換算すると、170 件に対応したということ

になります。1人年間 252 時間で 170 件に対応ということですから、勤務時間の 7 割程度をカウンセリングに費やしており、情報交換や情報の整理になかなか時間が取れていないのが実情だと思われまます。

今回、カウンセラー 1 人当たり何人の児童生徒を担当しているかという表を作ってみました。一番少ないスクールカウンセラーが、カウンセラー 1 人で 1,104 人の児童生徒に対応しており、一番対応人数が多いカウンセラーは 1 人で 2,170 人の児童生徒に対応しているということで、比較でいうと、1.97 倍の児童生徒数に対応しているということになります。一番少ないカウンセラーであっても、年度後半になるとなかなか予約が取れません。相談を少し待ってもらっているという声をよく聞きますので、もう少しカウンセラーの人数を増やしていただけると、児童生徒、それから保護者への対応というものも充実できるかなと考えております。まず、1.5 倍を超えるような数の対応人数であるところを増やしていただけると、充実に繋がるのかなと考えております。

続きまして、スクールソーシャルワーカーについては、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけということで、カウンセラーと少し業務内容が違ってきます。さらには、関係機関とのネットワークの構築、連携や調整までやっていただけるのが、スクールソーシャルワーカーの業務であると考えます。

令和 3 年度の配置については、市費のスクールソーシャルワーカー 3 名を拠点校として荃崎中、春日学園、秀峰筑波に配置していて、市内北、中央地区、南という 3 つのエリアに分けて配置をしております。県費のスクールソーシャルワーカーもいますが、こちらは派遣申請型といい、学校で申請してから、数日後派遣されることになり、派遣申請をしてからのタイムラグが少しあるため、なかなか学校としては使いづらいというのが実情です。令和 2 年度のスクールソーシャルワーカーの支援件数の合計は 3 名で 2,507 件であ

り、1人当たり非常に多くの案件を抱えているというのが実情です。ソーシャルワーカーの方も依頼したけれどすぐに対応していただけなく、3日待ってくださいとか、来週にしてくださいとか、そういったこともあるというふうに学校の方からは聞いております。

こちらも、数字としてどれくらい必要か算出しました。今年度4月から7月の中で、実際に学校の方に、スクールソーシャルワーカーを使いたいという依頼があった際に、少し待ってください、もう少し先へ延ばしてください、というお返事をせざるを得ないケースがありました。希望通りの期日に対応した割合が約75%で、残り25%は待っていただいたということになります。A B Cの3名のスクールソーシャルワーカーがいますが、その中で対応人数が一番少ないソーシャルワーカーが、4,676人を担当しております。勤務時間543時間に合わせた場合で、75%しか希望通りに対応できなかった場合、3,507人には御希望通りに対応できるという計算になります。それ以外のAというスクールソーシャルワーカー、Bというスクールソーシャルワーカーはそれぞれ1.7倍、1.9倍の児童生徒を担当しており、2倍近い担当児童生徒数に対応するのはなかなか厳しいということがよく分かりましたので、この1.7倍、1.9倍の対応人数を解消するためには、2人スクールソーシャルワーカーを増やしていただけると、児童生徒さらにはその家庭への配慮、対応が十分にできるかなと教育局としては考えております。カウンセラー、ソーシャルワーカーについての説明は以上になります。

市長：ありがとうございました。まず中身を御確認いただき、御質問があれば  
お願いします

柳瀬委員：カウンセリングについてですが、延べの相談者数が1,001人、延べ相談件数が2,203件、そうしますとカウンセリングは1回で終わらないわけですね。大体1人2回ぐらいの計算と考えていいですか。

事務局：教育相談センターです。継続してカウンセリングを受ける児童生徒や

## 様式第1号

保護者も増えており、回数が多い方になると、4回5回という方もいます。もちろん2回でカウンセリングはもういいです、という方もいらっしゃるのですが、一概に2～3回というわけではありません。もちろん、1回で終わる方もいます。

柳瀬委員：そうすると、新規で何人受けられそうですという形でカウンセラーは考えるのでしょうか。要するに、1回で終わればそれでいいのでしょうか。継続したカウンセリングを希望すると件数はどんどん増えていくわけですね。1人で何件までくらいしか持てない、というふうに考えた方がいいのではないかなと思うのですが。何回カウンセリングをしたかというよりも、何件抱えられるか、という発想です。延べ件数は確かに分かるのですが、回数を増やすことと、件数が増えることというのが、相関ではないということですね。カウンセラーがよりカウンセリング内容に深く関わっていきたいとすると、件数は減らさなきゃいけないと思います。しかし、それに対応するというふうに考えると、件数が減っていくということが、必ずしも、実際に対応できているということには繋がらないという、そういう数字の考え方をしなければいけないかなと思うのですが。

市長：例えば、1回で終わるカウンセリングというのは、どういうカウンセリングなのですか。

事務局：もちろんカウンセリングは、子供にしても親御さんにしても、カウンセリングを受けたいと希望して、カウンセラーの予約を取って受けるわけですが、1回話を聞いていただいて、落ち着いて不安が取り除かれましたということで終わるケースも当然あるかなと思います。

市長：保護者や児童生徒が、話せてスッキリしました、安心しました、ということで、解決という言葉は使わないと思いますが、一旦、当事者も納得、満足し、もう大丈夫ですということで終わっているというふうに見ていいですか。

事務局：そういうことだと思います。

市長：少し話してすっきりしました、で終わる、早い段階でできているのはすごくいいことだと思っておりますが、ただ、そうではない深刻なケースがあったりするわけですね。そういう時に十分に対応するためには、やはり、時間をかける必要があるのに、予約が埋まっていて新規が入りにくいのではないかとこのことがあるので、柳瀬委員が言っているのは、その辺がどうなのかなということですね。

柳瀬委員：そういうことです。延べの相談者数と、相談件数を分けて計算しているのですけれど、むしろ延べ相談件数というよりは、1人当たりの相談件数にしたほうがいいのではないかと。1人で5～6回カウンセリングを受けた方は、5件のカウンセリング件数になるのだけど、実際には1人の人が5件受けていることを一つの案件と考えて、何人とした方がいいと思います。それがそのまま数字で反映されていくとすると、そう単純な問題ではないかなと思いました。何人というのと何件というのを使い分けていることを、頭にきちんと入れて、議論しないといけないかなと思いました。

市長：他に御意見等ありましたらどうぞ。

倉田委員：スクールソーシャルワーカーの方で、学校の要望の75%しか対応できていないということだと、残りの4分の1が対応できていないということなのですが、その後の処理は教員が全部対応したのか、それとも、そのまま処理しないで、解決しないまま進んでしまっているのか伺いたいです。また、この派遣申請型では優先順位はどのように考えていて、全部対応しきれない場合にはどうしたのかということをお聞きしたいです。

事務局：教育相談センターです。希望があった学校が、スクールソーシャルワーカーに依頼するのですが、例えば、明後日この家庭に行ってもらいたいという話をした時に、その日は違う案件が入っていて、次の日に延びてしまったとか、そういった延期も含めて、75%しか希望通りの期日に対応できていないということですので、対応していないというよりは、少し期日が遅れ

てしまったということで御理解いただきたいと思います。

市長：遅れることの悪影響というのはどういうふうと考えられますか。

事務局：例えば虐待案件の場合に、当然虐待の場合には、学校も積極的に児童相談所に連絡しますので、スクールソーシャルワーカーだけが頼みではないのですが、家庭的なものでなかなか学校だけで対応しづらい場合に、極力早くスクールソーシャルワーカーにも見ていただいて、適切な関係機関につないでいただいた方が、より家庭環境の改善や対応というのは早くなると思われれます。

教育長：学校でとりあえず学校の先生が対応していて、そこまでつないでいるということですよ。

事務局：そういうことです。

市長：なにか御質問ありますか。

柳瀬委員：同じことなのですが、相談者数というのと、支援件数というのがありますよね。資料 1 のスクールソーシャルワーカーのところ、令和 2 年度相談者数が 618 人で、支援件数は 2,507 件とありますけれど、これは 1 人に対して 2 回、その活動をすれば、2 件ということになるわけですよ。

事務局：そういうことです。

柳瀬委員：「1 つ 1 つの重い案件が多かったため一つの案件にかかる時間が長かった。」とあるのですが、これおかしいのですが、1 つの案件というのと、支援件数の 1 件というのはもう意味が全然違いますよね。ですから、見なければいけないのは相談者数ですね。

市長：令和 2 年度は希望通り対応できたのは 45% なわけですよ。要するに、案件が多くて 1 人にかかりきりになれば、当然よそまで手が回らないという現状が令和 2 年度にあったということですよ。

事務局：はい。

市長：さらに少し気になるのが、令和 2 年度は 12 か月分だと思いましたが、令和

3年度は、この4月から8月だけでこんなにきているのですか。

事務局：そうです。

市長：この伸び率は異常だと思うのですが、それはスクールソーシャルワーカーを使おうという発想になってきているからというのがあるのかもしれませんが、要望件数でいっても、前年の3倍近いということですか。

教育長：計算すると通年で4倍超えますね。

市長：4か月で150件ですから1年で450件くらいになりそうですね。この辺りの数字を考えると、大丈夫なのかな、本当にプラス2名で足りるのかとむしろ心配になりますが。このCの部分、もうちょっと説明してもらえますか。543時間に換算というのは、要するに時間数としては実質543時間の6人体制の時間が必要ということですよ、計算としては。

事務局：そういうことです。

市長：それで足りるのかなというところが本当に心配なのです。この活用要望件数が、結構休校期間とかもあったと思うのですが、4月から8月にこの数字があって、この先伸びてきても6人は足りる人数ですか。その伸び率を見ているのかな。

事務局：もちろん1人でも2人でも多い方が、学校としてはありがたいとは思いますが、あくまで75%の数字で算出したのでこういう数字になっています。

教育長：この伸び率をどう見るかというのは非常に難しく、伸び率に関する根拠がないですよ。今年はコロナの影響もあって、多分多かったのかなと。そうなった時に来年が同じように伸びるのかという根拠がなくて、今年と同等と考えました。

市長：コロナはスクールソーシャルワーカーの案件についてどういう形で影響を与えているのですか。

事務局：コロナが原因でということでは統計を取っていないので、何とも言えないところですが、コロナで例えば少し不登校気味になったという子は、も



ちろんゼロではないと思います。

教育長：虐待件数なんかも若干増加している。

市長：スクールソーシャルワーカーは本来とても対応に時間がかかるものなので、本当にこれだけの件数を 1 人で対応しているという時点で、かなり無理がある気はします。

和泉委員：すみません 1 つ、そもそもの質問をしてよろしいですか。スクールソーシャルワーカーについて、1 人に対するカウンセリング対応時間というのはありますか。1 人当たり 60 分で終わりということなのか。

事務局：スクールカウンセラーは、1 コマずつカウンセリングをしますが、スクールソーシャルワーカーの場合にはもちろんカウンセリングもやりまし、家庭訪問に行って保護者の対応をしてくれたりとか、カウンセラーとまた違う業務の形なので、毎月家庭訪問をしてくださって、家庭と連携を取ったり、関係機関とつないでいただいたりということで、本当にケースによっては、ものすごく長い対応時間を、業務としてやっていただいているケースもたくさんあります。

和泉委員：そうすると、勤務時間 543 時間から算出していくというそもそもの考え方を大きく変えないことには、妥当な人数は見出せないのではないかと思います。それは多ければ多いほうがいいということに終始してしまいがちなのではないかなというのを非常に私の中で感じていまして。大きなゴールとしても、1 学園 1 人ではなく、1 校 1 人常駐がやはり最終的には目指すところだと思います。時間や、件数という数字の見方を変える必要があるのかなと感じています。

市長：スクールソーシャルワーカーの時間については、当然 1 回で数時間になるわけですね。逆に少し話して解決するだけならスクールソーシャルワーカーは別にいらなわけですから、こじれている案件というか難しい複雑な要素が絡み合って、スクールソーシャルワーカーが出て来るので、本当に理

想的にはそういう状態でしょうね。本来は、いつでも各学校にいて、すぐに対応できて、それを本来は国がしっかり予算をつけて整備すべきだと思いますが。

柳瀬委員：福祉の方では、相談支援事業者というのと相談支援事業従事者というのでおそらく配置が決まっています。必ず配置しなければいけなくて、各事業所が相談支援の従事者を設置し、なおかつ、それ以外に専門の相談支援事業者というのがあります。それを通さないと、実際にサービスを受けられない。そういう仕組みでかなり配置していったら、民間にもかなりの数の相談支援事業者、従事者というのがあります。それと同じように考えますと、幾らニーズがあっても、それはもうキャパ次第なのです。そのキャパに応じてニーズも決まっていくので、ニーズが先にあって、キャパが決まってくるという話ではないです。おそらく、スクールソーシャルワーカーについては幾ら配置しても足りないということになるし、なので段階的に来年度はこれくらいにしてというので、一気にたくさんということはやらないかもしれないので様子を見ていくしかないと思うのですが、先ほど言ったように、そうした場合は件数というのは、人と一緒に見ていく必要があり、何人の相談に応じたかが、その件数になる。人によってはもう解決するまで、とことんやっていくというのが福祉の方ですが、教育の方でその区切りが難しいとすると、スクールソーシャルワーカー 1 人で何人を見られるかっていうところはある程度、頭を作っておかないと、200 人は見られないですよ、おそらく。やはり 1 人頭 100 人が限度かなと思います。キャパから計算した方がいいのではないかと思います。

市長：実際、1 人何件持てるのでしょうか。福祉と違うのは、ケアプランが作られないことですよ、ケア会議もないわけですよ。関係者と会議はするのでしょうか、正式に当事者が入ったりもしないでしょうし、一緒にケアプラン考えましょうというように持ち込めないわけですよ。福祉のように

サービスを利用するためにプランを作る必要がありますよっていう、持って行き方もできない難しさはありますね。それを学校の先生たちがやらなくてはいけないのは、ほとんど不可能ですよ。

では、今の内容について少し皆さんの御意見もいただきましたけれど、全体として気になる点とか、これくらい必要ではないかとか議論していただけますか。

必要性については皆さん感じていると思いますけれど、私は感覚としてこれで足りるのかなというのは、正直思います。ただやはりさっき柳瀬委員からもあったとおり、根拠がないと予算は組めないで、議会に対しても説明ができないですし、財政の査定も通りませんので、今回、格差の 1.5 倍以上を解消するというような表現になっているのは一つの予算要求の根拠にはなると思いますね。実際来年動かしてみても、どうなのかというところをやはりきちんと検証していくということが必要かなと思います。軽く予算を計算してみても、年間でカウンセラー 1 人当たり 252 時間ですから、5,000 円でやっても、126 万円。5 人増やしても 630 万円。先生 1 人分の人件費が足りませんよ。本来はもっときちんと投資をすることで、先生たちの仕事をしっかりサポートというか、子供たちのケアもしっかりできるようにしていくことが必要だろうと思うしスクールソーシャルワーカーはもっとですけどね。時給 3,500 円で、大体今 2,200 時間とかですかね。そうすると、800 万円も行かないぐらいなのかなと思いますけど。ここにお金をかけない教育行政ってやはりまずいと思うので、そこはしっかり予算をつけていく必要が私はあるなということは、強く思いますね。一応、教育局からの案としては、カウンセラーは 5 名増ですね。1.5 倍以上のカウンセラーを解消するために、5 名増。スクールソーシャルワーカーは、時間でいうと実質倍増したいという、提案が出ていますが、それについての御意見というか、一応根拠ももちろん作ってもらっていますが、妥当性とかについて、まず委員の皆さんそれぞれ所

感をどうぞ。

倉田委員：私もスクールソーシャルワーカーについては、学区に 1 人程度の配置は必要なのかなと。これは結局、移動も含めて管轄範囲というのが余りにも広すぎると、対応しきれないと、やはりスムーズに活動するためには、同じ地区で状況把握して対応する、その方がやりやすいのかなと。その程度は確保していただければ、大分違ってくるのかなとは思いますが。やはり連携機関も結局、その管轄が、どこの児童相談所を含むのか、どういうふうな連携を持った方がいいかという、その近隣も含めて状況が把握できますよね。

市長：小中が親子で絡んでくるケースもありますので、本当にあっち行ったりこっち行ったりしないで、逆に、例えば学園とかで区切ることで、件数は減るでしょうから。人数を増やして、1 人当たりの時間が減るといようなアプローチもあるのかもしれないですよ。例えば 16 学園があるなら 16 人で対応した方が本来の支援の仕方なので。さっき和泉委員も言ってくれましたけど。ただ、スクールソーシャルワーカーがいるのかという話です。これ、3 人見つけるのは結構苦労したのですか。

事務局：今年度の任用のときに、私は直接面接したわけではないのですが、5 ~ 6 名が面接にいらっしゃったと聞いています。

市長：それは、もともと 3 人募集したところに 5 ~ 6 名の応募があったのですか。

事務局：そうだと思います。

市長：募集をすればあと少しは来る可能性はあるけれど、ただ、もっと増える感じはしないですか。ただ、有資格者は多分増えていますよね。スクールソーシャルワーカーは結構関心を持って今取っている人達も多いのではないかなと思うので。あるべき論からいくと、本来は学区ごとのエリアで見られるようにしていくことが大切ですよ。今この 3 人は担当学園で見ているということはやってはいるみたいですけど。このエリアだとあってないようなも

のですよね。

教育長：16人という人を増やすことも方法ですが、週に1回勤務というのが、結構ネックになっているのかなと。ですから、案件一つ続けてやりたいのに、次の週ですということもあるので。

市長：それは何故ですか。月曜日来たら明日は来られないみたいな話ですか。

事務局：年間で543時間という数字なので、働き方については、スクールソーシャルワーカーにお願いしますが、実は別な仕事を持っている方もいらっしゃって、こちらで最初4月の段階でこの形をお願いしたときに、別な曜日に別の仕事を入れてしまっていて、それ以上は対応できないということがあります。

市長：本来スクールソーシャルワーカーはこれ一本でやっていってもらえるくらいのものにしないといけないですよ。前から図書館の司書とかでも同じことを考えていたのですが、こういったすごく子供に関わる大事な仕事が、身分が不安定ゆえに、希望者がいないとか、フルタイムの他の市にそういう人が結構移って行ってしまおうとかというのは、つくば市としては非常に嘆かわしいことだなと思っていますし、そういうことも含めて、安定した雇用ならば逆にまた希望者も増えていくという循環もできていくはずですよ。そういうことも含めて、ここはしっかり投資をしなければいけない場所だろうと私は思っているのですが。実際どうなのですかね。来年度市が本気出して大々的に募集したら何人くらい来そうですかね。

事務局：昨年度募集した時は、5～6名面接しましたが、他市町村や他の都道府県とかを併願しているという話もあったと聞いています。今回市で取らなかった方が今年度、今どういう働き方をしているかは確認していません。

市長：ソーシャルワーカーの資格はわかるのですが、スクールソーシャルワーカーの資格というのは、研修によって追加で付与されるのですか。

事務局：市で採用している時の資格というのは、資料1のスクールソーシャル

ワーカー部分にも書かせていただきましたが、社会福祉士、それから精神保健福祉士、あとは教職員の経験とか相談業務経験とかそういったことで一応これを、当市の採用の時には条件として募集していました。

市長：福祉の専門性が一番重要な部分だと思いますが、逆に小中学校教員経験が5年以上あれば福祉の知識がなくてもなれるということですか。

事務局：そういうことです。

和泉委員：これ全てが必要条件ではない。

事務局：全てが必要条件ではないです。

教育長：県の雇用条件と同じです。ただ、その辺は面接によって経験などを探りながら採用しています。

市長：実際今やっている人はみんな有資格者のソーシャルワーカーですよ。

事務局：そうです。

教育長：県で十数人募集するときに、社会福祉士だけではとてもあの頃は補えなくて、教職経験があってそういうことをやっていた人を採ればいいたろうという発想でした。

市長：来年は少し募集要件を変えた方がいいですね。もう少ししたら世の中のトレンドが一気に変わるところも持っている分野で、もっと増えると思います。だから今のうちにつくば市できちんと採用しておかないといけないし、それがスクールソーシャルワーカーの地位を高めることにもつながればいいのかも。だからどういう採用を目指すかということで、今議論しているのは、さっき倉田委員や和泉委員が言ってくれたように、学園くらいの単位で募集する。総予算はそんなに変わらないのですけどね、倍増しても1,500万円。これはこれからの話だとしても絶対に投資しなければならない場所だと思います。例えばその1,500万円の総額だとしたら、学園ごとで、今までよりも短い時間でやった方が応募は来るのか、それともがつつりやる人がいないと逆に採用できないのか、という辺りは、どうでしょうか。

事務局：学校としては、人の数が多い方が当然いいと思います。瞬時に対応できるパイが多いですから。ただ資料作成の際に、昨年度募集の時に、5～6名しか来なかったということで、例えば10人増と書いても、なかなか人を集めるのが大変だろうなということで、この5とか6という数字を出させていただいたところではあります。

教育長：募集の時に1人543時間で募集したわけですね。だけどこの内の1人、Cという人は、2単位やりますよという話になったわけですけど、この543時間掛ける何単位を、働き手としてベストと考えているのかということによって変わると思います。だから、これが週4日でやらせてくれるのであればずっとつくば市でやりますよという人が出るのかもしれないので、その辺の柔軟性をきつと543時間掛ける1でもいいし4でもいいし、そこは選べますよという形で募集するのがいいのかなと思います。

市長：543時間よりも小さい単位もあり得るかという話ですね。

教育長：小さいのもあるかもしれない。

市長：専門知識もあるし、学校にも貢献したいけど、今は仕事があるので、あまりたくさんはできないけど1学園分ぐらいは担当するよという人と、もうフルタイムで、各学校いつでも相談できるぐらいのレベル感の人とかが確かにいた方がいいので、こっちで枠をはめてしまって、その条件に合わないから応募できないとなってしまうのは損ですね。手を挙げてくれた人の中での最適な分配をする。全体の時間数としては、今が、543時間掛ける4枠で大体2,200時間ぐらいですね。その2,200時間を、少なくとも倍増はした方がいいだろうと思うと、4,400時間分ぐらいを何枠に分けるかという考え方をしてくるのは、一旦来年度の予算の考え方としてはあるかなと思います。その時は、皆さんの募集の工夫が必要ですね。あと、今すでにスクールソーシャルワーカーがいますから、きっとスクールソーシャルワーカーの協会とかもあると思います。思いがないとスクールソーシャルワーカーの資格を取らない

と思います。就職のために取る人はほとんどいないと思うので、ソーシャルワーカーを取った上で何か学校でやりたいって人たちなので、少なくともまだ、質はある程度担保されているのではないかなと思っています。

柳瀬委員：通常のソーシャルワーカー、つまり社会福祉士がいて、社会福祉協議会でやっている相談事業というのがずっとあるわけですね。今まで、いわゆるソーシャルワーカーの仕事では、子供の問題は扱わないということはなかったと思います。今回子供たちのためにスクールソーシャルワーカーを作ったわけですけど、そこは社会福祉協議会との連携というのは、考えないのですかね。

事務局：例えば難しい家庭に関わる案件を抱えた場合に、学校はいろいろなところには連絡はしています。児童相談所にも電話するし、場合によっては警察にも電話するし、市役所内の関連部署にも連絡をしています。ただ、やはりスクールソーシャルワーカーはすごくフットワークが軽くて、頼むとすごく動いてくれるというのが、学校の実感であり、すごく学校にとっては、連携しやすい人材だと思っています。

柳瀬委員：被っている領域なので、社会福祉協議会がやっているソーシャルワーカーは今Cがついて、CSW、コミュニティソーシャルワーカーなんていう言い方もし始めました。もっと地域密着でやらなければいけないといった時に、先ほど学園ごとという話もありましたが、社会福祉協議会の各地域支部というのと、多分被ってくると思います。そこが分かれていることが不思議だなとは思っているので、社会福祉協議会のソーシャルワーカーが学校の案件にも関わられるようにするというのも、大事ではないですかね。社会資源で考えると、そっちの方が自然な感じがします。子供たちだけ別にスクールソーシャルワーカーが動いているというのは何か不自然な感じがします。

市長：社会福祉協議会にもやはり問題意識を共有することは重要だと思いますのでそれは当然やるべきだとは思っています。共有したいと思っています。



柳瀬委員：我々の持っている一番大きな社会資源はやはり教師だと思います。

市長：教師が対応できればいいのですが。福祉の知識があれば、ある程度深刻化しないで、相談先とか対応先につなげられる案件も、その知識がないがゆえに、というようなケースがあったりします。例えば、別の部署の話ですが、対応しようとしていたケースに発達障害関係の話が絡んできたので、それは障害福祉課で普段扱っている案件だからと言って一緒に共有をした。そして、この場合のケア先はこっちだよねとか、この場合こうだねみたいな仕分けができました。知らない人はケアワーカーとか、ケア会議、ケアプランの概念とかは全然持っていません。残念ながら市の職員でもやはりそういうことはあるので、それが学校の先生になると、よりなかなか福祉の知識とか福祉制度のあらましという前提の知識がないと適切な支援につなげるのは少し厳しいかなという感じはします。教員免許を取る時にそういう勉強は多少あるのでしょうけど。

事務局：今はあると思います。

市長：それぐらい本当地域全体でやはり見なくてはいけないということなのかな。ここまで財政どうですか、何かありますか。

オブザーバー：気になる点で言いますと、スクールソーシャルワーカーについてだけではないのですが、来年度の国の概算要求が出ておりまして、この部門については拡充というようなことで、文科省から出ている部分です。ですので、今後国県の動向を見ていただきたいという全般的なことです。

また、スクールソーシャルワーカーのところで、県に申請した時に時間がかかるから課題であるという部分については、引き続き県の方に、国からお金が出ている話なので、そこは引き続き言っていただきたい。使えるような形でないと仕方ないと思いますので、まずそこはお願いしたいです。

市長：そうですよね。県が形だけ制度を作っても、本当誰に聞いても県の制度は使えないと言っていて、それは制度を変えていかななくてはいけないですよ

ね。県は全体で何人でしたか。

事務局：人数は把握していません。

市長：申請から派遣までの時間差が課題というのは、何か手続き的なところも時間がかかってしまうのですか。市のソーシャルワーカーは、人手が足りないからですけど、県の場合は、事務手続きの部分で時間がかかっているところですか。

事務局：派遣申請書の作成が必要になってくるので電話一本で頼めるというわけではなく、こちらが申請書を出して向こうが許可を出して、それで派遣という形になるので、少し時間がかかってしまいます。

オブザーバー：時間差というのはどのくらいですか。

事務局：ケースによりますが、1週間はかかると思います。

オブザーバー：市の場合ですと、今日行ってくれと言えば派遣できるのですか。

事務局：例えば配置校に電話をして、明日空いているか確認し、空いていれば、対応しますよというお返事がいただけます。

オブザーバー：決まっているわけではなく、明日空いてれば対応できるというところで、時間差がないということですね。

事務局：はい。

市長：県も派遣に1週間かかるような手続きではなく、空いていれば来られるようにして欲しいですね。それはきちんと要望して、やれることはしっかりやった上で予算を取りましょう。

他はいいですか。

では募集の仕方は工夫してもらおうとして、まず、今の議論の中で、カウンセラーについては5名増、そして、スクールソーシャルワーカーは、時間としては倍増を、人数については、もう少し市場調査をしていって欲しいのですが、スクールソーシャルワーカーになる人が何人いるのかは、誰に聞けばいいのでしょうか。

事務局：私たちが考えていたのは、もし人を増やしていただけるということであれば、今働いているスクールソーシャルワーカーに仲間が多分いると思うので、もう少し働ける方がどのくらいいるのかを調査しようと思っていました。

市長：その上で募集の仕方はやはり、フルで働ける人、数時間の人というのをやはりできるだけ柔軟にできるような仕組みがいいですね。それをこの倍増した時間の枠の中で調整すべきですね。

和泉委員：この件について、一つよろしいですか。

今日頂いた資料は、数字の面から分析して現状把握しているのだと思うのですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの両方の当事者に、アンケート等を書いてもらったりしたことはありますか。要望する際に、やはり現場の声というの一番、人を説得できる要因でもあると思うし、数字で把握できない部分を把握することも大事なと思うのですが、どうでしょうか。

事務局：学校の方には、スクールソーシャルワーカーを使うに当たっての課題とかを聞いていて、まとめていないのですが、聞いた中で御要望が多かったということもあります。それから、スクールソーシャルワーカー御本人にも、どんな感じですかというのは聞いたことはあります。やはり、時間が足りませんということはおっしゃっていました。

市長：多分、次の段階としてやはりスクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーも、今は良くても人数が増えれば質の問題がすごく大事になってくると思います。だから本来は何かフィードバックのシステムとかを作らないといけないですね。この辺は、海外は多分すごく進んでいる気がしますけど。

倉田委員：今までも、やはりスクールカウンセラーを含めたケース会議とかをきちんと学校では開いて、一人一人にどういうふうに対応するか話し合う場

所を設けているはずだと思います。今後どういうふうに対応していくことが望ましいのか検討する会議を開いて、学校も一本化していかなければいけない。例えば、外部機関と連携を取るとしても、一教師が自由を取っていると統制が利かなくなるので、学校の場合にはやはり生徒指導主事を通して、児童相談所に連絡するとか、あとは民生委員との関係をつなげるとかという、そういうものをやらないといけない。ケース会議を開いて、この子は今どういう状況でどういうふうに変換をしていくかと、学校でそれぞれ月に1回は最低でも定期会議をやっていると思います。そこにスクールカウンセラーも入っていただいて、一緒に検討していく場が必要です。

市長：ケース会議は月に1回きちんとできていますか。

柳瀬委員：少なくともスクールソーシャルワーカーも単独で動いているわけではないですね。

市長：だから学校での会議に専門家がいることがやはり大事ですね。ケアの専門家がきちんと入っていることが大事だなと思います。

倉田委員：特別支援も全くそのようにして、支援計画を作って管理して、定期的に情報交換して対応していくような方向ではやっているはずですよ。

市長：特別支援とかは、きちんと保護者の同意の下に進んでいく案件なので、作りやすいところがありますが、結局スクールソーシャルワーカーが必要な場面は、やはり保護者が原因のケースとか、保護者が全く協力していないケースとかが多いので、これはある意味本当に難しい仕事ですね。

倉田委員：やはり虐待とか貧困といった場合は、学校としても適切に対応しないと、手遅れになり大きな問題になってしまうので、そこら辺は学校も十分注意しながらやっていると思うのですが。

市長：当然本当に深刻なケース、虐待等のケースは要保護児童対策地域協議会につないでいますので、つくば市には子育て相談室もありますし、比較的つくば市は、土浦市の児童相談所とかとはコミュニケーションが取れていて、

情報共有や対応は今のところしっかりしているという認識は持っています。今後どういう案件が起こるか分かりませんが、かなり丁寧に、諦めずにケアをしています。

一旦このスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーに関する議論は終わりにしたいと思いますが、もう 1 個だけ人の問題で大きな案件があって、部活動での外部指導員について、議会でも複数の方が質問しているし、結局中学校の残業がひどいのは、部活の要素が大きいわけで、ここはどう考えていますか。外部指導員の活用について、結局予算がないといつも言われるのですが。

事務局：学び推進課です。各中学校で、やはり要望している数が多いのですが、現時点で 25 人の枠がありますが 13 名しか来ていただけていない。まず予算ではなくて、実際に来ていただく人を探そうとしても、現時点ではなかなか難しいというのが現状です。

市長：各学校では誰がどんなふうを探しているのですか。

事務局：中学校で探す、あるいは県に募集して県から派遣されるケースもあります。

市長：アスレチックデパートメントとかで、今すごく筑波大学が部活の支援に力を入れようとしてくれてはいますが、話とかはしていますか。

事務局：総合教育研究所です。今、アスレチックデパートメントの方々と義務教育学校 4 校でマッチングしている最中です。二つの階層があって、部活指導員の場合は、顧問が出ずにその時間を任せられるシステムですが、今やっているのは、部活の顧問も関わっていて、技能面に関して支援していただくということなので少し階層が違うイメージです。

市長：アスレチックデパートメントは、そこまでしかできないのですか。顧問は出なくてはいけないということですか。

事務局：技術面の指導をした上で、今後次の段階の議論として考えていく予定

です。

市長：そうですね。むしろ段階的で仕方ないのかなと思います。私たちの頃、顧問は出てこなかったですね。実際、よほど熱心な先生とかはやっていただいでしょうけど。

では今は予算の問題というよりは、仕組みをきちんと作る段階ということですね。

事務局：補足しますと、今は学校も部活が止まっている状態で、ICTを使って、例えば動画で撮影したものを使うなど、できることから進めています。そこで少し予算が発生するかとは思いますが。

市長：分かりました。今回外部指導員関係の予算は拡充とかで出してはいるのですか。

事務局：拡充はしていません。

柳瀬委員：荃崎中学校や谷田部東中学校では新しい試みをされましたよね。そういうものを、地域、部活動に展開していく動きはどうですかね。今コロナで止まっているかもしれないですが。検証は進みますかね。

事務局：学び推進課です。市内の実践に関しては、中学校の校長先生方に集まっていたいただき、会議を設けまして、こういった形ができるか、或いは自分の学校でどういうことができるかというところは、検討していただいているところですが、実際取り組もうとするとその地域差があるなど、なかなか踏み出せないというところが現状のようです。

手代木中学校と東中学校でも、筑波大学との連携とか、いろいろな形を模索してはいるのですが、全ての中学校でそれが適用できるかということ、なかなか難しい部分がやはりあって、もう実際に動いているところの活動内容等は当然、研究して、参考に見てはいただいておりますが、自分のところで適用しようとするとなかなか難しい部分があるというのはよく聞いております。

柳瀬委員：部活動についての、受益者負担ということについて議論は出ていま

すか。

事務局：荃崎中学校や谷田部東中学校に関しては、受益者負担をやりながら、民間に入ってくださいますが、実際に部活動を地域に戻す場合にはそれは避けては通れない議論になると思います。ですので、保護者には、そこは御理解をいただく部分があると思いますが、結局今まで無償だったものが、何で受益者負担にならなくてはいけないのかというところは、丁寧に説明をしていく必要はあると思います。

柳瀬委員：すごく大事なポイントになってくると思います。義務教育の中でやっていたことを、民間も入ってきてやっていくときには、自己負担も必要であるという流れがこれからできるのではないかなと思います。いい事例になり、展開できればいいですね。

事務局：谷田部東中学校や荃崎中学校はその点、保護者の方から、大きな苦情がないと聞いておりますので実際に導入する場合には、どういった形で導入したのかというのを参考にして、市内で進めていきたいというふうに考えております。

市長：でも本来部活動は義務教育の中に規定されていないわけですよ。多分、それを整理するタイミングが来ているということなのですよ。本当に曖昧な形で続いているのが日本の部活動の恐ろしさだ。だから本来先生は別に出なくていいのに、今度は部活動なのに、先生は出なくてはいけなくなってしまっている。その間仕事もできないです。学校管理上の観点では、教員でないといけないのですか。アルバイトとかではいけない。

教育長：それができるのが外部指導員。

市長：その指導員というのは、資格とかは別になくて学校がその人を指導員に任命すればいいのですか。

教育長：そうです。

市長：では、アスレチックデパートメントも向こうが了承してくれさえすれば、

指導員に任命することができるということですね。

教育長：ただ、今の指導員の報酬は、国の事業でやっているの、国県市が3分の1ずつ負担しています。これが、将来的には全部市が負担するということになるのかもしれませんが。

市長：受益者負担も、やむを得ないところではありますよね。そこはまた、情報を共有してもらいながら良い事例を広めていくということが必要だと思えます。

和泉委員：指導員が1人いれば、その指導員が、野球もサッカーもバレーボールもバスケも、ということになりますか。

教育長：働き方改革から言えば、部活の種類、種目を整理するというのも一つの手だろうと言われていて、ただ、少ない人数で成立しないような部活も置いておくということは、これはやはり無駄があるのではないかとということになります。でも、1人でも2人でもやりたい種目がある子はどうすればいいのかとなったときに、それが地域移行して、地域の人と何校かの子供たちが一緒になって一つの部活をやればいいのかということだと思のですが、まだその辺の仕組みができてない。

和泉委員：筑波大学に依頼している時はどういう形で依頼しているのかなと少し気になったのですが。

事務局：今回の義務教育学校の取組ですが、学校の方にも協力してくれる部活に手を挙げてもらいました。あと、アスレチックデパートメントの方にもやれるものをということで、どちらにも希望を募って、マッチングしたところが今動いているところです。

市長：筑波大学のアスレチックデパートメントとかは熱心にやってくれているのですが、アスレチックデパートメントというのは、必ずしも全ての体育専門学部の競技が入っているわけではなくて、むしろ入っている方がまだ少ないくらいです。最初2とか3とかしか入らなくて、今徐々にいろいろな競技



がそこに入るように勧誘している段階ですね。結構苦労している感じです。  
部活にあるような競技は結構入ってきてはいますか。

事務局：入ってきています。今回、中学校の方から希望があって実現しなかったのは、卓球部です。アスレチックデパートメントにも卓球部があるのですが、コロナの影響もあって、なかなか一緒にやりにくいということでした。

市長：素人が適当なことをやるより、専門家が指導した方が絶対良いですからね。結局部活の大会の常連校は、顧問の先生がすごく経験のある先生とかで、その先生が異動すると別の学校が強くなるみたいな仕組みがあります。あまりスパルタみたいな感じは困りますけど、適切な指導ができる人がいた方がいいですね。

では一旦、部活の議論もここまでにして、最後、教育大綱の実践について事務局から報告をお願いします。

事務局：学び推進課です。教えから学びへのアンケート結果について説明させていただきます。今までの経緯ですが、教育大綱を受けまして今回教えから学びへの授業を実現するために各学校で「教えから学びへの強調月間」を設定していただいて、授業改善に取り組んで参りました。今回のアンケートは、研究授業の前と後で児童生徒に対して実施してもらいました。その結果を実践前と実践後に分けてグラフ化したものが資料2です。その結果を一人一人見ていったところ、非常に伸びがあった先生方がおりましたので、その先生方に聞き取りをしてまとめたのが、資料3の「聞き取り内容まとめ」です。今後の流れについては、このアンケート結果と聞き取り内容をもとに、第二期の教えから学びへの月間に向けて、まず教員個人で、今までやった授業を振り返り、チェックを行ってもらいたいと考えております。チェック後に自分の授業の課題と改善点を探って、それを第二期の強化月間にいかしていただき、さらに改善した授業を実践してもらい、また授業後のアンケートを実施する予定です。また、そのアンケート結果と教員の聞き取り内容から、最終

的には、先生方にこういう形で授業を進めると、教えから学びの実現につながると分かる冊子あるいはパンフレットのようなものを作成して、学校に返したいと考えております。以上です。

市長：御質問ありますか。

和泉委員：調査概要に関する資料が無いので、調査対象、期間、方法、あとはそもそも目的、どの科目が対象なのかとか、とにかく調査概要を見ないとどうにも読み取りようがないなと思いました。教えから学びへということで、どういうふうに変化しているかを見たいという目的は分かりますが、研究授業を1回やる前とやった後で効果を図ることに意味があるのかなと正直思ったのが最初の印象でした。そもそもこの結果は小中学校の数字も混ざっていますよね。そこを一緒にしてしまっているのかという問題もありますし、量的に把握することにどういう意味を見出すのかなというのをお聞きしたいのと、あとやはり教育大綱にあるように一人一人の学びはこういう量的なことよりも、ここの数字に出てこない、できなかった部分を探るアンケートの方がやる意味があるのではないかと感じました。

事務局：まず今回の教えから学びへの強化月間ですが、各先生方が教えから学びへの実践をやる単元を決め、何回か授業をした方もいますし、授業の実施数自体は多くなかった方もいます。今回聞いたのは、自分が選んだ単元の中でこれを実施していただいて、その授業をやる前と後で、児童生徒の気持ちがどのように変わったかということをとっていますが、これと同時にもちろんその授業の中でどれくらい子供たちの力がついたのかというのは先生方が独自に取っております。今回は児童生徒の気持ちがどうなのかと全体の傾向をこちらで把握するため実施したアンケートであり、先生方にこういう傾向が見られるということを示すため、今回こういう形をとらせていただきました。基本的には子供たちへの意識調査であり、あくまでも研究の一つの側面になりますので、それを研究授業の改善を進める上での一つの参考にしても

らい、なおかつ、他の先生から出た授業を進めるコツや秘訣を共有することで授業改善に結びつけられれば良いなと考えております。

和泉委員：例えば質問1「知りたい、できるようになりたいという気持ちで授業に参加している」という質問に対して、それをしていなかった生徒に対し、その生徒自らの言葉などはどういうふうに把握していければ良いとお考えでしょうか。

事務局：今の御指摘は非常に重要なポイントだと考えておりますので、例えば、できた子に対してももちろんそうですが、その授業で目標まで達しなかった子に対しての指導というのはもちろん念頭に置いて授業するべきだと考えます。今回は、教えから学びを実践する際には教師側からこういう授業を作りたいという気持ちがあり、授業の中で設定した狙いに対し、そこまで達成できていない生徒に対する手立ては考えた上でそれぞれ授業をしております。

市長：補足すると、実は私も全く同じような質問をこの会議の事前打合せの際にしました。よくできましたという結果だけでは仕方ないのではないかという話をしたのですが、今回の狙いとしては、今学び推進課から説明があったように、どういう取組をしたかということを出発点として、それが全体としてどう影響したかをまず大枠として見る。その上で、これを基に、改めて全先生にいい事例と自分のことを見つめ直してもらい、結果が出なかった先生もいるわけなので、事例からきちんと学んでいくというような形にする。私はそういう理解をしたので、それならば今回はこういう形ですかねということで考えてはいます。やはり気になった部分ですし、ただ、今後一人ひとりのケアというのにはつなげていくようなものになると思うし、その前の段階として、先生一人一人がこの結果を基に改善をしていく必要がある。私がお願いしたのは、教育大綱の実践の仕方はいろいろあると思うのでそこは自主性があっていいと思いますが、学校任せにならないようにしてくださいねという話はしています。一人一人がどういうふうに改善していくのかというこ

とを考えるきっかけにしようということで、できれば課題なども定性的に出して欲しかったというのがありますが、今回については、そういう趣旨ということでした。

柳瀬委員：教育大綱の教えから学びへという、大きな転換があったわけですが実際のところ先生方が教えから学びということを、どういうふうに理解しているのかなと考えると、今までと変わらないのではないかという意識があります。今までも子供たちの自主性を大事にするとか、双方向の授業とかがあり、大きな枠組みとして今までのグランドデザインと何が変わったのかなというのと思います。このアンケートはすごく子供たちの主観的な判断で、これ自体がすごくインセンティブになっていて、結局、楽しく自分で学ぶことだよという働きかけはよく分かりますが、それが学習目標の達成とかということになると、一緒だなと感じてしまうのですが、何が変わったのですか。

事務局：自主性や対話ということは以前から言われていた部分ではありますが、今回の教育大綱を受けまして、教えから学びへというスローガンの下、先生方に授業改善に取り組んでいただいているのですが、私がいろいろな授業を見せていただき、お話を聞くところによると、大分意識が変わったと捉えております。結局、子供の方から自発的にどれくらい課題に向かうか、そういった認識が、前と比べると大分変わってきたのではないかなと。課題は先生方が与えるものではなくて自分たちで見つけ、そのためにどういうふうに工夫したらいいかを考える先生がたくさん出てきていますし、例えば対話の仕方にしても、ただ話し合いをすればいいのではなく、対話を通してどれだけ深い学びをさせたいかということをよく考えて設定している先生が多く、先生方の捉え方がより教えから学びにシフトしているという実感はございます。

柳瀬委員：やはりグランドデザインがあって、学校の体制があって、各先生方がいるという、その理念型だと思います。理念がおりているのですけれど、実際先生方は子供たちから発想するわけです。カリキュラムが優先というか

単元で何を教えようかということがまず優先で、何を教えようかということ  
を、どうやって子供たち主体に持っていこうかとしているのですけれど、こ  
の子には何が必要かはみんな違うわけですよね。これを個別最適とおそらく  
言っているのですが、我々自身もそうですけど、先生方が意図している  
教えから学びへとは本当に何なのだろうという問いかけをずっとしなければ  
いけないと思います。カリキュラムは地図だと思っていて、地図を使わない  
とどこに自分がいるか分からないから、地図はあったほうがいいです。地図  
は提示するけど、自分がどこにいて、どちらへ行こうかというのは子供が決  
めるわけで、ナビで動かすというようなことはどうなのかと思っていて、子  
供の姿が見えてこないですよね。理念型でやっていくとその理念型に合うプ  
ロトタイプを考えてしまいますよね。試作品というか、こういう感じである  
べきだという子供像が出てきてしまっているような気がしていて、先生方は  
まだそれに捕らわれているのではないかと思います。子供たちが出発した先  
にある地図のどこを通るか先生方が考えてしまっているカリキュラム優先型  
になってしまっているのも、その転換を教育大綱はやろうとしているのでは  
ないかと期待しているのですが。つまり教えから学びへということについて、  
もっとみんなで深く議論しましょうということです。

市長：こういう機会は大事だと思います。そういうことを先生方とももっとい  
ろいろ対話したいですよね。お互いに気付きもあると思うし、確かに柳瀬委  
員の言うとおりで、多分私たち自身がもっと本当はこういうことを突き詰め  
なければいけないと思うし、教育大綱を作ったから満足という訳にはいかな  
いと思います。

少し余計なことですけど、昨日、中高生のタウンミーティングというのが  
ありまして、中高生には教育大綱が配られているはずなのですが、読んだこ  
とがあるか聞いたら、十数人中1人しかいませんでした。配ってはいるけれ  
ど、多分配って終わってしまった。例えば、先生と子供がその場所で一緒に、

どんなことが書いてあるだろうかということをやっていないければ、やはり共有はされないですね。今教育長が先生たちに定期便でメールを出してくれていて、それが届いている先生には少しずつ浸透していると思いますが、多分、学校で先生と子供たちと一緒に読むとかはしてないだろうなと思いますし、我々ももっと努力しなくてはいけないですね。みなさん言うとおりで、多分温度差もあるし、我々も理念の段階での議論はしたけれども、次今の段階で、どういうことをやっていくのかは、しっかり話したいと思います。

倉田委員：このデータを見て私が感じたのは、教師の意識の変化と指導技術の向上が影響している可能性が高いのではないかとことです。一人一人の個人の変化とかはこれでは見られないけれど、全体から見てやはり教師の意識改革が図れたということは大きい成果だと思いました。それをつなげていくのには教員の研修の充実と共有化というのが必要になってくると思います。教育長が、教員にメールで投げかけていることは非常に効果、成果があったと思います。そういう面で少しずつ教師の意識が変わってきて、それを今度は子供にどう伝えて子供を変えていくかに持っていけないと意味がないので、そこがこれから教師、学校に与えられた課題かなと思っています。個人分析はまた別に各学校でやっていくべきだと思いますが、それをつくば市全体で共有化していくことによって、成果が上がってくるのではないかと思います。

市長：こういう大きなトレンドのデータはすごく大事だと思っていて、それで満足しないで、大きな流れとしてどう変化しているのかを見ながら個別に丁寧なケアをできるかということが、結果としては個別のケアの方向性と質を高めていくと思っております。また次の期間に実施しますよね。何月くらいに実施しますか。

事務局：2学期から第二期に入ります。

市長：また月間という形でやりますか。

事務局：そうですね。各学校の研修期間等もあるので、柔軟に設定してくださいという話をしています。

市長：またデータも取りますか。

事務局：取ります。

成島委員：教えから学びは、ICTを活用しているのが前提ですか。

事務局：ICTは授業をする際の手段になりますので、必ずそれを使わなければいけないということではなくて、その授業の狙いを達成するために効率的、有効的な使い方を考えて先生方は導入していると思います。

成島委員：先生方のアンケートの中身を見ると、オンラインを何とか活用して、何とか頑張って、その結果が見られた、といった答えが多い気がして、教えから学びは多分そういうことではなくて、どうしたら子供にその分野に対して興味を抱かせることができるか、それにICTを活用することだと思のですが、何とかしてICTを使うことへの意識が強い気がして、そういうことなのかなと疑問に思いました。

事務局：総合教育研究所です。今回教えから学びへの強化月間と、市で購入した端末が配布された時期がちょうど重なりました。それで今回は総研の方から、タブレットの使用をかなり意識してお願いをしています。それも多分、このアンケートで出てしまっている部分があると思います。ただ、一方でこの段階ではまだタブレットの可能性が分かっていなかったと先生方も思っていて、今後も研修をしながらやっていきます。今回オンライン授業もあり、決して無駄ではなかったと思いますので、後期に入りまして、タブレットの使用も含め、教えから学びの事例が出てくると思われます。

成島委員：ありがとうございます。あと、来年度の新しい生徒たちへのタブレット機器に関する予算はどうなっていますか。国から補助金は出ないのですかね。

市長：予算要求はどのような形にしていますか。

事務局：12月補正でGIGA端末の要求はしておりますが、現状、令和6年度にかけて、既存であるパソコンをリプレイスする形で要求している状態です。

市長：リプレイスする分もあると思いますけど、子供が増えている部分はどうなっていますか。

事務局：純増分に関しては別途12月補正で予算を確保しています。

和泉委員：森田教育長にお尋ねしたいのですが、現場の先生方に対するメールでのメッセージ配信について、反応はどうでしょうか。どうしてもやらされ感が伴ってしまっているのか、やらなければいけないのでやるという思考だと今までと同じになってしまいます。つくば市だけではなくて本当に世界的にも、学びの転換は最先端のことで、みんなが分からない中やっていますよね。学習効果の測定も分からないし、何が主体的なのかという研究もたくさんありますし、その中で現場の先生が、本当にそれを主体的に感じてやっているのかどうなのかなというところが聞きたいです。

教育長：私のところに反応してくれる人はいい反応しか返してくれないですね。この前夏休みになってから90分のプレゼンをして、これからつくばの教育はこんなことを目指していこうよという中に教えから学びへの転換も入れながら、話をしました。頂いた返信ではすごくやる気が出ましたという意見がありました。自分としてはやらされ感をいかになくすか、私のメッセージそのものにやらされ感がでないように、子供たちが変化することが私たちの喜びですね、そのために先生たちが頑張ると成果が出ますよね、という話をしました。最初の目的は、倉田委員も仰っていただきましたけど、先生方が何か工夫をして教えから学びへの転換という感覚を持って授業をした時に、子供たちがよい変化をしてくれたというところで、次のステップに行けるようなアンケートになればいいのかなと考えてはいました。学習としてとか、一人一人の学びとしてというところにはまだまだ到達してないと思いますが、そういう第一歩をまず先生方に踏み出していただいて、それによって自



分たちの授業が変わったというそのやる気感といいますか、喜びというか、そういうところから慌てずにスタートしたいなと思っています。今回これだけの良い変化があったので、先生方がどんなふうに工夫したかを共有することによって、また自分がそれを取り入れて授業することによって子供たちの意識が変わるといふ循環を生み出しながら、やらされ感はないようにしていきたいなと思います。

和泉委員：先生自らの主体性が保障されないとしてもできないと思うのと同時に、先ほどの定例会の最後に成島委員が言っていた楽しさ、どうしても教育は規範性が高くなってしまおうと思うので、本質のその楽しさを常に頭に置いていただくのが出発点かなと思います。

教育長：授業そのものの細かいテクニックも大事でしょうけど、いかに子供の心に寄り添って子供が学びたいという思いを使わせるような授業にするかというのが一番大事だと思うので、その辺を先生方には言っているし、今回強化月間ということでみんな一斉にやりましたけど、先生方に話を聞くと、みんなが教えから学びへ向かいたいという気持ちは持ってくれていると思います。ですからみんなで取り組んだということは、逆に先生方にとって今回はプラスだったのではないかなと思います。そういうふうに私たちとしてはいかにやらされ感のない、自分で喜びを感じながらやれる流れにするかというのがすごく大事な部分だと思って取り組んでいます。

市長：少し時間が過ぎていますがけれど、昨日タウンミーティングである高校1年生の生徒が、自分は数学がとても好きで勉強しているけれど、学校では数学の授業が一番面白くない、数学が嫌いとか苦手と言っている子に、あんなものは本当の数学ではないと本当は声を大にして教えてあげたい、と言って、一方でやはりそういうこともあるのだろうなと思います。また別の方からは、勉強が大変なのですが、市長は子供の頃どんな思いで勉強をしていて、勉強で何か今役に立っていることはありますか、と聞かれました。私は、

自分が持っていたコーヒーカップについて、各教科から学ぶと世の中を多角的に見るためのツールになるという話をしました。それが生きた学びなのですが、やはり生きた学びに多分なっていない、子供たちの、これ何のためにやるのというところに答えられていないと思います。イエナプランではその生きた学びをとにかく徹底して、実物を使うとか当事者から話を聞くということにこだわっていると思います。授業の単元のねらいとかは書かれてはいますが、それを子供たちに、何のためにやるのとか、それがどう役に立つのと聞かれたときに、そんなすぐ役に立つことばかりではないですが、入り口としてどこから入っているかによって、きっと興味関心は全然違ってくと思う。そういうことも含めて、やはり先生たちと教えから学びの意味というのをじっくり考えたらいいわけですよ。じっくり考える余裕は全くないので、人の支援をまずしようと。つくば市は近代公教育百数十年の転換をしようと思っていて、本当に今始まった段階だと思っているので私も焦らないようにしようと気をつけております。負荷をいきなりかけすぎると、きっと先生たちももたないだろうなと思うので、我々が支援をしながら、本質を外さずに対応していくかというのは大事だと思うので、そういうことをまた総合教育会議でも考えていきたいですね。

教育長：極端には先生方はどうしても講義をするという、そういう授業を受けてきた経験があって、そういう授業のイメージがありますよね。ですから、そこをやはり子供たちが自分で問題に取り組んで気が付いたとか、自分で解決できたとか、そういう方向にする授業にまず転換する。さっきの高校生が数学の授業が一番面白くないと言っているのは、やはり講義して解き方を覚えるような授業だから面白くないと思うのですよね。そこはもう根本的に変えなければいけないとは思っているので、頑張ります。

市長：ただ、やはりその問題意識をきちんと我々が共有しながらやらないといけないと思います。本当に先生や保護者からいろいろな声や情報が入ってき

て、そういうところは常々教育局に伝えるようにはしていますが、教育局に届かない生の声というのもあると思うので、コロナが落ち着いたら前に少しやってもらった教育委員の皆さんと先生たちの対話の機会というのは継続してやったらいいと思います。そこで悩みとかを聞きながら、それをこの会議でまたフィードバックしていくようなものにする必要があると思います。すみません、時間が過ぎてしまいましたので、この程度に留めて、また定期的に、課題はたくさんありますので、お願いしたいと思います。

事務局：ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の会議は終了となります。なお、次回の会議は10月27日水曜日、午後1時から2時半を予定しております。本日はお忙しい中ありがとうございました。

以上

# 令和3年度(2021年度)第4回つくば市総合教育会議次第

日時：令和3年(2021年)9月27日(月)

午前10時30分から正午まで

場所：本庁舎5階 庁議室

1 開会

2 市長挨拶

3 議題

(1) 学校現場における人的ニーズについて

(2) つくば市教育大綱の実践について

4 閉会

事務局：総務部総務課

教育局教育総務課

# つくば市総合教育会議 構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	五 十 嵐 立 青
教 育 長	森 田 充
教 育 委 員 会 委 員	柳 瀬 敬
教 育 委 員 会 委 員	倉 田 廣 之
教 育 委 員 会 委 員	和 泉 な お こ
教 育 委 員 会 委 員	成 島 美 穂

# 総合教育会議資料

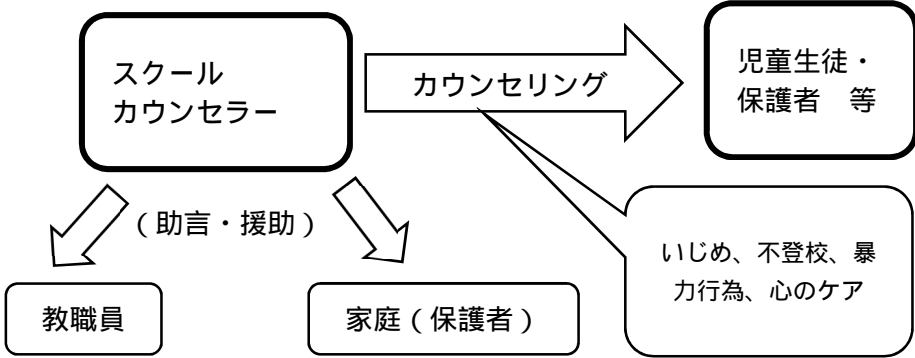
【スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについて】

## 1 スクールカウンセラー（SC）

### (1) 業務内容

- ・ 児童生徒へのカウンセリング
- ・ カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言、援助
- ・ 児童生徒のカウンセリングに関する情報収集

<業務イメージ>



### (2) R3年度の配置

- ・ 県費 12 名、市費 2 名
- ・ 原則各学園に 1 名

### (3) 資格：児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者

- ・ 公認心理師
- ・ 臨床心理士
- ・ 精神科医
- ・ 専門知識を有している大学教員（講師以上）
- ・ 大学院修了で心理臨床業務経験 1 年以上
- ・ 大卒で心理臨床業務経験 5 年以上
- ・ 医師で心理臨床業務経験 1 年以上

### (4) 報酬

時給 5,000 円

### (5) 現在の勤務状況

- ・ 各学園に配置、学園内で計画的に学校を回る。  
児童生徒数が少ない 4 学園は 2 学園をセットにしてそれぞれ 1 名ずつの配置。
- ・ 年間 36 週、週 1 日勤務、1 日あたり 7 時間勤務（年間合計 252 時間）

**【例 1：1 中学校 3 小学校の場合】**

- ・ 第 1 週：A 中学校
- ・ 第 2 週：B 小学校
- ・ 第 3 週：C 小学校
- ・ 第 4 週：D 小学校

**【例 2：1 中学校 4 小学校の場合】**

- ・ 第 1 週：A 中学校
- ・ 第 2 週：B 小学校
- ・ 第 3 週：C 小学校
- ・ 第 4 週：D 小学校、E 小学校

(6) 現在の相談状況 (R2年度)

- ・ 延べ相談者数：1,001人 (平均するとカウンセラー1人当たり年間77人を対応)
- ・ 延べ相談件数：2,203件 (平均するとカウンセラー1人当たり年間170件を対応)
- ・ 多くの学校が月に1日の勤務であり、1日に最大6人の対応が標準的。
- ・ カウンセラーによっては、(現在はコロナのためにできていないが)給食の時間に昼食をとりながらカウンセリングして下さったり、勤務終了時刻後に好意で勤務報告書作成や情報共有のための打ち合わせに参加して下さっている方も多い。

(7) カウンセラーについての考察

< スクールカウンセラーの人数及び相談件数 >

年 度	S C 人 数	相 談 件 数
平成 30 年度	19 人	3,056 件
令和元年度	13 人	2,374 件
令和 2 年度	14 人	2,203 件
令和 2 年度は 4、5 月が休校のため相談件数が少ない。 平成 30 年度までは、震災対応のカウンセラーが配置されており、市内合計 19 名の カウンセラーが配置されていた。		

- ・ 特に年度後半になると、カウンセラーの予定がいっぱいになり、希望した場合にすぐにカウンセリングを受けにくい状況がある。
- ・ 平成 30 年度の相談件数は 3,056 件であり、現在はだいぶ減らされてしまっている。相談件数が減ったからではなく、カウンセラーの配置が減らされたことで、相談対応件数が減ってしまった。

< 令和 2 年度 スクールカウンセラー担当児童生徒数 >

SC	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
人	1104	1172	1208	1209	1310	1315	1450	1555	1609	1797	1932	1978	2090	2170
倍	1.0	1.06	1.09	1.10	1.19	1.19	1.31	1.41	1.46	1.63	1.75	1.79	1.89	1.97

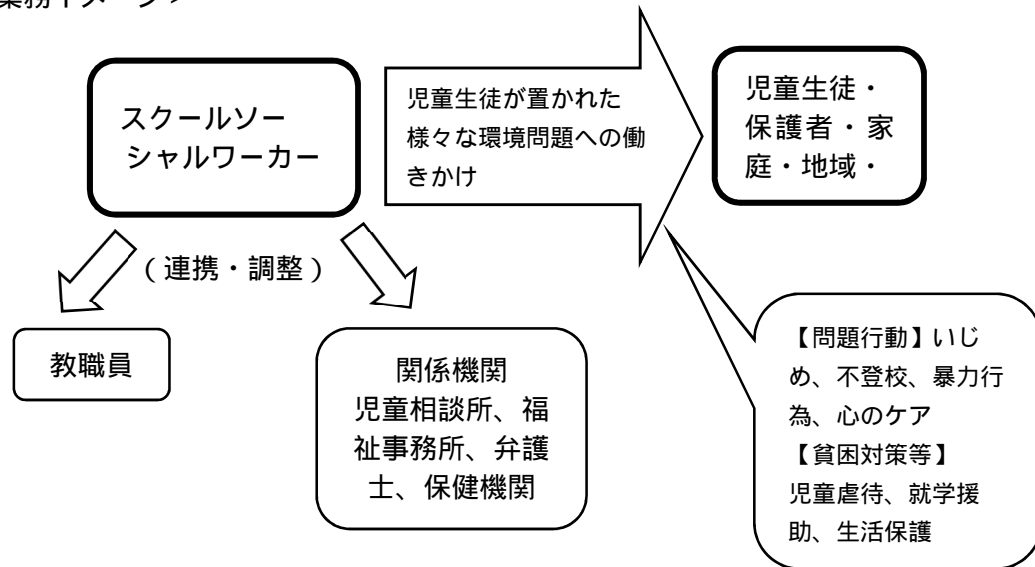
- ・ 相談した件数は把握できているが、カウンセリングの希望件数は把握できない。間違いなく、カウンセリングを受けたいという希望は実際の相談件数より多い。
- ・ 年度後半は、希望してもすぐにカウンセリングを受けられないのが実情。
- ・ 最も担当児童生徒が少ないカウンセラーは、1人で1,104人担当。
- ・ 最も担当児童生徒が多いカウンセラーは、1人で2,170人担当。格差は1.97倍。
- ・ 最も担当児童生徒が少ないカウンセラーでも年度途中から予約表はいっぱいになっている。最も担当児童生徒が少ないカウンセラーの担当児童生徒数を基準にして、格差1.5倍以上のカウンセラーが5名いるため、5名増やすことで相談困難状況を解消したい。

## 2 スクールソーシャルワーカー（SSW）

## (1) 業務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- ・校内におけるチーム体制の支援
- ・保護者や、教職員等に対する支援、相談、情報提供

## &lt;業務イメージ&gt;



## (2) R3年度の配置

- ・市費3名（荃崎中、春日学園、秀峰筑波に配置）
- ・県費は県に申請したのちに派遣される。（申請から派遣までの時間差が課題）

## (3) 資格：教育と福祉の両面に関して、専門的な知識、技術を有する者

- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・児童福祉関係施設、児童福祉に関する行政機関における相談業務経験1年以上
- ・小中学校教員経験5年以上
- ・小中学校における相談業務経験1年以上

## (4) 報酬

時給 3,500 円

## (5) 現在の勤務の状況

- ・荃崎中勤務者は市の南部担当、春日勤務者は市の中部担当、秀峰勤務者は北部担当  
 <荃崎中配置>：荃崎、高崎、輝翔、洞峰、光輝、高山、みどりの  
 <春日学園配置>：春日学園、桜並木、竹園、吾妻、豊里  
 <秀峰筑波配置>：秀峰筑波、大穂、桜、学園の森
- ・荃崎中勤務者は年間1,086時間（1日6時間、週当たり3、4日程度）
- ・春日勤務者と秀峰勤務者はそれぞれ543時間（1日6時間、週当たり2日程度）
- ・相談件数が多く、勤務時間内に対応できない場面が多々ある。



(6) 現在の相談状況 (R2年度)

支援の種類	機関種	件数(人数)	備考
支援件数合計		2,507件	支援の内容について件数が多いものは 家庭環境 心の健康 不登校 発達障害 貧困
支援学校数	小学校	144件	
	中学校	87件	
	義務教育学校	32件	
支援指導生徒数	小学校	212人	
	中学校	190人	
	義務教育学校	214人	
諸機関との連携件数	児童家庭福祉	340件	
	保健、医療	95件	
	警察	4件	
	司法、更生施設	1件	
	学校外の教育機関	179件	
	その他専門機関	304件	
	地域の人材、団体	152件	

- ・相談内容が多岐にわたり、専門性を要する相談が増加している。
- ・関係機関との連携にはソーシャルワーカーの存在が欠かせない。

(7) スクールソーシャルワーカーの所見

スクールソーシャルワーカーの対応件数

<スクールソーシャルワーカー活用状況>

	令和2年度	令和元年度
相談者数(含高校生)	618人	502人
支援件数	2,507件	2,868件
関係機関連携件数	1,075件	492件
ソーシャルワーカーの配置は令和元年度から 令和2年度の支援件数が減っているのは、1つ1つが重い案件が多かったため1つの案件にかかる時間が長かった。		

- ・スクールソーシャルワーカーの対応件数が増えている。
- ・関係機関との連携が複雑多様化している。
- ・延べ件数であるが、3人のスクールソーシャルワーカーで2,500件を超える案件を抱えており、対応が十分であるとは言い難い。

スクールソーシャルワーカーの予約困難状況

<令和3年度スクールソーシャルワーカー勤務状況>

SSW	A	B	C
勤務時間	543時間	543時間	1,086時間
担当学園	秀峰、学森、桜、大穂	春日、豊里、吾妻、桜並木、竹園	みどりの、高山、光輝、洞峰、高崎、荳崎、輝翔
学校数	11校	13校	21校
児童生徒数	5,921人	6,626人	9,352人

- ・約22,000名の児童生徒を上記の3名のスクールソーシャルワーカーで対応している。スクールソーシャルワーカーに大きな負担を強いている状況である。
- ・相談の背景も多様化しており、関係機関連携件数もとても増えている。スクールソーシャルワーカーの活用場面が増えていることにつながる。
- ・スクールソーシャルワーカー1人が担当する学区が広く、家庭訪問等、距離的にも大きな負担となっている。

・要望件数が多いため、1つの案件に十分に時間を割けない、というスクールソーシャルワーカーからの声がある。

<スクールソーシャルワーカー活用希望状況調査>

	活用要望件数	希望通り対応件数	延期・見送り	希望通り対応率	サンプル校数
R 3年度	167件	125件	42件	75%	16校
R 2年度	103件	46件	57件	45%	22校

この調査は、スクールソーシャルワーカーの活用を希望したけれど、希望通りの時期に対応できなかった件数を調べる調査。サンプル調査。  
対応できなかった件数は各学校で完全に把握していないため、把握している学校のみでの回答となっている。

- ・スクールソーシャルワーカー3名で45校分に対応しているため、学校が必要な場面を逸している場合がある。
- ・活用しようと思っても、なかなか予約が取れない、という声が多い。
- ・令和3年度(4月～8月)の調査結果から、相談希望件数の75%しか適切に対応できていない。

SSW	A	B	C	C(543hに換算)	Cの担当児童生徒数を75%	全児童生徒を6人のSSWで担当すると
勤務時間	543h	543h	1,086h	543h		1人543h
担当児童生徒数	5,921人	6,626人	9,352人	4,676人	3507人	3,650人
比較	1.7倍	1.9倍	1.3倍	1.3倍	1	1.04倍

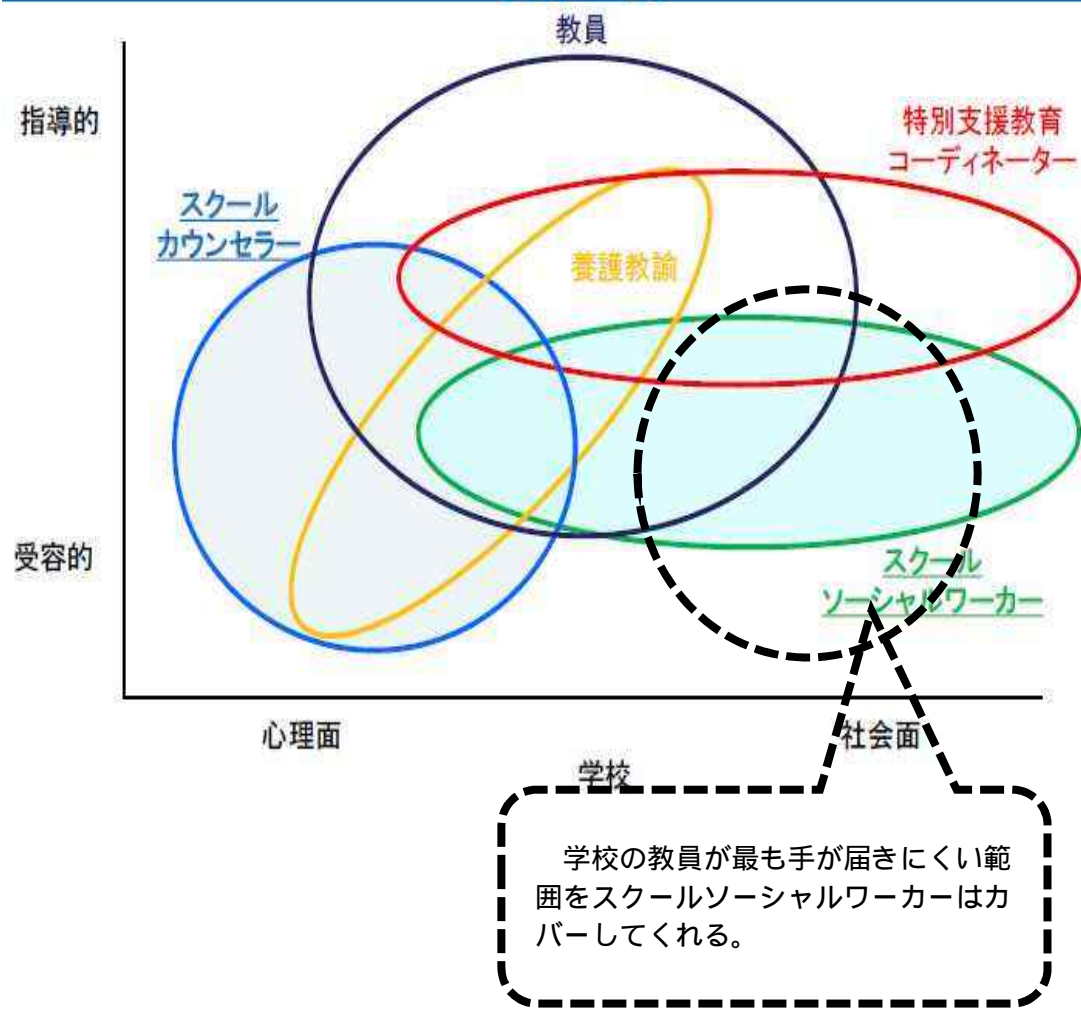
Cのスクールカウンセラーは勤務時間がA, Bの2倍なので、時間を半分にして比較している。学校の要望の75%しか対応できていないため、Cのカウンセラーの担当児童生徒の75%を基準とする。

<スクールソーシャルワーカー担当児童生徒数比較>

- ・現在担当している児童生徒数の75%を担当可能児童生徒数と考えた場合、Cに対してA、Bは2倍近い児童生徒を担当していることになる。
- ・現在、A、Bが抱えている担当児童生徒を2人ずつで担当することができれば、だいぶ充実した対応が可能となる。

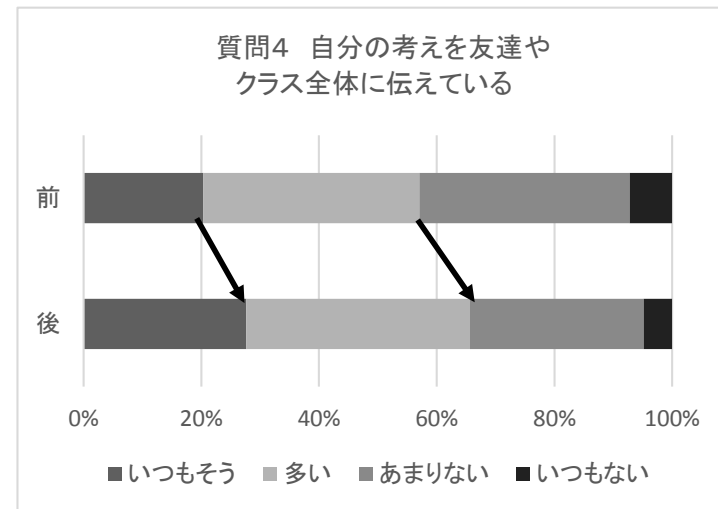
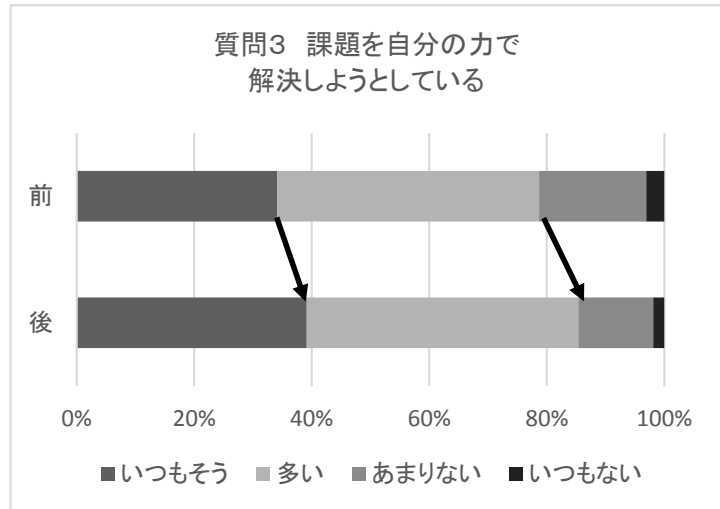
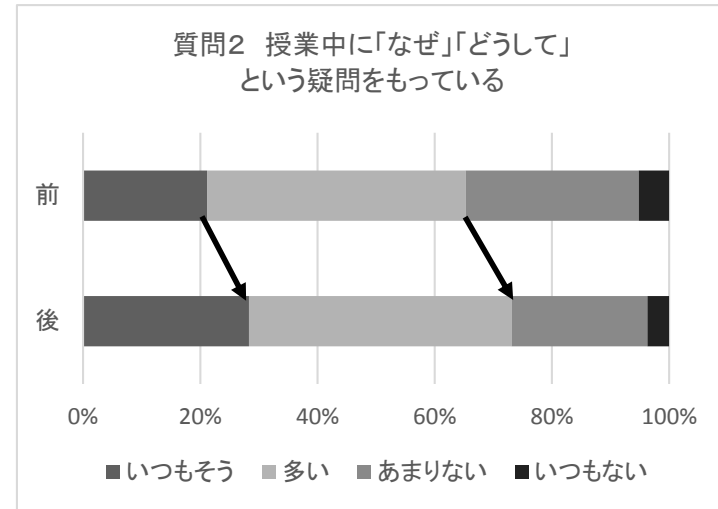
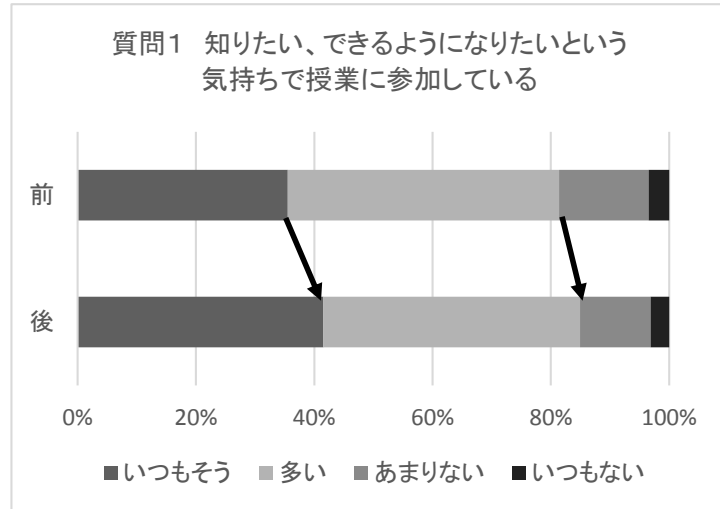
R3年度(4月～8月)において16校からの回答で延期、見送り件数が42件あった。45校に換算すると、5か月間で118件が延期、見送りとなっている。1年間換算では283件が延期、見送りになってしまう。SSWの人員を増やさないと対応が後手になってしまう。現在の3人体制から5人体制(543h勤務の場合6人体制)にすれば、1人当たりの担当児童生徒人数が基準値に近くなり、充実した対応が期待できる。対応が後手に回ってしまう。学校としては、家庭訪問をしてくれたり、関係機関との連絡調整もしてくれるスクールソーシャルワーカーの充実の希望が多い。

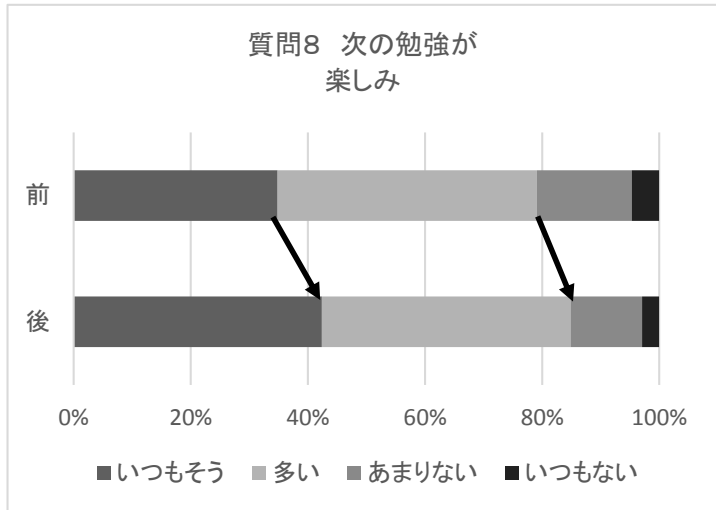
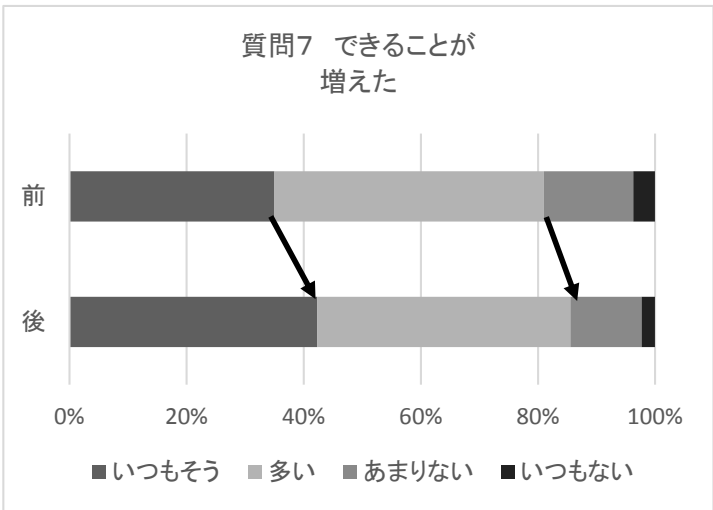
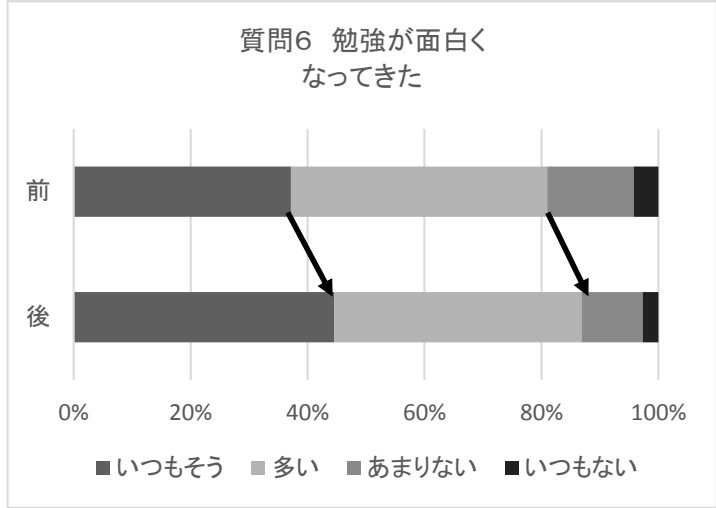
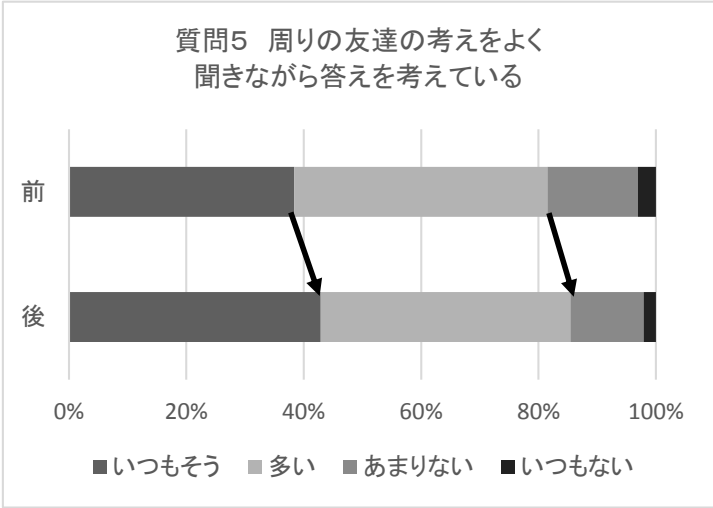
# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割分担 (イメージ)



# 教えから学びへ アンケート集計結果

対象者 研究授業の前後でアンケートをとった児童生徒 実施前 1,801人 実施後 1,782人





## 「教えから学びへ」アンケート聞き取り内容 まとめ

## 【個人】

問 「教えから学びへ」の授業を構成するときに気を付けていることは。

- ・単元のねらい、授業のねらいを授業者としてしっかりもつようにしている。
- ・単元でどんな力をつければよいか、どのような姿を目指すかを具体的におさえている。
- ・単元シートを作成している。(単元の流れ、学習内容、活動内容、どのような力を付ける学習になるのか、ねらいが達成できたかを示している)
- ・授業の課題とゴール(まとめ)がぶれないように気を付けている。
- ・子ども自身が目的意識・相手意識を持ちながら学べるようにしている。
- ・単元の導入で、日常生活を振り返り、子どもたちが課題を自分事として考える場を設定し、学習計画表を子どもが主体的に作れるようにしている。
- ・タブレットを使っていくことで、ノートをとるのが苦手な子どもも意欲的に活動に取り組めるようにしている。
- ・常に疑問から、課題をつくるようにしている。  
(子供たちが持っている概念などの不一致を提供することで、関心を高める。)
- ・課題づくりにおいて、常に自分事として、とらえることを意識して授業づくりをしている。自分事になることで、主体的に解決したり、取り組んだりすることができる。
- ・子どもの知っていること、知らないことを把握し、方向付けをする。
- ・お互いに褒めあう時間や認め合う時間を作ることで、自信をつけさせている。  
(まわりの友達からの称賛が自信につながる。)
- ・導入部分で、敢えてうまくいかない経験をさせることで、知りたい、学びたいという気持ちを引き出している。
- ・対話的活動では、4人のグループではなく、ペア(2人)で、その内容は teams で共有し、さらに同じ意見や考えの人でペアの組み換えをすることで、自分の考えや発表に自信をもたせる。
- ・「振り返り」の時間を大切にしている。授業の最後にできたことや達成したことを書くようにしている。次時の活動には子どもにフィードバックしている。

問 グラフを確認しながら、伸びが大きかった項目、もともと良い結果だった項目に対して、どのような手立てをしたか。

【質問1 知りたい、できるようになりたいという気持ちで授業に参加している】

- ・発表の仕方や比べる視点など、ヒントだけ与えて後は子どもたちだけで話し合わせるようにした。

【質問2 授業中に「なぜ」「どうして」という疑問をもっている】

- ・子供たちの質問やつぶやきをよく拾うようにした。

【質問4 自分の考えを友達やクラス全体に伝えている】

- ・タブレットを活用したことで他の子の様子をいつも見ることができ、書き込むことができるようにした。
- ・「書く」活動でICTを活用した。Teams で進捗状況を確認しあったり、「推敲」でお互い

のまとめたものを見合ったり、コメントを入れあったりした。

【質問7 できることが増えた】

- ・子どもが楽しんで取り組んだり、繰り返して定着したりする活動を設定した。

【質問8 次の勉強が楽しみ】

- ・単元の計画をしっかりと立てていく中で、学習を進めていく中で「次はこうしたい」「こんな工夫を取り入れたい」という取組になるようにした。
- ・資料を次の学習の時に活用したいという思いをもたせるため、いろいろな視点で資料を取捨選択させるようにした。

問 今回の授業で特に工夫したことは。

<ICTの活用>

- ・ノートを使わず、すべてタブレットで学習を行った。
- ・タブレットを用いて写真を撮る活動を多く設定した。
- ・物語をタブレットで作成したことで、相手に伝えたい、話したいという思いを強く持たせるようにした。
- ・書くことに抵抗感がある子どもに対応して、「書く」単元で作文用紙やワークシートではなくワープロソフトでまとめるようにした。場面緘黙の子どもが、友達とチャットなどでやりとりをする様子が見られた。

<授業内容>

- ・既習事項や生活経験をもとに知っている情報について、イメージをもたせ、知らないことを意図的に仕組ませ、子どもになぜ、どうして?と思わせる課題をみんなでつくった。

問 「教えから学びへ」授業✓シートの中で、特に気を付けていることは何か。

- 4 学習のゴール(見通し)の姿をイメージさせている
  - ・学習終了時に自分がどこまで到達したのかを、子ども自身が具体的に振り返りできるように、ゴールを明確に示している
- 6 交流の場面を設定している
  - ・子どもたちの特性を把握したうえで設定している
- 10 全体での共有のときに、子どもの意見をつないでいる
  - ・子どもが主体ですすめている
  - ・「本当にそうかな」「こういう意見が出たけど、どうかな」など、問い返しや切り返しの発問をして、何について話し合っているか視点をはっきりさせている
  - ・子どもの考えをつなぐ声掛けをすることで、多様な考えに触れたり、自信をつけさせるようにしている。
- 12 授業の達成度(評価規準)を子どもの姿でみとっている
  - ・達成度だけでなく、その過程も大事にみとるようにしている

- 13 振り返りの時間を設定している
  - ・振り返りシートを毎時間実施し、それを重ねていくようにしている
  - ・単元末の振り返りは、ある程度長い文章で書かせるようにしている
  - ・振り返りは子ども自身に次時にフィードバックしている。また、授業者自身の授業改善にも生かしている
- 14 振り返りの視点を与えている
  - ・振り返りの視点を明確にすることで、子供の主体的な学びや生きて働く知識・技能の活用につなげている。

## 聞き取り内容

### 【学校】

問 「教えから学びへ」強調月間をむかえるにあたり、学校から職員に伝えたことは、またどのように伝えたか。

特に強調して伝えはしなかったが、常にグランドデザインを全職員で意識している。教えから学び＝グランドデザイン

（校長）計画訪問時の指導案をA4用紙1枚にした。これは、指導計画を固めることによって、教えが強調されると感じたため。指導案を簡略化し子どもの考えを基に授業を構成し、教師が考えさせる時間をもたせた。

（教務）4月1日にグランドデザインを校長が提示。全職員でがんばろうという気持ちになった。その訳は、「温かい言葉」「明確」という言葉を示してくれたから。その時に「教えから学びへ」の話もしてくれた。それから、「教えから学びへ」を意識するようになった。学校全体でまとまってきた。先生たちが楽しく仕事している。

教育長の考えを全職員に理解させる。

（校長・教務）TEAM Sの影響が大きい。教育長からの文書をタイミングよく提示してもらえ、常に意識してから授業を準備することができた。職員数が多いので温度差がなく共通理解ができることと伝えたいことがリアルタイムで伝えることができた。教務としても、全職員に口頭で伝えると意図がずれていくので非常にありがたい。

「伝える際に工夫していることは？」

（校長）教育長の言葉は、職員に対してかみ砕いて、認めてもらっていることが分かる文章なの



で、ぜひ先生方に読んでほしいので、「みんなへのお礼がきているなど・・・」のような一言添えている。

### スピード感とPDCAサイクルの重視

(校長)9月1日の対応は8月23日に完了していた。4月の時点で「台風や降雪で休業にしない!」と教務に伝え、すぐに講師を読んで対応した。5月の時点で、2年生からオンライン朝の会の実施。夏休み(8月18日)にオンライン学級会を実施。オンライン学習では、先生は学びに集中することができ、子どもたちが学べるようにどのように授業を組み立てればいいのかを考えることができた。

また、PDCAサイクル(グランドデザイン)は大切に、9月2日の午前中に不具合把握 対策 学年会 実践を完了できた。教えから学びとは関係ないが、先を見通すことで、自信をもってオンライン学習に対応できる。P(計画)C(チェック)は大切。

### 問 学校として授業づくりで特に気にしていることは、

具体的に春日学園で、授業づくりに関して意識していることは、

(校長)知らず知らずのうちに授業をみんなで作るようになった。特に、オンライン学習では、一つの授業を学年職員みんなで作成し、「教材研究」「パワーポイント」「双方向で学習する際に組み立て」「メンテナンス」学年全体で作ることができる。

(教務)昨年は、課題提示の研修は行っていたが、思うように進まなかった。まずは、理想はないので「やってみよう」が合言葉で校長が声かけしてくれる。グランドデザインのアントレプレナー精神が大切。

(教務)1人1台端末についての研修は、5月までには完了。しかし、活用については、職員室内での会話で職員間に広がっている。校長から、「子どもたちが使いたいときに、使いたいときに使わせる。」「学びを止めるような先生からの発言はしない。」「鉛筆と同じ」「形ではない。学び方は一人一人違う。」「学びと端末の使い方は基本的に同じ。

校長先生の話聞いて、教務から全職員に発信している。

### 問 今回、成果が表れた教員が多かったが、一番の要因は何だと考えるか。

要因は、教育長をはじめ先生方に対するサポート力。

(校長)一番すごいのは教育長。教研の日に90分全職員に話してくれたことは、ありがたい。市の施策を分かりやすく話してくれ、先生方はやる気になった。また、総研など悩み事がれば確実にサポートしてくれる。その姿が、風通しの良い職場になっている。やはり、教育長の力が大きい。

・先生方が意欲的になった実感はありますか

学年の中で先生方が活発に話し合うようになった。足りない点は縦のつながりが弱い点。これが強化されるといい。

また、こどもは変わってきていて、挨拶ができるようになった。これは、先生が明るくなってきたからだと思う。先生からの不平不満がなくなった。特に9年生は素直で、先生方はこの子たちに何かしてあげたいと教材研究を頑張っている。

子供が好きだから、教材研究をしたくなる。

教務として、何を意識していますか

教務として、グランドデザインを具現化することが私の役目。校長先生は伝えられたことは、すべてやっていこうと考えている。先生から相談があったときは、グランドデザインに書いてあることを各先生方に確認している。また、時間の確保は大切に、先生が教材と向き合える時間を重視し、チャレンジすることを認めている。

<聞き取りからのまとめ>

- ・こどものために、できることを考え、追求する
- ・グランドデザイン＝市の方針
- ・グランドデザインが学校運営に生かされている
- ・誰も行っていないことを考え実践するチャレンジ精神 前年踏襲
- ・働き方改革＝子供に向かう時間 教材研究
- ・教えから学び等の市の施策をどんな思いで行うのか全職員に伝達（TEAMSの活用）
- ・結果を求めず「まずは、やってみよう」と認める雰囲気
- ・端末の活用＝教えから学び
- ・市の方針 学校の方針 校長の方針 具現化するために伝える職員の重要性
- ・スピード感と先を見通した計画性（PDCAサイクル）